

令和3年度 大学機関別認証評価  
自己点検評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月

岐阜女子大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	41
基準 4. 教員・職員	56
基準 5. 経営・管理と財務	71
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	87
基準 A. 地域連携・地域貢献	87
・ A-1 全学的な地域連携・地域貢献への取り組み	87
・ A-2 地域資源デジタルアーカイブによる本学独自の地域貢献	95
基準 B. デジタルアーカイブを活用した学修支援	98
V. 特記事項	100
VI. 法令等の遵守状況一覧	101
VII. エビデンス集一覧	114
エビデンス集（データ編）一覧	114
エビデンス集（資料編）一覧	114

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

岐阜女子大学（以下「本学」という。）は、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。それは、慈しみの心を育み（人らしく）、きめ細やかな感性を発揮し（女らしく）、自我を確立させ（あなたらしく）、責任ある個性が発揮できる（あなたならではの）人材を養成する（教養ある職業人）という教育理念となっている。

本学は、昭和 21（1946）年開講の専門学校「華陽女子学園」を母体として、昭和 43（1968）年 4 月に附属高校も短大も持たない家政学部家政学科のみの小規模 4 年制単科女子大学として開学したが、その 2 年後には、文学部英文学科及び国文学科の開講を実現し、以後、平成 31（2019）年 4 月の大学院文化創造学研究科デジタルアーカイブ専攻及び同通信教育課程の開講まで、学部・学科・専攻・大学院研究科の新設あるいは改組転換（後掲Ⅱ-1「本学の沿革」）を行いながら、常に社会の要請に応じてきた。その過程で学生数も増大するところとなったが、このなかにあっても常に学生を中心とした教育を志向し堅持してきた点が、本学の最大の特徴であり、また、本学が社会に存続を許される正に生命線であり、基本理念であると自認している。

本学は、学則の第 1 条第 1 項で、「岐阜女子大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り、家政学及び文学に関する学術の教授及び研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、第 2 条の 2 第 1 項で、「学科又は専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。」とし、具体的に規定している。

一方、大学院は、平成 7（1995）年 4 月の設置・開講以来、共学制を採り、大学院学則第 1 条第 1 項で、「岐阜女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、課程は修士課程としている。そして、大学院修士課程の目的を第 2 条第 2 項で、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な専門的な知識と能力とを持つ人材の育成並びに社会人の再教育」としている。

本学では 1 年次からの初年次教育、2 年次以降の専門教育、そしてキャリア教育を実施するとともに、各学科専攻においてコア・カリキュラムを策定することにより、構造化した教育を実施し、学士力として準デジタル・アーキビスト資格取得を指導している。学生は確かな学士力を身につけ、令和 2（2020）年度も 98% の高い就職率を誇っている。学士力として位置付けているデジタル・アーキビストの力は、本学が有するデジタルアーカイブに関する教育・研究の成果であり本学を特色づけるものである。

加えて、本学は建学時より女子大学としての教育を継続している。これは本学の個性であり、岐阜県内唯一の女子大学として女性の高等教育を担ってきている。その中で、これからの社会で活躍する女性の人材育成に力を入れてきた。

このような教育を一人一人の学生にきめ細かく届かせることができるのも、少人数教育を重視しているからこそであり、担当学生一人ひとりについてクラスアドバイザー教員が行う個別面談と「個別指導計画書」の作成によるきめ細やかな学生の自立支援システムを

## 岐阜女子大学

有しているからである。これらも本学を特色づける取り組みである。

### II. 沿革と現況

#### 1. 本学の沿革

昭和 21 (1946) 年	華陽女子学園開講
昭和 40 (1965) 年	学校法人杉山女学園設立
昭和 43 (1968) 年	岐阜女子大学家政学部設置
昭和 45 (1970) 年	文学部設置
昭和 46 (1971) 年	家政学部家政学科に家政学専攻、食物栄養学専攻、住居学専攻設置
昭和 51 (1976) 年	家政学部住居学科設置
昭和 54 (1979) 年	体育館（兼講堂）竣工
昭和 56 (1981) 年	図書館竣工
昭和 62 (1987) 年	文学部に日本語教員養成コースを設置
平成 元 (1989) 年	中国浙江美術学院と姉妹校締結
平成 7 (1995) 年	大学院文学研究科修士課程（日本語日本文学専攻・英語英米文学専攻）開講
平成 10 (1998) 年	文学部観光学科設置
平成 13 (2001) 年	文学部文化情報メディア学科開講
平成 14 (2002) 年	家政学部家政学科管理栄養士専攻開講
平成 15 (2003) 年	中国美術学院委託留学生制度締結
平成 16 (2004) 年	大学院生活科学研究科（生活科学専攻）開講
〃	文学部を文化創造学部へ改組
平成 18 (2006) 年	新 4 号館竣工
〃	文化創造学部文化創造学科初等教育学専攻開講
〃	大学院文化創造学研究科文化創造学専攻開講
平成 19 (2007) 年	大学院文化創造学研究科に初等教育学専攻開講
平成 20 (2008) 年	大学院文化創造学研究科（通信教育課程）文化創造学専攻、初等教育学専攻開講
平成 21 (2009) 年	沖縄女子短期大学と姉妹校協定締結
平成 28 (2016) 年	学校法人華陽学園に変更認可
平成 30 (2018) 年	文化創造学部文化創造学科デジタルアーカイブ専攻開講
平成 31 (2019) 年	大学院文化創造学研究科デジタルアーカイブ専攻開講
〃	大学院文化創造学研究科（通信教育課程）デジタルアーカイブ専攻開講

#### 2. 本学の現況

##### ・大学名

岐阜女子大学

岐阜女子大学大学院

## 岐阜女子大学

### ・所在地

岐阜県岐阜市太郎丸 80 番地

岐阜県岐阜市明德町 10 番地 杉山ビル内（岐阜女子大学文化情報研究センター）

沖縄県島尻郡与那原町東浜 1 番地 沖縄女子短期大学内（岐阜女子大学沖縄サテライト校）

### ・学部・大学院構成

家政学部	生活科学科	生活科学専攻
	〃	住居学専攻
	健康栄養学科	
文化創造学部	文化創造学科	文化創造学専攻 書道・国語専修
		〃 観光・英語専修
		〃 アーカイブ専修
		デジタルアーカイブ専攻
		初等教育学専攻 子ども発達専修
		〃 学校教育専修
大学院	文化創造学研究科	文化創造学専攻
〃	〃	デジタルアーカイブ専攻
〃	〃	初等教育学専攻
〃	生活科学研究科	生活科学専攻
〃	文化創造学研究科（通信教育課程）	文化創造学専攻
〃	〃（ 〃 ）	デジタルアーカイブ専攻
〃	〃（ 〃 ）	初等教育学専攻

### ・学生数、教員数、職員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部	911 人	家政学部	530 人（収容定員 740 人）
			文化創造学部	381 人（収容定員 580 人）
	大学院	72 人（収容定員 112 人）		
教員数（学部）	教授	42 人	准教授	14 人
			講師	18 人
			助教	2 人
	（大学院）教授	2 人	助手	8 人
職員数		39 人		

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

###### 1-1-③ 個性・特色の明示

###### 1-1-④ 変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。【資料 F-5】

それは、慈しみの心を育み（人らしく）、きめ細やかな感性を発揮し（女らしく）、自我を確立させ（あなたらしく）、責任ある個性が発揮できる（あなたならではの）人材を養成する（教養ある職業人）という教育理念を基に、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することが本学の目的・使命であることを意味している。【資料 F-3】

また、学科又は専攻の教育研究上の目的について、学則第 2 条の 2 第 2 項以降で具体的に明記している。【資料 F-3】

大学院については「教養ある高度な専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げ、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的としている。【資料 F-3】

###### 1-1-② 簡潔な文章化

この教育目標と教育理念を基に、学則の第 1 条で、「岐阜女子大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り、家政学及び文学に関する学術の教授及び研究を行い、知的、道徳的、応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定め、第 2 条の 2 第 2 項以降で、各学科・専攻の教育研究上の目的を簡潔に明記している。【資料 F-3】【資料 F-5】

一方、大学院は設置・開講以来男女共学制を採り、大学院学則第 1 条で、「岐阜女子大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、第 2 条で、課程は修士課程とし、当該課程の目的を「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な専門的な知識と能力とを持つ人材の育成並びに社会人の再教育」に置いていることを明記している。【資料 F-3】【資料 F-5】

これらの基本的事項は、学生便覧のみならず、本学ホームページにも掲載し広く公開している。【資料 1-1-1】

### 1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、前身である華陽女子学園から数え 70 年を超え、長きにわたり女性の人材育成のための高等教育を実施してきた。本学の女性教員は 4 割を占め、女性研究者の育成にも努めている。

また、建学の精神、教育理念に基づき、郷里に帰って、生まれ育った地域に貢献できる人材の育成を本学の特色としており、地元就職率が 80%を超えている。「現代 GP」等の採択を受け、自立して郷里で活躍する人材を育成するためにこれらの事業を発展させた本学独自の学修テキストを各学科・専攻で作製して、活用している。【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

平成 21 (2009) 年に沖縄女子短期大学と姉妹校協定を締結し、現在、沖縄サテライト校で短大―大学―大学院の連携教育や公開講座を実施している。また、岐阜キャンパスでは、デジタル・アーキビスト資格やドローン資格のための講座など多くの学修機会を提供している。これらの公開講座や資格取得のための講座は、本学の学生も受講を可能としている。【資料 1-1-4】特に岐阜の立地環境を活かして、女子学生がドローンを操縦し、空撮できる技術を修得することは、他学では見られない特徴的取り組みであり、建学の精神、教育理念に基づいた人材育成の一つである。

また、近隣自治体と包括連携協定を締結して学修のフィールドとして活用して実施しており、これらの研究・活動結果は、各学科・専攻や研究所等で成果として報告している。

【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】

これらの本学の個性・特色は、大学ホームページで広報するとともに、岐阜女子大学学則第 2 条の 2 に明示された各学科・専攻等の教育研究上の目的に反映している。【資料 F-3】

### 1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和 21 (1946) 年 12 月に華陽女子学園を開講し、昭和 40 (1965) 年に学校法人杉山女子学園として設立認可され、昭和 43 (1968) 年に岐阜女子大学を開学、家政学部を設置した。昭和 45 (1970) 年に文学部を設置し、平成 7 (1995) 年に大学院文学研究科修士課程設置、平成 16 (2004) 年に大学院生活科学研究科設置、同年 12 月に文学部を文化創造学部に変更が認められた。平成 18 (2006) 年には大学院文学研究科を改組、文化創造学研究科を設置し、大学から大学院までの高等教育の整備を図り、社会の動向やニーズの変化に対応してきた。【資料 F-5】

さらに、社会の変化と高度化に対応する教育内容の充実のため、大学が実施する教育改革のうち特に優れたものを選び支援する文部科学省の GP (Good Practice -優れた取り組み) 事業の一つである「現代 GP」で、本学の『デジタル・アーキビストの養成』プランが採択され大学院教育の一層の充実を図るため、大学院文化創造学研究科(通信教育課程)を平成 20 (2007) 年に設置し、社会人の人材育成を進めてきた。平成 19 (2007) 年度～21 (2009) 年度には「社会人のためのデジタル・アーキビストの育成」(文部科学省 GP) に採択され、その後、「大学院 GP」として「実践力ある上級デジタル・アーキビスト育成」も採択されている。【資料 1-1-7】

近年、18 歳人口の減少による定員充足率の低下や社会的需要の変化を受け、令和 2 (2020) 年度に各学科・専攻の定員変更を行った。【資料 F-5】

また学生も多様化してきているため、学生個々に対応するためにクラスアドバイザー制

をとっており、教育支援センターと連携して学生支援を行っている。さらに令和2(2020)年度の世界規模の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、大学教育の形態が対面授業中心型から大きく変わろうとしており、社会が求める大学教育の実現が不可避と認識し、遠隔教育を視野に入れた新たな教育方法の検討を開始している。【資料 1-1-5】

大学院においては、今後の社会の高度化に対し、各専門分野で活躍できる高度な専門性をもつ人材の育成が必要であることから、教育の充実を進めている。

これらについては、自己点検・評価委員会が主導し毎年度中期計画の進捗状況を評価し見直すとともに、内部質保証推進会議が主導し外部評価委員会において、建学の精神、教育理念はもちろんのこと、それらに沿った教育がされているか、各学科専攻のPDCAサイクルを活用した評価及び次年度の課題を提示して、外部から客観的にご意見をいただき、毎年見直しを行っている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】

### (3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、18歳人口の減少、社会ニーズの変化などに合わせ、教育研究の充実を図り学生数の増加を目指してきたが、近年の定員充足率の低下により、学部、学科、専攻等の改組が必要になった。そのため、令和2(2020)年度に定員の見直しを実施したが、なお定員を充足することができていない。それゆえ本学は、社会が求める大学教育の在り方を探求し、本学の特徴を生かした教育の実現に向けて教育の質的転換を図り、地域、産業界、他大学等との連携を推進する。

そして建学の精神に基づく女子教育を進め、年度ごとに中長期計画の進捗状況を評価、その都度修正し、社会のニーズと使命、目的及び教育目的とが適合しているかを確認し、社会に貢献できる人材の育成と社会貢献を進めていく。

【資料 F-3】 大学学則

【資料 F-3】 大学院学則

【資料 F-5】 学生便覧

【資料 F-5】 大学院便覧

【資料 1-1-1】 教育の目的 <https://gijodai.jp/about/disclosure/admission.html>

【資料 1-1-2】 私立大学等研究ブランディング事業報告書

【資料 1-1-3】 各種テキスト参照

【資料 1-1-4】 岐阜女子大学大学院免許法認定公開講座実施要項

【資料 1-1-5】 令和2年度外部評価資料

【資料 1-1-6】 各研究所・センター報告書

【資料 1-1-7】 文部科学省各種支援事業報告書等

【資料 1-1-8】 中期計画進捗状況報告書

【資料 1-1-9】 外部評価委員会報告書

## 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-2-② 学内外への周知

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

#### (1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

#### (2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

法人と大学の使命と目的は、「学校法人華陽学園寄附行為」【資料 F-1】、学生便覧（岐阜女子大学学則）【資料 F-5】及び大学院便覧（岐阜女子大学大学院学則）【資料 F-5】に明記している。寄附行為の制定及び改定は理事会の承認が必要であり、学則の制定及び改定は教授会並びに研究科委員会の承認が必要であるため、役員の理解と支持は得ている。理事会、教授会及び研究科委員会で決定された事項は、学科・専攻会議等でも周知されており、教職員の理解と支持を得ている。

### 1-2-② 学内外への周知

本学の教育理念である建学の精神及び教育目的の学内外への周知方法については以下のとおりである。

#### 1) 学内への周知

学生及び教職員には、学生便覧【資料 F-5】を配付し周知している。また、新入生に対しては入学式の式辞や挨拶の中で学長並びに理事長が必ず説明するとともに、入学式後の新入生宿泊研修（令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度については新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のため大学キャンパスにおける新入生教育研修・ガイダンスに変更して実施）において、学長、理事長、学科・専攻主任、学事部等事務局より説明している。【資料 1-2-1】

在学生へは、学期初めに行う学科・専攻別、学年別のガイダンスにおいて、学科・専攻主任、学事部等事務局より説明している。【資料 1-2-2】

教職員には、教授会や新任教職員研修等において折に触れ説明している。また、教授会以外にも学科・専攻会議等での学生の履修状況等の情報共有を通じて、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえた学科・専攻の使命・目的及び教育目的について検討している。

学生の保護者に対しては、入学式当日の「岐阜女子大学杉の実会（父母の会）」及び学科・専攻別懇談会【資料 1-2-3】において周知を図るとともに、毎年開催される「杉の実会総会及び地区別懇談会」（令和 2（2020）年度の杉の実会総会は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のため中止）【資料 1-2-4】において説明し周知している。

#### 2) 学外への周知

本学ホームページで教育理念である建学の精神及び教育目的を紹介している【資料 1-2-5】とともに、学生の保護者には「CAMPUS DAYS」【資料 1-2-6】を通じて、企業等へは大学案内【資料 F-2】や就職懇談会、企業訪問等で周知に努めている。また、高等学校に対しては、毎年開催している大学説明会【資料 1-2-7】や出張講義【資料 1-2-8】、事務局職員による高校訪問等の際に大学案内を配布するなどして周知に努めている。オープ

ンキャンパス【資料 1-2-8】に参加した高校生とその保護者、資料請求者にも、大学案内の配布や口頭説明により周知に努めている。

### 1-2-③ 中長期的な計画への反映

中長期的な計画については、長期計画（平成 26（2014）年度～令和 5（2023）年度）【資料 1-2-9】及び第 2 期中期目標・中期計画（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）

【資料 1-2-10】が策定され、進行中である。長期計画及び中期目標・中期計画については、部長会、主任会議等において全体的な調整を経て、教授会、常任理事会、理事会で決定している。これらの中長期的な計画については、大学の使命・目的及び教育目的が明確に反映されている。

長期計画については、「建学の精神・教育理念と使命及び学園の将来目標」、「教育組織に関する現状認識と改善計画」、「学生定員の管理に関する方針」等を定め、中期目標・中期計画においては、「学園の規模の展望」、「経営改善の取組」とともに、「教育の質の向上」、「学術研究の推進」、「社会との連携」等を定めている。

これら中長期的な計画については、毎年見直しの必要性並びに進捗状況について検討しており、平成 30（2018）年度においては、中期目標・中期計画の第 2 期計画策定に合わせ、長期計画についても見直しを行っている。

### 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の教育理念である建学の精神及び教育目的を具現化するための大学全体としての包括的な三つのポリシー及び学部ごとの三つのポリシーを策定、随時見直しを行い、ホームページに公表している【資料 1-2-11】ほか、大学案内【資料 F-2】等にも明記している。また、受験を考える高校生にとって大切となるアドミッション・ポリシーについては、ホームページの各学科・専攻・専修・コースの紹介ページの冒頭において分かりやすい表現で明記している。

大学院についても、研究科ごとに三つのポリシーを策定し、ホームページ等で公表している。【資料 1-2-12】

なお、現行の三つのポリシーは、令和元（2019）年度に学長主導のもと、学部、研究科等での検討を経て、外部評価委員会で評価され、教授会で報告・周知されたものである。

### 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、昭和 43（1968）年の大学設立以来、教育理念である建学の精神を継承し、それを根源とした大学の使命と教育目的を時代や社会の変化に適切に対応して掲げてきた。

本学の使命と教育目的を達成するため、家政学部と文化創造学部の 2 学部制をとっている。家政学部には生活科学専攻と住居学専攻からなる生活科学科と健康栄養学科を、文化創造学部には初等教育学専攻、文化創造学専攻とデジタルアーカイブ専攻からなる文化創造学科を設置している。

各学科・専攻では、少人数制を基本としたクラス編成を行った上で、質の高い教育ができる適正な教員数を確保し、教育目的の実現に努めている。

### (3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は、時代の要請に合わせて変化してきているが、大学の内外に対して明確に示されており、その根底に一貫としてあるのは開学当初からの建学の精神である。来るべき Society5.0 に向けて、本学の使命・目的及び教育目的も変化していくことが予測され、その変化に即時的に対応し、それを中長期的な計画策定や三つのポリシーとそれらに基づく具体的な教育研究活動等の見直しに反映させていくことができる、より機動的な組織体制づくりを図る。

【資料 F-1】 学校法人華陽学園寄附行為

【資料 F-2】 大学案内

【資料 F-5】 学生便覧（岐阜女子大学学則）

【資料 F-5】 大学院便覧（岐阜女子大学大学院学則）

【資料 1-2-1】 令和 3 年度新入生教育研修・ガイダンスについて

【資料 1-2-2】 令和 3 年度前学期ガイダンス予定表

【資料 1-2-3】 令和 3 年度入学式等の予定表（令和 2 年度第 12 回教授会資料）

【資料 1-2-4】 令和 2(2020)年度杉の実会定期総会資料

【資料 1-2-5】 <https://gijodai.jp/>及び <https://gijodai.jp/policies/>

【資料 1-2-6】 岐阜女子大学 学報 CAMPUS DAYS

【資料 1-2-7】 令和 3（2021）年度岐阜女子大学大学説明会資料

【資料 1-2-8】 令和 3 年度広報（高校訪問担当者合同）委員会資料

【資料 1-2-9】 長期計画

【資料 1-2-10】 第 2 期中期目標・中期計画

【資料 1-2-11】 <https://gijodai.jp/policies/policy.htm>

<https://gijodai.jp/trait/home-economics.html>

<https://gijodai.jp/trait/cultural-creation.html>

【資料 1-2-12】 <https://gijodai.jp/graduate/cultural-creation/3policy.html>

<https://gijodai.jp/graduate/seikatsu/3policy.html>

### 【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、教育基本法並びに学校基本法を基本として学則において明確に定められており、その内容は、建学の精神で述べられた教育理念と使命に基づきながら、学部・学科・専攻の特性にしたがって具体的かつ簡潔に示されている。

また、本学大学院の使命・目的及び教育目的も大学院学則に明確に定められており、その根幹にはやはり建学の精神と教育理念がある。

これらの使命・目的及び教育目的は、本学役員、教職員はもちろん、学内外に広く周知されている。

さらに、使命・目的及び教育目的は、本学の中長期的な計画や三つのポリシーに明確に反映され、相互の関係について継続的な見直しが図られているとともに、本学の教育研究組織の機動的な改革に活かされている。

以上の事実から、基準 1「使命・目的等」の基準を満たしている。

## 基準 2. 学生

### 2-1. 学生の受入れ

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

#### 2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

#### 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

##### (2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学の教育理念である建学の精神を基盤とした教育目的である「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」ことを踏まえてアドミSSION・ポリシーとして「建学の精神と教育の目標を理解し、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性のある多様な人間力の研鑽に意欲的な人を選抜する。また、高い専門性を身につけ、地域社会での活躍をめざす人の入学を期待する。」と定めている。また、各学部、各学科・専攻並びに大学院各研究科のそれぞれの教育研究上の目的に基づいた教育方針を踏まえたアドミSSION・ポリシーを表 2-1-1 及び表 2-1-2 に示すように定めている。

これらのうち、大学及び各学部のアドミSSION・ポリシーは、大学ホームページで公表【資料 2-1-1】しているとともに、大学案内【資料 F-2】や学生便覧【資料 F-5】、大学院便覧【資料 F-5】等に明示して周知を図っている。また、本学主催の大学説明会や進学相談会、オープンキャンパス、さらには学外で行われる進学ガイダンスや、高校への出張講義等を通して説明している。

以上のように、本学ではアドミSSION・ポリシーを明確に策定し、これに基づいて、確かな志向性と学修意欲、個性豊かで多様な学生の受け入れに努めている。

アドミSSION・ポリシーは、他の二つのポリシーとともに、令和元（2019）年度外部評価委員会の主要なテーマとして取り上げ、学長の主導のもと各学科・専攻・専修等の主任が中心となって見直し作業が進められた。外部評価委員会での評価が主任会議に報告され【資料 2-1-2】、そのプロセスが教授会で全教職員に周知された。【資料 2-1-3】また大学、各学部、各学科・専攻・専修、大学院各研究科のアドミSSION・ポリシーを含めた三つのポリシーについては令和元（2019）年度の外部評価委員会資料冊子【資料 2-1-4】として教職員に配付されている。

表 2-1-1 学部・学科・専攻のアドミSSION・ポリシー

学部・学科・専攻	アドミSSION・ポリシー
【家政学部】	家政学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解して、それを学ぶに足る基礎的学力を有し、学修に意欲があり、卒業後に地域社会での活動をめざしている人の入学を期待する。

岐阜女子大学

家政学部 生活科学科 生活科学専攻	生活科学専攻は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解して、それを学ぶに足る基礎的学力を有し、学修に意欲があり、卒業後に地域社会での活躍をめざしている人の入学を期待する。
家政学部 生活科学科 住居学専攻	住居学専攻は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解して、住む人、使う人の立場に立ち、環境への配慮や安全かつ快適な建築・インテリアをデザインするための知識・技術を実践的に身につけ、建築・インテリアのスペシャリストとして、地域社会での活躍をめざしている人の入学を期待する。
家政学学部 健康栄養学科	健康栄養学科は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解して、それを学ぶに足る基礎的学力を有し、食べ物と健康に関心を持ち、学修に意欲があり、卒業後に地域社会での活躍をめざしている人の入学を期待する。
【文化創造学部】	文化創造学部は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次のような女学生の入学を期待する。 1 大学での学修に必要な基礎学力を有している人。 2 知的好奇心にあふれ、向学心のある人。 3 他者の考えを理解し、自分で考えて判断し、自己の意見を表現できる社会的能力を磨きたい人。 4 卒業後は、地域社会での活躍をめざす人。
文化創造学部 文化創造学科 初等教育学専攻	初等教育学専攻は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解した次のような人を求める。 1 子どもとのかかわりが好きで、幼児期の子どもの成長発達に深く関わりたいと考える人。 2 教師への憧れを強くもち、児童を教育していくことに熱情を持っている人。 3 仲間と力を出し合って共に成長していく仕事がしたいと思っている人。
文化創造学部 文化創造学科 文化創造学専攻	書道・国語専修（書道教育コース） 書道教育コースは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解し、書道文化及びその継承に深い関心を持ち、書写・書道教育の専門性を高め教育者になろうとする人を求める。 書道・国語専修（国語教育コース） 国語教育コースは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解し、わが国の伝統的な言語文化に深い関心と知識を持ち、それらを次世代につたえる教育者たらしめようとする人、もしくはそうした関心と知識に立脚した、幅広い層に届く情報発信をすることで、社会に貢献をしようとする人材を求める。

岐阜女子大学

	<p>観光・英語専修</p> <p>観光・英語専修は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解し、日本や世界の文化に興味を持ち、観光に関する専門的な知識を深め、また、英語のコミュニケーション能力を向上させ、観光産業や教育の世界で活躍したいという人材を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性らしいホスピタリティを身につけて観光業に将来携わりたい人。</li> <li>2 専門性と英語によるコミュニケーション能力を備えた英語科教員を希望する人。</li> </ol>
文化創造学部 文化創造学科 デジタルアーカイブ専攻	<p>デジタルアーカイブ専攻は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を理解し、文化や歴史に関する知識・技術を実践的に身につけ、情報社会に貢献できる専門職として社会に貢献したいという意欲のある人を求める。</p>

表 2-1-2 大学院研究科のアドミッション・ポリシー

研究科	アドミッション・ポリシー
文化創造学研究科	<p>文化創造学研究科は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次のような学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学院での学修・研究に必要な基本的専門知識・技能を有する人。</li> <li>2 他者の考えを理解し、自分で考え判断し、自己の意見を表現できる人。</li> <li>3 知的好奇心にあふれ、主体性を持って多様な人々と協働して研究に打ち込める人。</li> <li>4 文化の伝承と創造、次世代の育成など、地域社会の発展に向けて行動できる人。</li> </ol>
文化創造学研究科 (通信教育課程)	<p>文化創造学研究科通信教育課程は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、次のような学生を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学院での学修・研究に必要な基本的専門知識・技能を有する人。</li> <li>2 他者の考えを理解し、自分で考え判断し、自己の意見を表現できる人。</li> <li>3 知的好奇心にあふれ、主体性を持って多様な人々と協働して研究に打ち込める人。</li> <li>4 文化の伝承と創造、次世代の育成など、地域社会の発展に向けて行動できる人。</li> <li>5 働きながら学ぶ意欲のある人。</li> </ol>
生活科学研究科	<p>生活科学研究科は、岐阜女子大学の建学の精神と教育方針・目的を理解し、次のような素養と気構えのある学生の入学を期待する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学院での学修・研究に必要な基礎的専門知識・技能を備えている人。</li> <li>2 衣生活、住生活に関する諸問題の解決に意欲を持っている人、又は食べ物と健康との関係について関心を持っている人。</li> <li>3 地域社会における衣食住に関する諸問題の解決に貢献する志のある人。</li> <li>4 知的好奇心にあふれ、自主的な研究を行う意欲を持っている人。</li> </ol>

## 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

### 1) 入試制度の決定・見直し

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の選抜方法と実施方針については、「岐阜女子大学教授会規則」及び「岐阜女子大学教授会議事運営規則」【資料 F-9】に基づき、入試委員会で審議され、教授会の議を経て決定される。

令和3（2021）年度入試からは、入試改革の一環として、入試区分の名称、入試日程等の変更を行い、各入試区分の選抜方法と学力の三要素との関連性を明確にしている。【資料 F-4】

### 2) 入学者選抜の方法

入試区分は表 2-1-3 のとおりであり【資料 F-4】、アドミッション・ポリシーに沿って入学者を受け入れるべく多様な選抜方法を採用している。

入学試験は学長を最高責任者として、入試委員長（学生部長）の下で入試委員会において決定された入試日程に沿って管理・運営され、全学体制で実施している。入学試験に際しては、学長を最高責任者とした入試本部を設置し、入試委員長（学生部長）の管理の下で試験会場、採点会場を設置し、実施要領に基づいて事前に入試の実施方針を教職員が確認することで、公正かつ厳正な入学試験の実施に努めている。

また、入試専門委員会は入試区分に応じて合否判定会議を開催し、調査書、学力試験、面接、小論文等を総合判定して合格者を提案し、入試委員会において審議した後、教授会の議を経て決定される。【資料 2-1-5】

なお、入試問題については、すべて学内で本学の専任教員が作成し、入試問題作成に関わった教員によりその校正・点検等を行っている。【資料 2-1-6】

表 2-1-3 各入試区分の概要

入 試 区 分	概 要
総合型選抜 I～V期	学力試験に拠らず、アドミッション・ポリシーに沿った積極的で多彩な資質を持った学生の選抜を、出願時に提出する各学科・専攻・専修が課す課題、自己推薦・志望理由書、それらに関する面談等による総合的な評価で行う。
学校推薦型選抜（公募制） 前期・後期	高等学校長の推薦を得て、本学が定める評定平均値の基準を満たし、本学を強く志望する学生を受け入れる入試区分である。試験会場は、本学以外に地方会場を設け、地方からの志願者の便宜を図るとともに、全国各地からの入学者を迎え入れることで本学の活性化を図っている。選抜方法は、各学科・専攻等のアドミッション・ポリシーに沿って、学力試験（健康栄養学科のみ）、小論文、書道実技（文化創造学科文化創造学専攻書道・国語専修書道教育コースのみ）と多様であり、これに調査書を加えて総合的に評価を行っている。
学校推薦型選抜（指定校制） 前期・後期	指定校は全国の高等学校を対象とし、本学への入学実績等に基づき、毎年度選定している。本入試は、本学を専願とし、本学で学ぶ強い意志をもち、本学が定める評定平均値の基準を満たす学生を受け入れるものである。学力試験を課さずに、小論文と面接、調査書等に基づき、総合的な評価で選抜している。

## 岐阜女子大学

<p>一般選抜 前期 A・前期 B・中期・後期</p>	<p>本学独自の学力試験であり、4期に分けて実施している。試験会場は、本学以外に地方会場を設け、地方からの志願者の便宜を図るとともに、全国各地からの入学者を迎え入れることで本学の活性化を図っている。前期 A・前期 B・中期は2教科・2科目、後期は1教科・1科目の得意な教科・科目の選択型の学力試験だが、健康栄養学科では理科1科目（生物もしくは化学）を必須とし、文化創造学科文化創造学専攻書道・国語専修書道教育コースでは1科目を書道実技とすることができるなど、各学科・専攻等のアドミッション・ポリシーに沿ったものとなっている。これらの学力試験及び調査書に基づき、総合的な評価で選抜している。</p>
<p>大学入学共通テスト利用選抜 前期・中期・後期</p>	<p>本学独自の学力試験を課さず、大学入学共通テストの高得点2教科・2科目の成績と調査書により、基礎学力を有する学生を総合的に選抜している。3期に分けて実施している。</p>
<p>社会人入試</p>	<p>地域における生涯学修支援に寄与するための入試区分。一定期間実践的な社会経験を積んだ後、明確な課題意識を持って学びたい方々に対し大学を開放するもので、入学試験及び学費負担を軽減（入学金・授業料・施設設備費が半額になる）し、正規の学生として受け入れている。</p>
<p>留学生入試</p>	<p>出願資格において日本語能力試験もしくは日本留学試験の成績基準を規定し、入学試験は日本語・小論文試験と面接により評価している。</p>
<p>編入学試験</p>	<p>本学での教育・研究を希望し、目的意識の明確な者、即ち短期大学・高等専門学校・専門学校の卒業生、生涯学習の必要性を自覚する社会人、進路変更等の必要性を持つ学生を本学に受け入れることを目標として編入学制度を設けている。特に社会人の受け入れには、学費について配慮している。ここで言う社会人とは常勤、非常勤として職を持つ者はもちろん、生涯教育の一環として学びたいという意欲を持つ家庭の主婦等をも対象としている。</p>
<p>大学院入試</p>	<p>本学大学院では、幅広い年齢層から入学者を受け入れられるよう、両研究科において「出願資格事前審査」によって短期大学卒業生等の受験を可能とすることをはじめ、文化創造学研究科では通信教育課程の設置や10月入学の受け入れなどを行っている。選抜方式としては、専門と外国語（通信制は小論文）の筆記試験と事前提出させた「修士論文作成研究計画書」に基づく口述試験により総合的・多面的に評価している。社会人入試では、筆記試験に代えて事前提出させた小論文を合否判定資料としている。通信制の社会人入試では、筆記試験は課さず事前提出させた「修士論文作成研究計画書」に基づく口述試験により合否判定している。</p>

### 3) 入試制度の周知等

入試制度については、学部、大学院の学生募集要項【資料 F-4】及びホームページで告知している【資料 2-1-7】ほか、以下に示す多様な方法によって周知に努めている。

## □大学説明会

例年 5 月下旬に、県内及び近県の高等学校の進路指導担当の先生を本学に招いて、本学の入試制度の変更点等について説明するとともに、本学各学科・専攻の在学生による学科・専攻の特色について説明を行っている。また、希望する先生方に対しては、施設や授業の見学も行い、本学への理解を深めてもらっている。

## □高校訪問

本学では、事務局職員の担当エリア・高等学校が決まっており、随時高等学校を訪問し、本学の特色及び入試制度等の説明を行っている。当該高等学校の卒業生が本学に在学している場合には、当該学生の成長の様子などの資料を持参し、説明を行っている。足しげく訪問することにより、高等学校との信頼関係を築き、高校生のオープンキャンパスへの参加や出願につなげている。

## □オープンキャンパス及び総合型選抜受験希望者事前講習会

毎年 10 回程度のオープンキャンパスを開催し、その中で各学科・専攻等の個別説明や入試相談等を実施し、高校生及びその保護者の理解を得ている。また、令和 2（2020）年度には、入試制度が大きく変わることもあり、総合型選抜受験を希望する高校生に対して、総合型選抜エントリー課題に対する解説講義を実施するとともに、合格後に実施する入学前学修課題に関する具体的な解説講義を行い、出願、受験、入学までの学修など高大接続の特色について理解を深めてもらっている。この事前講習会を受講して総合型選抜に出願した受験生については、コロナ禍の状況下においては面談をオンラインでも実施できるように配慮した。総合型選抜受験希望者事前講習会は内容を見直して令和 4（2022）年度入試でも実施する予定である。

## □進学相談会・オンライン個別相談会

学外会場で開催される各種進学相談会にも積極的に参加し、高校生に対して本学の入試制度について周知するとともに、コロナ禍においてはオンラインでの個別相談会も受け付けるなど、入試に関する多様な相談機会を設けている。

以上のように、学部 8 区分と大学院の入試を設定し、公正かつ妥当な選抜方法により、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れに努めている。

## 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

### 1) 学部

入学定員・在籍学生については、「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」【表 2-1-4】【表 2-1-5】のとおりであり、令和 3 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 911 人となっている。収容定員 1,320 人に対する在籍学生数の割合は、大学全体で 69.0%となっており、ここ 4 年間は 70%を下回っている。

各学部・学科・専攻の過去 5 年間の入学定員、入学者数及び充足率、並びに過去 5 年間の収容定員の充足率をそれぞれ表 2-1-4、表 2-1-5 に示す。

表 2-1-4 過去 5 年間の各学部・学科の入学定員、入学者数、充足率

区 分	年度	2017	2018	2019	2020	2021	
家政学部	入学定員(人)	200	200	200	170	170	
	入学者数(人)	150	129	152	121	123	
	充足率(%)	75.0	64.5	76.0	71.2	72.4	
	生活科学科	入学定員(人)	40	40	40	50	50
		入学者数(人)	35	24	30	26	29
		充足率(%)	87.5	60.0	75.0	52.0	58.0
	生活科学専攻	入学定員(人)	20	20	20	25	25
		入学者数(人)	18	8	14	7	13
		充足率(%)	90.0	40.0	70.0	28.0	52.0
	住居学専攻	入学定員(人)	20	20	20	25	25
		入学者数(人)	17	16	16	19	16
		充足率(%)	85.0	80.0	80.0	76.0	64.0
	健康栄養学科	入学定員(人)	160	160	160	120	120
		入学者数(人)	115	105	122	95	94
		充足率(%)	71.9	65.6	76.3	79.2	78.3
文化創造学部	入学定員(人)	130	130	130	160	160	
	入学者数(人)	75	70	75	95	78	
	充足率(%)	57.7	53.9	57.7	59.4	48.8	
	文化創造学科	入学定員(人)	130	130	130	160	160
		入学者数(人)	75	70	75	95	78
		充足率(%)	57.7	53.9	57.7	59.4	48.8
	文化創造学専攻	入学定員(人)	60	45	45	60	60
		入学者数(人)	48	31	33	31	22
		充足率(%)	80.0	68.9	73.3	51.7	36.7
	デジタルアーカイブ専攻	入学定員(人)		15	15	50	50
		入学者数(人)		16	21	34	31
		充足率(%)		106.7	140.0	68.0	62.0
	初等教育学専攻	入学定員(人)	70	70	70	50	50
		入学者数(人)	27	23	21	30	25
		充足率(%)	38.6	32.9	30.0	60.0	50.0
学部計	入学定員(人)	330	330	330	330	330	
	入学者数(人)	225	199	227	216	201	
	充足率(%)	68.2	60.3	68.8	65.5	60.9	

表 2-1-5 過去 5 年間の各学部・学科の収容定員充足率

区 分	年度	2017	2018	2019	2020	2021	
家政学部	収容定員(人)	800	800	800	770	740	
	在籍学生(人)	612	578	580	555	530	
	充足率(%)	76.5	72.3	72.5	72.1	71.6	
	生活科学科	収容定員(人)	160	160	160	170	180
		在籍学生(人)	112	104	109	115	114
		充足率(%)	70.0	65.0	68.1	67.7	63.3
	生活科学専攻	収容定員(人)	80	80	80	85	90
		在籍学生(人)	53	47	47	47	46
		充足率(%)	66.3	58.8	58.8	55.3	51.1
	住居学専攻	収容定員(人)	80	80	80	85	90
		在籍学生(人)	59	57	62	68	68
		充足率(%)	73.8	71.3	77.5	80.0	75.6
	健康栄養学科	収容定員(人)	640	640	640	600	560
		在籍学生(人)	500	474	471	440	416
		充足率(%)	78.1	74.1	73.6	73.3	74.3
文化創造学部	収容定員(人)	520	520	520	550	580	
	在籍学生(人)	347	327	337	368	381	
	充足率(%)	66.7	62.9	64.8	66.9	65.7	
	文化創造学科	収容定員(人)	520	520	520	550	580
		在籍学生(人)	347	327	337	368	381
		充足率(%)	66.7	62.9	64.8	66.9	65.7
	文化創造学専攻	収容定員(人)	240	225	210	210	210
		在籍学生(人)	181	157	150	148	125
		充足率(%)	75.4	69.8	71.4	70.5	59.5
	デジタルアーカイブ専攻	収容定員(人)		15	30	80	130
		在籍学生(人)		16	37	74	108
		充足率(%)		106.7	123.3	92.5	83.1
	初等教育学専攻	収容定員(人)	280	280	280	260	240
		在籍学生(人)	166	154	150	146	148
		充足率(%)	59.3	55.0	53.6	56.2	61.7
学部計	収容定員(人)	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	
	在籍学生(人)	959	905	917	923	911	
	充足率(%)	72.7	68.6	69.5	69.9	69.0	

表 2-1-4 が示すように、大学全体として入学者数が低迷しており、ここ 5 年間は入学定員に対する充足率が 70%を割り込んでいる。学部ごとに見ると、家政学部では平成 30 (2018) 年を除けば 70%を超えているが、文化創造学部ではここ 5 年間 60%を切る充足率となっている。学科・専攻にまで目を向けて少し詳しく状況を見てみると以下のとおりである。

家政学部生活科学科住居学専攻は令和 2 (2020) 年までの 4 年間、在学生の資格取得実績の高さや近隣自治体との連携事業等の実績により 80%前後の充足率であったが、令和 3 (2021) 年には 64.0%と 70%を割り込んでいる。同学科生活科学専攻においては隔年で充足率が落ち込み、令和 3 (2021) 年も 52.0%にとどまっている。そのため生活科学科としても隔年で充足率が 70%を割り、令和 3 (2021) 年の充足率も 58.0%にとどまっている。生活科学科では令和 2 (2020) 年 4 月に定員を 40 人から 50 人へと増やしたことも影

響しており、入学定員の充足が厳しい状況が続いている。

家政学部健康栄養学科では、多くの大学で管理栄養士課程の設置が行われたこともあり、ここ数年入学者が低迷しているが、令和 2 (2020) 年 4 月に定員を 160 人から 120 人へと減らすことで 80% 近い充足率を確保しており、令和 3 (2021) 年の入学定員充足率も 78.3% となっている。

文化創造学部文化創造学科初等教育学専攻では、やはり多くの大学で教員免許養成課程の設置が行われたことにより、入学者数が低迷してきたが、令和 2 年には定員を 70 人から 50 人へと減らし、入学者数も増えて改善の兆しが見える。文化創造学科文化創造学専攻は隔年で充足率が増減してきていたが、令和 3 (2021) 年も 36.7% の充足率にとどまっている。令和 2 (2020) 年 4 月に定員を 45 人から 60 人に増やしており、書道教育コース等での入学者確保を期待している。文化創造学科デジタルアーカイブ専攻は、平成 29 (2017) 年の改組により設置したものである。本学の強みでもあるデジタル・アーキビスト資格やデジタルアーカイブ研究を基盤とする専攻であり、令和元 (2019) 年には定員を 15 人から 50 人へと大きく増員しており、今後の入学者数の確保が期待される。

以上のように、家政学部、文化創造学部ともに入学者数の確保が大きな課題となっており、令和 2 (2020) 年度には各学科・専攻の若手教員を中心とした全学的な構成員による「定員確保に向けた改組等検討委員会」を設置し、緊急的・短期的な取り組みについて検討し、取り組めるものから取り組みを始めているところである。以下に令和 2 (2020) 年度から令和 3 (2021) 年度に実施した取り組みをあげる。

#### □家政学部生活科学科

生活科学専攻では、「縫う」技術の高い家庭科教員を養成する特色を高校生に直接情報発信することを目的に、インスタグラムなど SNS による情報発信を強化するとともに、多彩な地域のファッションショーやワークショップイベントへの学生の参画を計画していたが、コロナ禍のためイベントの多くが中止され、高校生との直接の関わり合いが持てなかったため、令和 3 (2021) 年度でもさらに多様なイベント等への参画を計画している。

住居学専攻では、継続して資格取得の支援を行い、インテリアコーディネーターについては全国の合格率よりも高い合格実績をあげた（一次試験受験者 17 人中合格者 11 人で合格率 64%、二次試験受験者 11 人中合格者 9 人で合格率 81%）が、宅地建物取引士の合格率はあまりふるわなかった。また、法改正により、令和 2 (2020) 年度から工業高校等で指定科目を学んできた学生が大学在学中に二級建築士を受験できるようになり、本学でも 2 人が受験し、1 人は学科試験に合格することができた。一方、令和 2 (2020) ~令和 3 (2021) 年度においても引き続き地域連携事業として空き家のリノベーション事業を実施している。

#### □家政学部健康栄養学科

健康栄養学科では、多彩な実習やイベントを企画、実施し、新たにインスタグラムの活用を始めるなど SNS での高校生への情報発信に努めている。

また、管理栄養士を柱にしながらも保育士や健康運動実践指導者、登録販売者、栄養教諭、家庭科教諭、フードスペシャリストなど多様なプラス α の資格取得の支援により、健

康・医療分野、子ども・食育分野、食クリエイティブ分野という3分野を創設し、高校生にとって将来の進路が分かりやすい広報に努めている。【資料 2-1-8】

#### □文化創造学部文化創造学科文化創造学専攻

観光・英語専修では、コロナ禍で逆風が吹く中、日本で働く外国人をサポートする「外国人雇用管理主任者」資格を取得できるように令和2（2020）年度から対策クラスを実施するとともに、令和3（2021）年度からカリキュラムの変更を行った。また、小学校での外国語活動に対応した日本人英語指導者（JTE）の学内認定制度として、“小学校英語指導ライセンス”も取得できるようにしている。【資料 F-2】

書道・国語専修では、コロナ禍で各地の書道展が中止となって発表の場を失っていた高校生のために「全国高校生書道展」を主催、開催し、99 団体 964 点の出品を得た【資料 2-1-9】。これらは書道を学ぶ高校生に直接本学の書道教育の特色を PR する機会ともなった。

#### □文化創造学部文化創造学科デジタルアーカイブ専攻

デジタルアーカイブ専攻では、JUIDA 認定スクール岐阜女子大学ドローンカレッジと連携し、本学学生の「JUIDA 操縦技能証明証」及び「JUIDA 安全運航管理者証明証」の取得を促進しており【資料 2-1-10】、令和3（2021）年度には全学的に教養教育科目（情報処理Ⅲ-無人航空機演習-）にも組み込み、両学部の学生の資格取得を支援している。【資料 F-1】

#### □文化創造学部文化創造学科初等教育学専攻

4 年次に大学院授業科目を早期履修できる制度を活用した5年間での教員専修免許状の取得や、国語科、英語科、家庭科、情報科の教科専門教員の養成、本学での学びの特色の一つでもあるミュージカル活動を活かした保育士、幼稚園教諭の養成など、学びの特色と方向性をより明確にして学生募集に努めている。【資料 F-2】

また、本学の姉妹校でもある沖縄女子短期大学との連携強化により、編入学の受け入れの PR を充実している。初等教育学専攻を中心に、文化創造学部では沖縄女子短期大学からの編入学を積極的に受け入れることにより、収容定員の充足率の改善が図られている。

## 2) 大学院

生活科学研究科生活科学専攻では、ここ5年間の入学者数は1~2人と入学定員6人に大きく満たない状況が続いている。平成26（2014）年度から生活科学分野と応用栄養学分野の2分野制として、生活科学分野ではより高度な知識や技能を有する家庭科教員の養成を、応用栄養学分野ではエビデンスベースの栄養研究を通じて、管理栄養士として研究能力の向上及び高度な専門知識や実践力、コミュニケーション能力の育成に努めている。また、平成27（2015）年からは栄養教諭専修免許状を取得できるようにするなど、専攻の魅力アップに努めているが、周知不足は否めない。ただ、近年はコンスタントに本学4年生が大学院授業科目履修制度（早期履修制度）を活用して大学院の授業を履修するようになっており、より多くの在学生の履修を促進するとともに、大学院への進学を促進して

いる。

文化創造学研究科では、ここ 5 年間の入学者数は 10 人前後で安定している（入学定員は平成 30（2018）年まで 10 人、令和元（2019）年から 13 人に変更）。高度な専門知識と技能を身につけ、主体性を持って文化の伝承と創造に貢献し、次世代を育てる実践的な教育研究活動ができる人材の育成を教育目標として、文化創造学専攻と初等教育学専攻を設置してきたが、平成 30（2018）年にデジタルアーカイブ専攻を新設した。本学はデジタル・アーキビスト資格認定機構やデジタルアーカイブ学会の設立に大きく寄与し、私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」に採択されるなど、わが国のデジタルアーカイブの教育研究で先端的な役割を果たしていることを受けての専攻化である。現在定員を満たしており、今後も教育研究上の魅力を PR し入学者を受け入れていきたい。

また、文化創造学研究科には通信教育課程を設置しており、全国から入学者を受け入れているが、ここ数年は入学者数が減少傾向にある。今一度、地域と連携した教育力向上への本学の貢献実績、e-Learning システムの拡充、デジタルアーカイブ専攻新設などの PR を積極的に行い、より多くの入学者の受け入れに努めていく。

表 2-1-6 過去 5 年間の各研究科における入学定員、入学者数、充足率

区 分	年度	2017	2018	2019	2020	2021
生活科学研究科 (生活科学専攻)	入学定員(人)	6	6	6	6	6
	入学者数(人)	1	2	1	2	1
	充足率(%)	16.7	33.3	16.7	33.3	16.7
文化創造学研究科	入学定員(人)	10	10	13	13	13
	入学者数(人)	10	11	8	9	11
	充足率(%)	100.0	110.0	61.5	69.2	84.6
文化創造学専攻	入学定員(人)	6	6	6	6	6
	入学者数(人)	4	4	1	2	2
	充足率(%)	66.7	66.7	16.7	33.3	33.3
デジタルアーカイブ専攻	入学定員(人)			3	3	3
	入学者数(人)			0	1	4
	充足率(%)			0.0	33.3	133.3
初等教育学専攻	入学定員(人)	4	4	4	4	4
	入学者数(人)	6	7	7	6	5
	充足率(%)	150.0	175.0	175.0	150.0	125.0
文化創造学研究科 (通信教育課程)	入学定員(人)	30	30	37	37	37
	入学者数(人)	17	9	8	8	17
	充足率(%)	56.7	30.0	21.6	21.6	45.9
文化創造学専攻	入学定員(人)	15	15	15	15	15
	入学者数(人)	5	2	2	0	3
	充足率(%)	33.3	13.3	13.3	0.0	20.0
デジタルアーカイブ専攻	入学定員(人)			7	7	7
	入学者数(人)			2	1	6
	充足率(%)			28.60	14.30	85.70
初等教育学専攻	入学定員(人)	15	15	15	15	15
	入学者数(人)	12	7	4	7	8
	充足率(%)	80.0	46.7	26.7	46.7	53.3

表 2-1-7 過去5年間の各研究科における収容定員充足率

区 分	年度	2017	2018	2019	2020	2021
生活科学研究科 (生活科学専攻)	収容定員(人)	12	12	12	12	12
	在籍学生(人)	2	2	2	3	3
	充足率(%)	16.7	16.7	16.7	25.0	25.0
文化創造学研究科	収容定員(人)	20	20	23	26	26
	在籍学生(人)	18	18	12	16	18
	充足率(%)	90.0	90.0	52.2	61.5	69.2
文化創造学専攻	収容定員(人)	12	12	12	12	12
	在籍学生(人)	7	8	4	3	4
	充足率(%)	58.3	66.7	33.3	25.0	33.3
デジタルアーカイブ専攻	収容定員(人)			3	6	6
	在籍学生(人)			0	4	6
	充足率(%)			0.0	66.7	100.0
初等教育学専攻	収容定員(人)	8	8	8	8	8
	在籍学生(人)	11	10	8	9	8
	充足率(%)	137.5	125.0	100.0	112.5	100.0
文化創造学研究科 (通信教育課程)	収容定員(人)	60	60	67	74	74
	在籍学生(人)	48	44	37	39	51
	充足率(%)	80.0	73.3	55.2	52.7	68.9
文化創造学専攻	収容定員(人)	30	30	30	30	30
	在籍学生(人)	19	16	11	10	13
	充足率(%)	63.3	53.3	36.7	33.3	43.3
デジタルアーカイブ専攻	収容定員(人)			7	14	14
	在籍学生(人)			2	6	15
	充足率(%)			28.6	42.9	107.1
初等教育学専攻	収容定員(人)	30	30	30	30	30
	在籍学生(人)	29	28	24	23	23
	充足率(%)	96.7	93.3	80.0	76.7	76.7

### (3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

学生数の確保が何よりも重要である。家政学部、文化創造学部の各学科・専攻の学びの魅力を確立し、それをいかに高校生、社会に伝えるかが最大の改善課題である。そのために、各学科・専攻の魅力の自己点検を継続・強化し、社会の要請に適合した各学科・専攻の魅力の再構築を進め、改組を含めた改善策を講じる。

毎年度末に実施する外部評価委員会においても、教育の魅力をしっかりと発信することの必要性が指摘されており、各学科・専攻でも最近になって SNS を活用してダイレクトに高校生等への本学の魅力発信を開始したが、まだ結果が伴っていない。今後は従来から行っている職員による高校訪問やオープンキャンパス、大学説明会、高校への出張講義等の方法や内容も検討し、さらに強化を図る。

本学の大きな魅力の一つは多様な資格取得ができることであるが、各学科・専攻のディプロマ・ポリシーの観点から教育の質の向上につながる資格取得支援を図るとともに、すでに取得支援している資格の取得実績のより一層の向上を図る。

一方、収容定員の充足率向上という課題には、編入学者の確保も重要である。現在定員未充足枠で実施している編入学制度では、沖縄女子短期大学との連携による編入学生等、短大卒生を中心に相当数のニーズがあり、その対応は継続し、拡大する。

教育の在り方自体もポスト・コロナ時代の教育を見据え、e-Learning等の遠隔教育と対面での教育を組み合わせたハイブリッド型教育を展開すべく、準備を進める。その際、本学が有する遠隔教育の知見と教育リソースの活用を図り、その教育効果を検証しつつ学生の質的变化や、大学をめぐる環境変化にも対応できる方法を検討し、推進する。

【資料 F-2】 大学案内

【資料 F-4】 学部、大学院の学生募集要項

【資料 F-5】 学生便覧

【資料 F-5】 大学院便覧

【資料 F-9】 岐阜女子大学教授会規則 及び岐阜女子大学教授会議事運営規則

【資料 2-1-1】 ホームページ <https://gijodai.jp/policies/policy.html>

【資料 2-1-2】 令和元（2019）年度第12回主任会議資料

【資料 2-1-3】 令和元（2019）年度第12回教授会資料

【資料 2-1-4】 令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料

【資料 2-1-5】 令和2（2020）年度教授会議事録

【資料 2-1-6】 令和4年度岐阜女子大学入学試験 出題者等名簿

【資料 2-1-7】 <https://gijodai.jp/entrance/>

【資料 2-1-8】 各種パンフレット

【資料 2-1-9】 全国高校生書道展ポスター及び結果報告

【資料 2-1-10】 <https://www.cfctoday.org/introduce/gifujoshi/>

## 2-2. 学修支援

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

### 2-2-② TA( Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

#### (1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

#### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修及び授業支援は、学科・専攻を基本組織とし、教務委員会、教育支援センター等で、教育課程の編成や授業時間割の編成、成績不振者への学修支援など、全学的な調整を図り、適正化を図っている。

学期初めには、学事ガイダンス及び各学科・専攻ガイダンスを実施し、履修指導や学修支援を行っている。ガイダンス実施は、学事職員、教務委員、クラスアドバイザーが中心となって行っている。【資料 2-2-1】

新入生に対しては、学科・専攻ガイダンスに加え、グレードアップテスト【資料 2-2-2】や新入生宿泊研修（令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度については新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のため大学キャンパスにおける新入生教育研修・ガイダンスに変更して実施）【資料 2-2-3】を実施し、大学生生活の開始と意欲的な学修を進める方

向付けを行っている。

クラスアドバイザー制度を設け、各学科・専攻（専修）の各学年に、学生を担当する教員を配置し、4月・9月・2月の定期面談をはじめ、支援を必要とする学生には、適宜個別指導・支援を行っている。【資料 2-2-4】クラスアドバイザーの対応について、毎年、教員研修（FD）を実施し、学修及び授業支援の現状と支援体制の改善について検討している。

【資料 2-2-5】

## 2-2-② TA (Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

学部では、各学科・専攻のクラスアドバイザーを中心に、主任や教務委員と連携して、年2回の学科・専攻ガイダンス及びクラスアドバイザーによる面談、履修指導を行い、成績不振者などには継続的に支援している。家政学部では、専門分野に關係する実験・実習分野においてTAや助手を活用している。【資料 2-2-6】文化創造学部では、演習補助などとして学修指導員【資料 2-2-7】を活用している。

大学院では、学修、研究支援に関する方針、計画、実施内容について、研究科委員会で教職員に周知を図り、大学院ガイダンスで院生に明示している。履修科目の調整や授業の実施日程の調整などは、教員と学生が学内グループウェアサイボウズを活用し、情報を共有している。文化創造学研究科通信教育課程では、メンター制度を整備し、教職員協働により、学修及び研究支援【資料 2-2-8】を行っている。生活科学研究科では、修士論文指導教員が中心となり、院生の学修支援を行っている。

精神的・身体的障がいなどで支援の必要な学生に対しては、受け入れ学科・専攻と教育支援センターが連携した学修支援を行っている。【資料 2-2-9】入学前より、相談があった場合は、学生本人、保護者などとの面談を行い、支援体制の整備、修学支援に必要な情報を共有し、入学後も、クラスアドバイザーを中心に対応し、学科・専攻内での情報交換を随時行っている。さらに、教育支援センターでは常時職員を配置し、学科・専攻内のみでは対応できない場合の支援も実施しているほか、定期的に学内で医師の健康相談が受けられる体制を設けている。【資料 2-2-10】

全専任教員は、オフィスアワーを設定し実施している。オフィスアワーの曜日・時間帯は、シラバスのオフィスアワー項目による公開のほか、学内グループウェアサイボウズの予定表の公開など、学生への周知を図っている。

中途退学者、休学者及び留年者への対応は、各学科・専攻のクラスアドバイザーと学科長もしくは主任で原因分析し、中途退学、留年にならないために、保護者を交えた面談を教育支援センターと協働して実施している。面談では、学生本人及び保護者の意向を尊重した上で、転学科により新たな学修・研究分野への学びの継続へと繋げるケースもある。また、結果的に中途退学を選ぶ場合にも、退学後の進路を見出すことが出来るよう指導している。

過去5年間の中途退学者は表 2-2-1、留年者数は表 2-2-2、休学者数は表 2-2-3 のとおりである。中途退学者の理由は、体調不良、進路変更、経済的理由が多くを占めている。

表 2-2-1 理由別の中途退学者数（過去 5 年）（単位：人）

退学理由	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
経済的理由	2	3	3	2	1
一身上の都合	2	1	4	2	0
体調不良	6	4	4	2	7
進路変更	9	6	4	6	4
修学意欲の低下	1	6	0	1	2
心身衰弱	0	0	0	0	0
計	20	20	15	13	14

表 2-2-2 留年者数（過去 5 年）（単位：人）

学部	学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
家政学部	生活科学科	2	0	0	1	5
	健康栄養学科	2	1	2	6	3
文化創造学部	文化創造学科	3	3	4	4	1

表 2-2-3 休学者数（過去 5 年）（単位：人）

学部	学科	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
家政学部	生活科学科	0	0	0	0	2
	健康栄養学科	3	4	2	6	5
文化創造学部	文化創造学科	5	2	0	3	1

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、授業を対面とオンラインの両方で対応したが、学修及び授業支援においても、クラスアドバイザーによる面談をオンラインやメールなどで実施し、成績不振者などには個別に修学支援を行った。

また、全学生を対象に、遠隔学修に関するアンケートを実施し、実態と意識調査を行い、学生の意見のくみ上げと共有、改善を行っている。【資料 2-2-11】

### （3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援及び授業支援については、基本的に、現在の方針を継続する。ただし、以下に記すように改善、向上方策に取り組む。

TA 等の活用について、現在も適切に授業支援を行うことができるよう、TA を対象とした教員による研修を実施しているが、今後、研修の内容を見直し、教育効果の向上を図る。また、成績不振者や精神的・身体的障がいのある学生への支援について、クラスアドバイザーと臨床心理士などとの連携も継続的に進める。

【資料 2-2-1】 ガイダンス資料

【資料 2-2-2】 グレードアップテスト資料

- 【資料 2-2-3】 新入生教育研修資料
- 【資料 2-2-4】 クラスアドバイザー一覧
- 【資料 2-2-5】 クラスアドバイザー研修会資料
- 【資料 2-2-6】 実験実習助手担当一覧
- 【資料 2-2-7】 学修指導員資料
- 【資料 2-2-8】 メンター資料
- 【資料 2-2-9】 要支援学生相談数
- 【資料 2-2-10】 健康相談室案内資料と相談数
- 【資料 2-2-11】 遠隔学修に関するアンケート

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 1) 組織と支援体制

本学では、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」の「社会ニーズに対応した学士力と高い就職率を目指す教育」（平成 21～23 年度）が採択され、平成 24 年度以降、この就職支援プログラムによる教育実践を進めてきた。【資料 2-3-1】 確かな学力をつけ専門性の高い職業人として育成することを目的とし、その時々ニーズに合わせプログラムの改定をしながら、希望者全員の就職を目指している。

そのための組織として、キャリア支援センター委員会を設け、委員長（副学長）以下事務職員、並びに各学科・専攻を代表した教員を主たる委員として構成運営している。【資料 2-3-2】

#### 2) 支援と取り組み

##### A 教育課程内でのキャリア支援

本学は家政学部、文化創造学部の 2 学部によって構成し、その教育課程ではそれぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、建学の精神である「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」のもと、広く豊かな教養と高い専門知識・技術を育み、地域社会で主体的に活動できる人材の育成を目指した教育を行っている。

1・2 年次に社会人基礎力を育成する自己探求、自己創造、自己表現を一般教養科目として学修し、2・3・4 年次には各学科・専攻・専修別の特色ある専門分野の知識・技術を修得し、社会が必要とする学士力を身につけている。【資料 2-3-3】

##### B 教育課程外での取り組み

###### ① キャリア支援センター

就職支援プログラムに沿って具体的な就職サポートを行っている。適性診断テスト、履歴書・エントリーシートの書き方、一般企業における採用試験の対策講座、外部講師による講演、業界研究セミナー、インターンシップ支援、マナー講座の開催のほか、遠隔地からの学生に対しては官学連携のもと週1回出張ハローワークによる就職相談、本学独自に作成した就職支援ガイドブックを活用し、学生との個別面談で進路相談に応えるなど就職活動をバックアップしている。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

### ②多彩で強力な資格取得支援

より幅広い進路選択のために、さまざまな資格が取得できるようカリキュラムとは別に資格取得支援講座を開講している。何度も受講することで試験に慣れ、自信をもって本番に臨むことができる。また実習や授業との関係でその開講時間に参加できない学生に対しては、講座のアーカイブを e-Learning システムを使って各自で学修できるようになっている。【資料 2-3-6】

### ③「望む分野」で「地元就職」を叶える

学生の7割近くが県外出身のため、在学中には新入生歓迎会をはじめ年に数回「県人会」を開催し、同郷の仲間との強いつながりを作り、就職に関しても情報交換などをして互いに支え合えるようにしている。【資料 2-3-7】

本学には学んだことを活かせる分野で地域の役に立ちたいという希望を持つ学生が多い。そのため各県、各地域の企業や病院、福祉施設、幼稚園、保育園など地域で活躍する卒業生らを訪問し、また地域のハローワークはじめ商工会や企業家同友会といった企業の方々を訪問し、就職先の開拓を行うとともに、卒業生を採用した企業の方の感想と先輩たちの声を聴いて、それを学生の就職支援プログラムの改定に活かしている。【資料 2-3-8】

これらの支援により、過去5年間平均就職率98.9%を実現している。

表 2-3-1 就職率の推移

(単位:人、%)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	5年平均
就職希望者	241	225	228	222	227	228.6
就 職 者	239	225	222	221	223	226.0
就 職 率	99.2	100.0	97.4	99.5	98.2	98.9

### (3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

予期せぬコロナ禍の到来により今までとおりの支援策が行えないというケースが増加している。企業の採用情報が得にくい、企業の採用担当者と直接面談が行えない、などの多くの不都合が起きている。こうした状況に対応すべく令和2(2020)年度のキャリアガイダンスでは、リモート面談・面接のためのマナー講座、パソコンに向かっての面接に対応するための実践講座を実施した。

一方で、業界によってはコロナ禍でのリストラによる人員整理が行われるなど新規採用

に関わる甚大な影響も出ており、志望する会社の新規採用がなくなったことにショックを受ける学生も発生した。そのため専門の分野の「やりたい仕事」ととどまらず、学修を活かした「やれる仕事」といった広い視野からの仕事発見の講座も令和2年（2020）年度から開設した。

今後は身につけたスキルを応用できる分野など各学科専攻の専門の枠を超えた分野へも、キャリア支援を拡充する。【資料 2-3-9】

【資料 2-3-1】 令和元年度活動内容・進路決定状況

【資料 2-3-2】 委員会組織並びに議事録

【資料 2-3-3】 三つのポリシー

【資料 2-3-4】 就職ガイダンス集中講座

【資料 2-3-5】 就職支援ガイドブック

【資料 2-3-6】 資格取得支援講座

【資料 2-3-7】 県人会の様子

【資料 2-3-8】 訪問先卒業生など

【資料 2-3-9】 やりたい仕事とやれる仕事探しのための講座

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### (1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

#### (2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学の支援体制・組織としては、教育支援センター（学生相談室含）と学生委員会、教育支援センター委員会と学事部の4つが有り、日常的に相互の連絡を取り合い、情報の共有を計りながら支援に取り組んでいる。

#### 1) 教育支援センター及び同委員会

教育支援センター【資料 2-4-1】は、センター長、センター係長、各学科・専攻の代表者、事務局次長、学事部長、キャリア支援センター長など学生生活に密接な繋がりを持っている各部署の代表者計17人で構成される教育支援センター委員会【資料 2-4-2】を設置して運営している。主として4つの支援（①学生生活と心を支える支援、②学生の個性発揮のための支援、③学力向上のための支援、④教職に関する支援）について日々支援に当たっている。

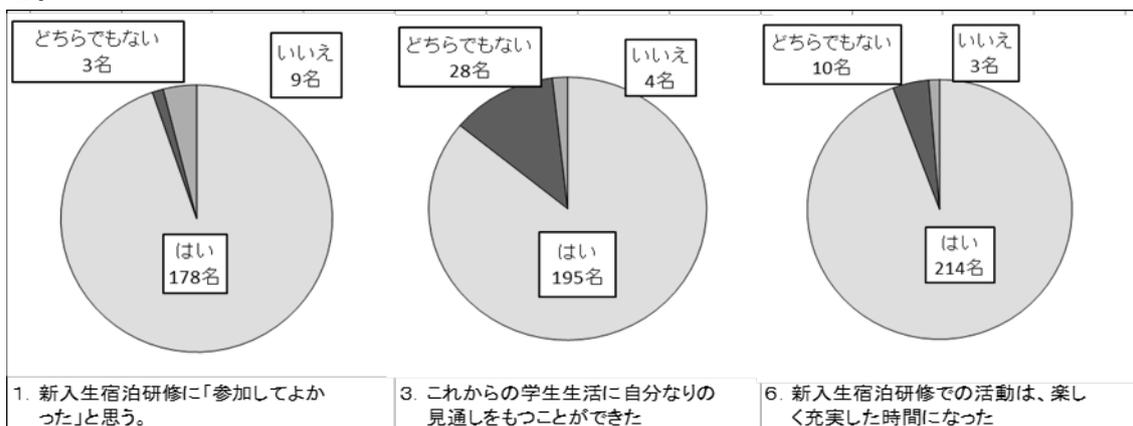
特に本センターは常時、長時間解放しており、常駐する担当教職員の熱心な対応により、悩みを抱える学生の重要な「居場所」になっていると同時に学生相談室が設置され、学生のような悩みの相談窓口にもなっている。（表 2-4-1 に利用状況を示す。）

表 2-4-1 令和 2 年度教育支援センター（学生相談室）の利用状況（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人数	閉校	閉校	152	155	39	68	120	96	133	97	63	20

※閉校:新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のためキャンパスへの学生立入を規制

また、本学では小規模大学のメリットを最大限生かした取り組みとして、毎年度入学式の翌日から 2 日間の「新入生宿泊研修」【資料 2-4-3】を実施している（令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度については新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大のため大学キャンパスにおける新入生教育研修・ガイダンスに変更して実施した。）。この「宿泊研修」の目的は、「多様な生活歴を持つ新入生がお互いを理解しあい、大学生としての自覚を持ち、意欲的に大学生活を送れるようにする」ことであり、研修の最後に実施するアンケート調査【図 2-4-1】での評価を踏まえながら改善し、継続実施している。この宿泊研修は初対面の新入生同士が、宿泊を伴う共通の時間を持つことでお互いを理解することができ、不安と期待が大きい大学生活のスタートをスムーズに切ること大きく貢献している。



教育支援センター委員会は、学生の心的支援も担当し、特別な配慮の必要性の有無・緊急度等を判断し、必要に応じケース会議（随時開催）を開き、健康相談室医師に相談・指示を受け対応する体制を取っている。教育支援センター委員会は、クラスアドバイザーと連携を取りながらきめ細かく対応に当たっている。

## 2) 学生委員会

学生委員会【資料 2-4-4】は、学生部長を委員長として、各学科・専攻の代表者と教育支援センター、キャリア支援センター、学生寮副寮監、学生生活支援に関する事務局の担当部課の代表者合計 18 人で構成している。学生委員会は常に学事部と連絡を取りながら、学生指導・学生の福利厚生など、学生生活全般の充実・向上を目的に委員会を随時開催し、検討・審議を行っている。特に重要事項については、教授会の承認を得ながら進めている。

### 〈クラスアドバイザー制度〉

本学の小規模大学としての特徴的な取り組みであるクラスアドバイザー制度【資料 2-4-5】は学生委員会が所管している。この制度は平成 8（1996）年に導入したもので改善

を加えながら今日に至っている。クラスアドバイザーである教員は、受け持つ学生とのコミュニケーションを大切にしながら、日々の学修相談・生活相談を受け、悩みごとについても常に学生と向き合いながら、その都度適切なアドバイスを行っている。その内容によっては学科・専攻等の会議で取り上げ、教員間で情報を共有し、連携指導に繋げている。

クラスアドバイザーは年3回以上の学生との個別面談を実施しており、その都度その結果を学生個人のファイルに纏め、個人情報に配慮し関係者内で情報の共有を図っている。4年生は卒業研究の担当教員がクラスアドバイザーになり、進路（就職・進学）についてもきめ細かくアドバイスをを行い、成果をあげている。特に心的支援については、教育支援センター委員会と連携して対応に当たっている。

### 3) 学事部

学事部【資料 F-9】は、学生へのサービス、厚生・補導などの業務を一括して担当しており、学事部長以下4人で構成している。

学事部は学生部長と学事部長との連携により、入学から卒業までの学籍管理はもちろんのこと、多種多様な相談に対応している。他に学生の自治会活動、課外活動、さぎ草祭（大学祭）、奨学金業務、保険業務、各種証明書の発行など、幅広く学生生活をサポートしている。

#### 〈健康相談〉〈保健室〉

教育支援センターが窓口になり、本学近隣のクリニックから医師の派遣を受け、毎月1回（金曜日：午後）教育支援センターで学生の健康相談に応じている。（利用実績を表2-4-2に示す。）また授業中に気分が悪くなるなど突発的な状況が発生した場合は、学事部が担当窓口になり、保健室に収容し、状況を適切に判断し、必要に応じ本学最寄りの病院等に搬送する体制をとっている。

なお、「健康診断」は近隣の医療機関に依頼して毎年4月に実施し、健診結果によって再検査等の指導を行っている。

表 2-4-2 健康相談室利用実績

（単位：人）

年 度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
利用者数	15	7	6	7

#### 〈経済的支援〉

学生に対する経済的支援の内容等については、学生便覧やガイダンスなどを通じ学生に周知している。また、公的支援制度については学内グループウェアサイボウズにより周知徹底し、活用を促している。

本学の奨学金等支援制度としては、給付型の特別奨学金制度【資料 2-4-6】及び災害罹災在学生・入学予定者の授業料減免制度【資料 2-4-7】、並びに及び帰省費用等の一部として給付する遠隔者奨学金制度【資料 2-4-8】があり、その給付者状況は表 2-4-3 のとおりである。他には、日本学生支援機構奨学金（学部・大学院）及び、出身自治体等が設ける奨学金等が活用されている。

表 2-4-3 岐阜女子大学特別奨学金制度及び災害罹災在学生・入学予定者の授業料

減免制度、並びに遠隔者奨学金制度の給付者数 (単位:人)

		特別奨学金					災害罹 災学生	遠隔者 奨学金
		1年	2年	3年	4年	推薦受験		
H28年度	選抜者 (申請)	11 (51)	11 (24)	8 (15)	10 (12)			66件
H29年度	選抜者 (申請)	13 (41)	9 (29)	10 (15)	10 (17)	6 (36)	2 (2)	79件
H30年度	選抜者 (申請)	15 (42)	15 (40)	7 (15)	9 (15)	4 (16)		72件
R元年度	選抜者 (申請)	20 (43)	17 (29)	11 (16)	6 (12)	10 (30)		97件
R2年度	選抜者 (申請)	10 (21)	8 (24)	6 (15)	9 (18)	10 (26)		85件

※高等教育の修学支援新制度（文科省）の令和2年度の利用者数は106人である。

冬季の「インフルエンザ」の罹患は、教育実習・臨地実習・各種の資格試験に大きな影響を及ぼすため、希望する学生・教職員に1人1,000円の補助を出し、予防接種を受けるよう勧めている。(表2-4-4 インフルエンザ予防接種補助利用者数実績を示す。)

表2-4-4 インフルエンザ予防接種補助利用者数 (単位:人)

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
学生数	326	297	288	324	352
教職員数	32	33	37	34	28

学生に対する経済的支援の一環として、学生寮（教育寮）【資料2-4-9】をキャンパス内に設置している。RC造4階建て（収容人員60人）、S造2階建て（収容人員96人）の2棟であり、特に寮費は安く設定し、遠隔地からの入学生の経済的負担の軽減に役立っている。他に本学周辺の民間アパートを借り上げ、増加する希望者に対応している。

また、毎年実施している各学科・専攻等の研修旅行（全員参加）には補助金を支給している。

### 〈課外活動〉

本学では、学生が積極的に課外活動に参加・活動をすることは、「教養ある専門性を持った職業人の養成を重視した教育を施す」の観点から大変意義のあることと考え、支援している。(クラブ活動への支援状況を表2-4-5に示す。) 現在課外活動（クラブ活動）は、学生自治会が運営に当たり、年2回のリーダー研修会を開催し、情報の交換・討論を行い活動の円滑運営に努めている。令和2（2020）年度のクラブ数は25団体（部員数275人）であり、活動支援金は800千円である。また、学園祭の開催に当たっては、教職員が一丸となって様々な協力・支援を行っている。

表 2-4-5 クラブ活動への支援状況

(単位：人、円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
クラブ 数	33	33	29	27	25
部 員 数	478	502	453	393	275
活動支援金	1,226,000	1,197,000	1,077,300	1,018,300	800,000

### (3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育支援センターでは4つの支援を中心に組みを行っているが、特に「学生生活と心を支える支援」については多様な学生の悩みを聞き、居場所を提供する意味で今後共その必要性は高まってくると考えている。現状では多様化する学生の多様な悩みに十分対応出来ているとは言えず、「教育支援センター委員会」とも連携し、学生の意向を確認しながら利用方法・時間等について検討を加える。

健康相談・保健室の利用については、その利用率（利用回数）は大変低調であるため、機会あるごとに学生へ身近な存在として周知を図り、利用率の向上に取り組み学生の健康支援に取り組む。

経済的支援については、関係する規程等に従い適正に運用しているが、希望者は増える傾向にあるため、財源・予算との関係上、充分には応えきれてはいない。今後は金額や支給対象者の枠などについて検討を加えて改善をしながら、支援を充実する。

課外活動の支援については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で活動が縮小しているものが多く、その再興に向け、経済的な支援だけでなく、教職員一丸となった協力・支援に取り組む。

【資料 F-9】 学校法人華陽学園岐阜女子大学規程一覧

【資料 2-4-1】 教育支援センター規程

【資料 2-4-2】 教育支援センター委員会規程

【資料 2-4-3】 2019 年度宿泊研修資料

【資料 2-4-4】 学生委員会規程

【資料 2-4-5】 クラスアドバイザー規程

【資料 2-4-6】 岐阜女子大学特別奨学金給付に関する規定

【資料 2-4-7】 岐阜女子大学災害罹災学生並びに入学生の授業料減免に関する規定

【資料 2-4-8】 岐阜女子大学遠隔者特別奨学金に関する規定

【資料 2-4-9】 いずみ寮規則

## 2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

1) 校地・校舎・運動場

本学は岐阜市の中心部より東北、長良川上流の清涼な地に有り、教育環境は十分な整備がなされている。校地は 104,392 m<sup>2</sup>の全てが自己所有であり、大学設置基準第 37 条（大学における校地の面積は収容定員上の学生一人当たり十平方メートル）と照合しても大きく上回っている。次に、校舎などの施設についての施設名と面積を示す。【表 2-5-1】

これらの施設は、授業での利用はもちろんのこと、学生の課外活動や、各種行事などにおいて有効に活用されている。更に、令和元（2019）年度より講義室など大学内のどこからでも無線 LAN を通じてインターネットに接続できるように Wi-Fi アクセスポイントを整備している。【表 2-5-1】

表 2-5-1 校地の面積及び校舎等の施設面積等

校地の面積		(単位：m <sup>2</sup> )
校舎・体育施設敷地	屋外運動場敷地	合 計
104,392	21,295	125,687

校舎等の施設面積（附置研究所を除く）及び学内 Wi-Fi アクセスポイント設置数

施設名	校舎等面積 (m <sup>2</sup> )	学内 Wi-Fi アクセスポイント
本館	1,259	5
1号館	2,690	7
2号館	961	3
3号館	1,089	6
4号館	1,201	1
新4号館	3,344	28
5号館	1,213	6
6号館	725	—
7号館	765	2
8号館	396	3
9号館	1,099	3
10号館	3,443	6
11号館	2,084	9
体育館	1,661	1
記念館	378	—
守衛所	43	—
図書館	1,854	5
建築材料実習室	129	—
合 計	24,334	85

施設の維持、管理等の業務は総務部庶務課で行っている。平成 24（2014）年度 ICT 活用事業に採択され、平成 25（2015）年度第 1 期耐震補強工事、平成 26（2016）年度は第 2 期耐震補強工事を実施し、耐震工事については全ての施設で完了している。【表 2-5-2】

表 2-5-2 耐震補強工事实施状況

耐震補強該当 建屋名	建物区分	建物概要	延床面積 (㎡)	耐震補強工事完了日	建築年
平成 25 年度 第 1 期耐震補強工事					
1 号館	校舎	RC 造 3 階	1,352	平成 25.9.30	昭和 43.4.24
2 号館	校舎	RC 造 3 階	834	平成 25.9.30	昭和 43.4.24
3 号館	校舎	RC 造 3 階	1,080	平成 25.9.30	昭和 44.5.31
体育館	体育施設	RC 屋根 S 2 階	1,661	平成 25.9.30	昭和 54.3.7
平成 26 年度 第 2 期耐震補強工事					
4 号館	校舎	RC 造 3 階	1,258	平成 26.9.30	昭和 44.5.31 昭和 45.3.31
5 号館	校舎	RC 造 3 階	1,212	平成 26.9.30	昭和 45.3.31
図書館	図書館	RC 造 3 階	1,340	平成 26.9.30	昭和 56.11.14
華陽記念館	学生会館	RC 造 2 階	378	平成 26.9.30	昭和 48.3.1

一方、経験豊かな職員 8 人により情報関係施設設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木の維持管理など快適な学修環境整備・維持に努めている。

休業日や夜間における緊急連絡体制の強化、宿直の配置、重要建物のセキュリティシステムの導入や所轄の警察署・消防署との連携による学内の保安体制を組んでいる。

## 2) 学生寮

本学には、遠隔地から入学する学生のため、1・2 年生のみが入寮できる学生寮をキャンパス内に設置している。部屋はすべて共同利用室で、その数は 47 室、入寮定員数は 144 人で、専任のスタッフが 3 人いる。寮の管理は 24 時間体制となっており、寮監（理事長）が学事課等と連携し学生の生活指導に当たっている。付属設備として、実習室、談話室などの設置をして、課外学修や実習及びコミュニケーションの場として活用されている。新学期には、歓迎会などを開催し学生間の交流を深め、充実した学生生活を送れるようになっている。【表 2-5-3】

表 2-5-3 学生寮の状況

施設	寮生室数 (室)	定員 (人)	面積 (㎡)
新学生寮	25	96	1,460.4
学生寮	22	60	803.3
合計	47	156	2,263.7

寮生活についての学生の意見として、「学科、専修、年齢を越えた友人ができること」、

「学修面で、分からない内容を聞いたり、自分が分かる内容を教えたりすることで互いに高めあうことができること」、「定期テストが近付くと寮全体がテストに向かい懸命に学修する雰囲気になり刺激を受け、努力することができること」などがあり、寮生活の意義を好意的に捉えている。

しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染防止対策のため、令和 2（2020）年度から寮生活の規律を厳格にするとともに、一室の寮生を 2 人までとしている。

## 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 1) 図書館

図書館は、11 号館と併設されている図書館棟にあり、面積は 1,854 m<sup>2</sup>である。令和 2（2020）年度末現在、所蔵する図書は 146,487 冊、視聴覚資料は 4,140 点、雑誌は和雑誌 2,198 冊、洋雑誌 128 冊である。【表 2-5-4】

購入図書の選定に関しては、図書館による選定の他、専門分野の担当教員からの推薦図書や各部局の職員や図書館司書コースを専攻する学生による図書館活動の一部として選定作業を行っている。

本学独自のコレクションに「木田文庫」があり、戦後の日本の教育行政、特に教育委員会制度、教科書制度に関する資料の活用ができる。

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間の図書館利用の状況を調査した。【表 2-5-5】この調査は、各年度の学科・専攻別の在籍学生数と延べの図書館利用者数を整理したもので、各年度の学科・専攻別の一人当たりの図書館利用回数を求めたものである。

【表 2-5-6】の 5 年間平均によると、利用回数は多いものから文化創造学専攻と初等教育学専攻の 10.8 回、生活科学専攻の 10.5 回、健康栄養学科の 8.3 回、住居学専攻の 3.9 回、デジタルアーカイブ専攻の 2.0 回となっている。これら利用回数の差は、学科・専攻ごとの授業の形態にもよるものであるが、全般的に利用回数が低く図書館の利活用を促す必要がある。

表 2-5-4 図書資料の所蔵数

年度	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類		視聴覚資料の 所蔵数（点数）	電子ジャーナルの 種類	データベースの 契約数
	図書の冊数	開架図書の 冊数（内数）	内国書	外国書			
平成 28 年	143,625	132,625	2,296	142	3,614	0	1
平成 29 年	144,515	133,519	1,898	64	4,098	0	2
平成 30 年	145,372	134,376	1,950	125	3,614	0	2
平成 31 年 /令和元年	145,720	133,536	1,761	131	3,661	0	2
令和 2 年	146,487	135,548	2,198	128	4,140	0	2

表 2-5-5 各学科・専攻の学生数及び図書館利用者数

学部		家政学部			文化創造学部			総数
学科専攻		生活科学科		健康栄養 学科	文化創造学科			
		生活科学専攻	住居学専攻		文化創造学専攻	デジタルアーカイブ専攻	初等教育学専攻	
平成 28 年	学生数	50	52	544	184	—	169	999
	利用者数	553	219	6,043	2,416	—	2,119	11,350
平成 29 年	学生数	53	59	501	180	—	166	959
	利用者数	434	234	5,061	1,969	—	1,765	9,463
平成 30 年	学生数	47	57	474	157	16	154	905
	利用者数	501	187	3,857	1,904	0	2,008	8,457
平成 31 年 /令和元年	学生数	47	62	471	150	37	150	917
	利用者数	614	360	3,092	1,730	15	1,826	7,637
令和 2 年	学生数	47	68	440	148	74	146	923
	利用者数	446	148	2,491	967	420	868	5,340

表 2-5-6 各学科・専攻の学生一人当たりの年間図書館利用数

学部		家政学部			文化創造学部		
学科専攻		生活科学科		健康栄養 学科	文化創造学科		
		生活科学専攻	住居学専攻		文化創造学専攻	デジタルアーカイブ専攻	初等教育学専攻
平成 28 年		11.1	4.2	11.1	13.1	—	12.5
平成 29 年		8.2	4.0	10.1	10.9	—	10.6
平成 30 年		10.7	3.3	8.1	12.1	0	13.0
平成 31 年/ 令和元年		13.1	5.8	6.6	11.5	0.4	12.2
令和 2 年		9.5	2.2	5.7	6.5	5.7	5.9
5 年間平均		10.5	3.9	8.3	10.8	2.0	10.8

## 2) 情報環境整備

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応に関する本学の遠隔教育は、全国的にも早く令和 2（2020）年 4 月 9 日には、2～4 年生への遠隔教育を実施し、令和 2（2020）年 4 月 20 日からは、実習を伴う科目の一部を除いて全ての科目を遠隔で実施した。

その後については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」（2 文科高第 238 号、令和 2（2020）年 6 月 5 日）に対応して、面接授業と遠隔授業等を適切に組み合わせた授業計画に変更することなどの対応をしながら、遠隔授業等の実施に係る経験や知見、良好事例の研究を行った。その結果、今後の大学等における授業の実施方法の更なる改善、高度化に十分に活かすために遠隔授業と対面授業の併用を目指した情報環境の整備を全学的に行った。【表 2-5-7】

表 2-5-7 遠隔授業環境の設置場所

番号	場所	備考	LAN	電源	LANケーブル(10m)	延長コード	HUB(5ポート)
1	文化創造学研究室(01108)	文化創造学専攻	○	○		1	1
2	講義室(01316)		○	○		1	1
3	講義室(01316)		○	○		1	
4	講義室(01316)		○	○	1	1	
5	講義室(01316)		○	○	1	1	
6	講義室(04325)	11:00~12:30教室使用	○	○		1	1
7	第1理化学実験室(05302)		○	○		1	1
8	講義室(05208)	9:20~16:20教室使用	○	○		1	
9	第2実験室(05301)		○	○	1	1	1
10	造形室(06201)	9:20~16:20教室使用	○	○	1	1	1
11	第2臨床学実験室(09302)		○	○		1	1
12	被服構成実習室(10101)		○	○	1	1	1
13	10号館(10103)	生活科学専攻	○	○		1	1
14	被服構成実習室(10106)		○	○	1	1	
15	第2演習室(10302A)		○	○	1	1	1
16	大会議室(60302)	14:00~17:00会議室使用	○	○	1	1	1
17	学長室(60201)	14:00~17:00は会議出席	○	○	1	1	1
18	講義室(01315)	9:20~16:20教室使用	○	○	1	1	1
19	講義室(07101)		○	○	1	1	1
20	講義室(04120)	9:20~16:20教室使用	○	○	1	1	1

また、遠隔授業用教材管理システムや遠隔授業用 e-Learning システム、e-Learning コンテンツ（授業や教材）の開発をするための機器の整備を全学的に行った。

### 3) ラーニングコモンズ

ラーニングコモンズという本学の学生全員が利用できる学修空間を【表 2-5-7】のように設置している。授業の課題や各自の主体的な取組など、仲間と話し合いながら学修することができる、学び合いの場として、いろいろな学修に対応できるよう、パソコンや多様な机や椅子が用意されている。また、図書館には編集機能を持つパソコンを備え主体的な学修を支援するラーニングスタジオといった施設も併設している。

表 2-5-7 ラーニングコモンズ施設とパソコン設置状況

施設	施設名	面積 (㎡)	パソコン設置台数
新4号館	自習室	40.8	0
図書館	自習室	88.2	0
〃	ラーニングスタジオ	90.6	26
〃	共同学習室	63.8	5
〃	大学院自習室	19.8	2
11号館	アクティブ・ラーニング室	94.2	22
合計		397.4	55

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

平成 26 (2014) 年度までに耐震工事についてすべて対応している。また、身障者に対してのバリアフリー化については、主だった施設に、エレベータやスロープ並びに多機能トイレなどを設置し利便性を向上させている。【表 2-5-8】

表 2-5-8 バリアフリー施設一覧

施設	バリアフリー設備	数
本館	自動ドア	1
4号館	スロープ	1
新4号館	エレベータ	1
	スロープ	1
10号館	スロープ	1
11号館	エレベータ	1
	多機能トイレ	1
	スロープ	1
図書館	スロープ	1

さらに、学生及び教職員の心身の健康管理・援助のために教育支援センターを図書館の1階に開設している。

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

1科目当たりの受講者数が30人以下の科目の割合(令和元(2019)年度後期)は、家政学部57%、文化創造学部88%である。一部健康栄養学科の臨地実習(校外を含む)などは、100人を超える規模のものがあるが、その他の学科では、適正規模での授業が行われている。【表 2-5-9】

表 2-5-9 受講者数別開講科目の状況

受講生数	学部		大学院	
	家政学部	文化創造学部	生活科学研究科	文化創造学研究科
10人未満	47(20%)	132(37%)	8(100%)	49(100%)
~30人	88(37%)	180(51%)	0	0
~50人	44(19%)	37(10%)	0	0
50人以上	56(24%)	8(2%)	0	0
計	235(100%)	357(100%)	8(100%)	49(100%)

平成 26 (2014) 年度から両学部とも、入学直後にグレードアップテストを行い、家政学部(健康栄養学科)では、その結果をもとに習熟度別クラス編成などを行い基礎学力の定着を図っている。

また、平成 20 (1998) 年度からカリキュラムの一連の構成とそれに対する指導、補助教材等を作成し、確かな力を持って各専門性を身につけた職業人として就職に対応できる人材の育成を目指してきた。現在もこの方法を改善しながら、入学前学修支援を実施し、

本学独自の基礎テキストによる補完教育を経て、各専門・資格取得に向けた学科・専攻等毎の学修を積極的に展開している。

### (3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

本学の学習環境については、教育目的を達成するため、快適な学修環境を提供できるよう努めている。今後も「授業改善に関わる学生アンケート」をはじめ各種アンケートなどを実施し、学生の意見を踏まえた学修環境の整備・充実を図る。

特に、情報環境整備については、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応による遠隔授業と面接授業を組み合わせたハイブリット型授業に加えて、“after コロナ”の時代を見据えて令和2（2020）年度にはe-Learningシステムを更新し、コア・カリキュラムの科目について反転授業（オンライン教材で新しい知識を個別に事前に学習し、対面で演習を中心に意見交換を行う授業）の推進などe-Learningシステムとも組み合わせた新たな形態の授業を展開し、学士力の向上を図る。

このため、令和2（2020）年度に多くの科目のe-Learningコンテンツを作成した。令和3（2021）年度には更に拡充し本格的に展開する予定である。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

#### (1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

#### (2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握は「授業改善に関わる学生アンケート」（毎年11月に実施）【資料2-6-1】とクラスアドバイザー面談（年3回実施）時に提出を求める「学生の状況把握アンケート」【資料2-6-2】及び「自助資源シート」（面談の資料）により行っている。

「授業改善に関わる学生アンケート」は、毎年授業科目を替えながら、学生の目線で授業を評価し（5段階評価）、教員による授業改善に繋げている。授業担当教員は、各評価項目の集計結果の分析を行い、「授業改善報告書」として取りまとめ、学内グループウェアサイボウズで公開している。一方、クラスアドバイザー面談時には、更に細かい要望を聞き取り、必要に応じて学科・専攻等の会議で内容を検討し、適切な対応をとっている。

### 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する相談は、主に「教育支援センター委員会」が担当している。クラスアドバ

イザ一面談時に、「自助資源シート」を活用しながら、心配なことや分からないことについての会話を重ねることで、より深く学生のこころの状態まで把握するよう努めている。又各授業の出席状況等で把握した情報を各学科・専攻等の会議で共有・分析、特別な配慮が必要と判断した場合は、「教育支援センター委員会」と連携を取りながら、必要に応じて「ケース会議」を開催、その都度チームを編成し、医師からの指示を受けながら、支援方針を決め、きめ細かく支援体制をとっている。

また学生の経済的支援の必要度については、年3回実施のクラスアドバイザー面談時に「学生の状況把握アンケート」に、アルバイトに関する項目を設け、週当たりのアルバイト時間、回数、アルバイト先などを調査し総合的に判断している。一方「学生生活実態調査」【資料 2-6-3】では、一か月の収入（仕送り、アルバイト、奨学金）、奨学金の利用状況（貸与額含む）、返済の見通しなど学生の置かれている状況を把握して助言を行っている。

具体的な経済的支援については、「学事部」が窓口になり、本学独自の給付型奨学金制度の他、日本学生支援機構各種奨学金、地方公共団体の奨学金などの利活用の推進を行っている。本学に寄せられるアルバイトの求人募集については、学事部の掲示板に掲示し、授業に支障の出ない範囲でのアルバイト先の紹介・支援を行っている。

### 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と結果の活用

「学生生活実態調査」は、令和元（2019）年11月に学部・大学院の学生を対象に学生委員会が中心になって実施した。【資料 2-6-3】質問項目は、大学生生活全般、学内の諸施設（講義室、食堂、図書館、体育館、テニスコート等）、事務窓口サービスの利用状況とその満足度、キャンパスライフ、卒業後の進路など自由記述欄を含めて37項目である。学生の意見としては、「利用していないのでわからない」を除くと、「満足している」、「ほぼ満足している」が半数以上の結果を得ている。また「満足していない」項目としては、スクールバスに関する項目があげられ、自由記述欄に記載された内容としては、Wi-Fi接続と食堂に関する要望が多かった。特に自由記述欄の要望・意見については、即刻対応可能な事項や、予算措置が必要なものがあり、学生委員会が中心になり対応窓口を決め、順次対応している。

#### (3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

「授業改善に関わる学生アンケート」は、実施後にその集計結果を教員自身が分析し、「授業改善報告書」として取りまとめ、本学グループウェアサイボウズ上で公開しているが、現在は分析の方法・表現方法も教員ごとにまちまちで、当初の目的である「他の教員の授業に関する工夫やアイデアを自らの授業改善に繋げる」ことは十分に達成されているとは言えない。今後は、教員間の授業参観や、教員のFD活動の一環として授業の改善により活用しやすい授業改善報告書のフォーマットに改善する。また、自由記述欄の意見・要望について学科・専攻内で情報を共有しながら、対応するよう改める。

「学生生活実態調査」の結果については、スクールバスに関する満足度、食堂・ラウンジに関する満足度が、低めに出ている。また自由記述欄には、各棟によってWi-Fi環境が充分でない、学食の量が少ない、コンビニが欲しい、各施設の利用時間の拡充などの意見・要望が出されている。学生の学ぶ環境をより良くする観点から、制約条件はあるが関係部

署と調整を図りながら、学生委員会が主体となって、一つひとつの意見・要望に対して、対応部署を決め、予定を組み改善を図る。

【資料 2-6-1】 令和 2 年度授業改善に関わる学生アンケート・報告書

【資料 2-6-2】 令和 2 年度学生の状況把握アンケート結果

【資料 2-6-3】 2019 年度学生生活実態調査

### 【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れに当たっては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、公表するとともに、それに基づいて多様で公正な入学者選抜を、教職員が一体となって実施している。学部・大学院とも定員の充足がなされていないが、本学の特色と資源を活かした改組改革を継続的に進めており、より一層の高大連携により入学者の増加策を講じている。

学修支援については、本学の特色でもあるクラスアドバイザー制を核とした“面倒見の良さ”により、教職員一体となった学生個々へのきめ細やかな支援が実施されている。

キャリア支援についても、1 年次から教育課程内外での支援をキャリア支援センターが中心となって実施しており、毎年度 98%以上の就職率を実現している。

学生生活安定のための支援も、クラスアドバイザー制を核とした身近な相談窓口の設置と支援体制が全学的に整備されている。

学修環境については、耐震化やバリアフリー化など基本的な改善工事等が進められてきており、遠隔での授業など新しい形での学修を支える環境整備も進められている。

学生の意見・要望についても、クラスアドバイザーによる学生個々との面談を柱に、継続的なアンケート調査等を実施しており、そこから得られた学生の意見・要望に適切に対応している。

以上の事実から、基準 2「学生」の基準を満たしている。

**基準 3. 教育課程**

**3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知**

**3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知**

1) 学部

本学は「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目的【資料 F-5】に則り、ディプロマ・ポリシーで「広く豊かな教養と高い専門的知識・技術を育み、地域社会で主体的に活動できる人材を育成する。そのため、大学が定める学力及び能力・人間力を身につけ、卒業要件を満たして所定の期間を在籍した者に、卒業を認定し、学位を授与する。」と定め、学生便覧で学生に周知している。【資料 F-5】【資料 F-13】

これを受け、家政学部では以下の三つを教育目標としている。①「女子ならではの」の深い教養を学修し、地域社会で主体的に活動できる力を身につける。②家政学の専門知識と専門技術を修得し、地域社会で有用な資格が取れる力を身につける。③地域社会の幅広い分野で活躍できるように、自律性と協調性、倫理観、コミュニケーション能力などについて、豊かな人間力を身につける。

さらに、学部の教育目標を受け構成学科である生活科学科（生活科学専攻）、生活科学科（住居学専攻）、健康栄養学科ではそれぞれ以下のような具体的な教育目標を掲げている。

**【資料 F-13】**

表 3-1-1 家政学部を構成する学科・専攻の教育目標

生活科学科（生活科学専攻）
1 衣・食・住に関する知識や技能を活用し、豊かな生活を工夫し地域社会で主体的に展開できる力を身につける。
2 家族に関する知識や技能を活用し、円滑な対人関係を築き、人と適切に接する総合的人間力を身につける。
3 消費生活・環境に関する知識や技術を活用し、生活上の多様な課題に対処できる自律性と協調性・倫理観を身につける。
4 洋裁・和裁の縫う知識・技能を備え、家庭科教員としての的確な実習指導ができる力を身につける。
5 これらの資質・能力を多面的に活用し、家庭科教育を通じて社会へ貢献することができる力を身につける。
生活科学科（住居学専攻）

- 1 生活者側の視点に立ち、住む人、使う人が満足できる建築・インテリアのデザインを学修し、常に新しい価値や概念を創造し、地域社会で活躍できる力を身につける。
- 2 建築・インテリアに関する幅広い知識・技術を修得し、地域社会で有用な資格が取れる力を身につける。
- 3 地域社会で活躍できるように、建築・インテリアのデザインに必要なコミュニケーション能力と社会人として求められる教養や人間性を身につける。

健康栄養学科

- 1 管理栄養士として、地域社会で主体的に活動できる力を身につける。
- 2 健康と栄養の専門知識と技術を修得し、管理栄養士を始め地域社会で有用な資格を取得できる力を身につける。
- 3 地域社会の幅広い分野で活躍できるように、自律性と協調性、倫理観、コミュニケーション能力などを修得し、豊かな人間力を身につける。

同様に文化創造学部（文化創造学科）においても以下の3つを教育目標としている。①「女子ならではの」の深い教養を育み、生涯にわたって学び続ける力、主体性を持って地域社会で活動できる力を身につける。②初等教育・文化に関する高い専門的知識と技能を修得し、社会的に認められる資格を取得できる力を身につける。③相手の立場を思いやる心、たゆまず努力する姿勢、多様な価値観を認める寛容な精神など、地域社会で幅広く活躍できる人間力を身につける。

さらに、学部の教育目標を受け構成学科である3つの専攻、文化創造学専攻、デジタルアーカイブ専攻、初等教育学専攻ではそれぞれ以下のようなより具体的な教育目標を掲げている。【資料 F-13】

表 3-1-2 文化創造学部を構成する学科・専攻の教育目標

文化創造学科（文化創造学専攻）

・書道教育コース

- 1 教育者として「書写・書道」を総括的に理解・修得するとともに、練度の高い技能で多様な作品づくりができ、その文化を継承し発展させることができる。
- 2 岐阜女子大学の建学の精神・教育方針を理解し、書道を通してボランティア活動・国際交流に努め、学修の成果を活かし社会に貢献できる。

・国語教育コース

- 1 日本の言語文化に関する高度な知識を有し、次世代に伝えることができる。
- 2 日本語・日本文化を通して国際社会にも地域共同体にも貢献できる。

・観光・英語専修

- 1 ホテルマネジメントコース・観光ビジネスコースでは、女性らしいホスピタリティを身につけた人格形成をする。
- 2 英語教育コースでは、英語に関する高度な専門性とコミュニケーション能力を備えた教員を育成する。

文化創造学科（デジタルアーカイブ専攻）

- 1 デジタルアーカイブに関する幅広い知識・技術を修得し、それらを活用して知的財産（著作権やプライバシー保護などの倫理に留意し文化を創造・発信する能力を有している。

- 2 資料をデジタルアーカイブ化する専門的知識と技能を修得し、デジタル・アーキビスト、博物館学芸員、図書館司書の資格を取得できる力を身につけている。
- 3 文化を創造・発信するために、常に新しい知識・技術の修得に努める強い意思を有している。

文化創造学科（初等教育学専攻）

- 1 幼児期から児童期にかけての教育に対して、見通しをもった教育実践の力を身につけている。
- 2 教育人として人間性・社会性に優れ、教育への情熱を有している。
- 3 理論と実践との往還により、自己向上に励み社会に貢献できる力を身につけている。

これらのディプロマ・ポリシーのうち大学及び各学部のディプロマ・ポリシーについては、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに、大学案内、学生募集要項、ホームページ等で広く公開し周知している。【資料 F-2】【資料 F-4】【資料 F-13】

ディプロマ・ポリシーは、他の二つのポリシーとともに、令和元（2019）年度外部評価委員会の主要なテーマとして取り上げ、学長の主導のもと各学科・専攻・専修等の主任が中心となって見直し作業が進められた。外部評価委員会での評価が主任会議に報告され【資料 3-1-1】、そのプロセスが教授会で全教職員に周知された【資料 3-1-2】。また大学、各学部、各学科・専攻・専修、大学院各研究科のアドミッション・ポリシーを含めた三つのポリシーについては令和元（2019）年度の外部評価委員会資料冊子【資料 3-1-3】として教職員に配付されている。

## 2) 大学院

本学は、三つの研究科（文化創造学研究科、生活科学研究科、文化創造学研究科（通信教育課程））を有し、研究科の教育目標とそれに即したディプロマ・ポリシーを以下のように定め、大学院便覧で学生に周知している。【資料 F-5】

表 3-1-3 大学院を構成する研究科の教育目標

文化創造学研究科
建学の精神に基づき、高度な専門的知識と技能を身につけ、主体性を持って文化の伝承と創造に貢献し、次世代を育てる実践的な教育研究活動ができる人材の育成を教育目標とする。
生活科学研究科
建学の精神に基づき、高度な専門的知識と創造性豊かな研究能力や総合的課題処理能力を身につけ、生活や健康の向上を追求・提案・実践できる次のような人材育成を目標とする。
①衣食住など人間生活、あるいは食べ物と健康との関係について幅広い知識を修得し、人間生活の向上や改善、食生活を通じた健康の増進や疾病の予防に寄与できる高度な専門性を身につける。
②地域社会で主体的な貢献や活動を行うために、自律性、協調性、対話力、倫理感などの人間力を身につける。
③家庭科教員を目指す場合には、教材の研究及び開発を行う力、児童や生徒の教育を実践的に展開し、その分析・評価・改善ができる力を身につける。
文化創造学研究科（通信教育課程）は、文化創造学研究科と同じ教育目標を掲げている。

これらは、ディプロマ・ポリシーとして、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに、大学院案内、学生募集要項、ホームページ等で広く公開し周知している。また、年度初めの研究科別ガイダンス等において周知している。【資料 F-2】【資料 F-4】【資料 F-13】

### 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

#### 1) 学部

ディプロマ・ポリシーは、「教育目標を踏まえて編成した教育課程を修め、必要な卒業要件を満たした者に学位を授与する。」と規定している。

その要件である単位認定は、学則第 14 条「一の授業科目を履修し終わったときは、試験、学習報告及び実習状況によってその成績を評価し、合格したものには、その授業科目の修了を認め、単位を与える。」と規定し、学務規程第 42 条に「単位の認定は、各学期末に評点により合格した科目について行う。」【資料 F-5】及び、科目履修要項第 34 条に「履修した授業科目の成績評価は、学則第 14 条により、定期試験・臨時試験・平常成績を総合して、100 点を満点とし、60 点以上を合格として、単位を認定する。」【資料 F-5】と規定している。

各科目の成績評価は、シラバスの「学生に対する評価及び基準」であらかじめ示している。【資料 F-12】

また、進級要件は、学則第 15 条及び科目履修要項第 38 条で「第 2 年次から第 3 年次に進級するために必要な単位数は、それぞれ下表（表 3-1-4）のとおりとするが、合計単位数以上であれば進級することができる。」とし、教養教育科目 21 単位、専門教育科目 49 単位、合計 70 単位（健康栄養学科は、専門教育科目 57 単位、合計 78 単位）を基準としている。

さらに、卒業要件については、学則第 20 条で「卒業認定は、第 4 条に規定する修業年限以上在学し、別表 1 の各分野ごとに定める次の単位を修得した者について、学長が、教授会に諮問しその意見を聴いたうえで、最終決定する。」と規定し、教養教育科目 26 単位、専門教育科目（卒業研究を含む）102 単位、計 128 単位以上としている。【資料 F-3】

これらの基準の説明は、新入生ガイダンス時に学生便覧を配付し説明するとともに、学期初めの学科・専攻別ガイダンスでも説明し、周知している。

表 3-1-4 学科・専攻の 3 年次へ進級するために必要な単位数

学 部	学 科	専 攻	教養教育科目	専門教育科目	合 計
家 政	生活科	生活科学	21	49	70
		住居学	21	49	70
	健康栄養		21	57	78
文化創造	文化創造	文化創造学	21	49	70
		デジタルアーカイブ	21	49	70
		初等教育学	21	49	70
但し、編入学及び転入学した者は、この限りではない。					

## 2) 大学院

単位修得の認定は、授業科目の成績について大学院学則第 35 条で「1 授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を行う。この場合、定期試験は、学期末又は学年末に行うものとし、その試験は、筆答試験、口答試験、研究報告等の方法により行う。2 授業科目担当教員は、必要に応じて追試験又は再試験を行うことができるものとし、追試験又は再試験に関し必要な事項は、別に定める。3 履修した授業科目の成績は、第 1 項に規定する試験のほか、研究報告、随時行う試験、出席及び学修状況等により総合判定する。4 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の標語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。」【資料 F-3】と規定している。

また、修了要件は、大学院便覧「履修方法と修了の条件」で〈履修方法〉〈修了の条件〉として研究科別に規定【資料 F-5】している。

これらの基準の説明は、研究科長や指導教員と事務職員が連携し、新入生ガイダンス及び年度初めの研究科別ガイダンス等において実施し周知している。

### 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

#### 1) 学部

具体的運用と決定は以下のように取り扱っている。

- ・単位認定のための成績評価は、科目ごとに示されたシラバスの「学生に対する評価及び基準」を基に各教員が行っている。
- ・進級判定については、単位認定を受けた成績表を基に教務委員会において進級判定審査を行い、教授会に諮問され学長が決定している。

表 3-1-5 過去 5 年間の進級者数の推移 (単位：人)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
家政学部	対象者数	148	140	143	125	147
	進級者数	145	139	142	121	143
文化創造学部	対象者数	73	81	72	72	82
	進級者数	71	76	70	69	79

- ・卒業研究の評価は、科目履修要項第 33 条で「各学科、専攻による方法（口頭試問、発表等）で評価される。」と規定している。
- ・卒業の認定は、所属学科・専攻別に定められた卒業要件により教務委員会において卒業判定審査を行い、教授会に諮問され学長が決定している。

表 3-1-6 過去 5 年間の卒業者数の推移 (単位：人)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
家政学部	対象者数	183	162	158	149	158
	卒業者数	178	157	156	141	151
文化創造学部	対象者数	96	106	85	96	94
	卒業者数	93	103	82	92	93

- ・転・編入学生の単位認定については、学務規程第 45 条で「転・編入学以前に在学した大学、短期大学等において修得した単位のうち本学において開講する授業科目に限り、

第2年次生あつては35単位以内、第3年次生にあつては60単位以内において、これを認定することができる。」と規定している。

・履修登録制限及びGPAの活用

履修登録制限については、科目履修要項第3条で「各学年次に履修登録できる単位数は、下表（表3-1-7）のとおりとする。」と規定し、1年間の履修登録の上限を48単位としている。ただし、資格取得に係る専門科目の単位数は、制限単位数に含まないものとするとし、GPA 3.0以上の者はこの限りではないと定めている。

表3-1-7 年間履修登録単位の上限

	1年次	2年次	3年次	4年次
年間履修登録単位の上限	48	48	48	48
○資格取得に係る専門科目の単位数は、制限単位数に含まないものとする。				

また、GPA制度に関する要項の第1条で「学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的とする。」と規定し、第7条で「GPAの学生及び保護者への通知は、学期GPA及び累積GPAを記載した成績表により行う。」として、保護者との学生の修学状況の共有を図り、指導助言の資料としている。

- ・教育実習等の許可については、科目等履修要項第43条から第48条にわたり「教育実習」「保育実習」「臨地実習」「博物館実習-学外-」「日本語教育実習」で許可条件を定めている。【資料F-5】

## 2) 大学院

単位修得の認定は大学院学則第36条で「単位修得の認定は、前条に規定する授業科目の成績の判定に基づき、学長が、研究科委員会に諮問しその意見を聴いたうえで行う。」と規定し、修得単位の認定を行っている。

修了要件は岐阜女子大学大学院学則第46条で、「2年以上在学し、専攻分野について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者。ただし、特に優れた業績を上げた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。」と規定し、これを遵守し運用している。

なお、修士論文の形式等についても大学院便覧の教育課程の履修についての「修士論文の形式等について」の項で説明している。【資料F-5】

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目的から、教職課程や資格取得課程の設置により多くの資格取得が可能となっており、学生には主体的な学修ができるよう、シラバスに「予習・復習の内容」及び「予習・復習時間」を記載し、また、履修にあたっては、履修登録制限の上限緩和基準をGPA 3.0とし、学生の意欲の向上及び教育の質を担保している。

しかし、授業時間以外の学修時間の確保については「学生の状況把握アンケート」【資料3-1-4】で把握に努めているが、より正確な授業時間外の学修時間の把握が必要であり、シラバスの予習・復習事項の具体化を図るなど学修時間確保のための環境整備を推進する。

- 【資料 F-2】 岐阜女子大学案内
- 【資料 F-3】 岐阜女子大学学則
- 【資料 F-3】 岐阜女子大学大学院学則
- 【資料 F-4】 学生募集要項
- 【資料 F-5】 学生便覧
- 【資料 F-5】 大学院便覧
- 【資料 F-12】 2021 年度(令和 3 年度)授業概要 (シラバス)
- 【資料 F-13】 岐阜女子大学 全体・学部の三つのポリシー
- 【資料 3-1-1】 令和元 (2019) 年度第 12 回主任会議資料
- 【資料 3-1-2】 令和元 (2019) 年度第 12 回教授会資料
- 【資料 3-1-3】 令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料
- 【資料 3-1-4】 学生の状況把握アンケート調査票

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

#### (2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

##### 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、学部・大学院とも、建学の精神・教育理念のもと、「教養ある専門性を持つ職業人養成を重視した教育を施す」ことを教育目標に掲げ、平成 25 (2013) 年 4 月に三つのポリシーを策定した。その後、平成 28 (2016) 年 3 月に中央教育審議会大学教育部会の答申時に大幅な見直しを行った。更には令和 2 (2020) 年 3 月には特にカリキュラム・ポリシーの評価・改善を行い、令和 2 (2020) 年度から改定したポリシーを運用している。カリキュラム・ポリシーうち大学及び各学部のカリキュラム・ポリシーは大学のホームページ【資料 F-13】で公開すると同時に、毎年度発行の学生便覧【資料 F-5】、学生募集要項【資料 F-4】、大学案内【資料 F-2】に掲載し、オープンキャンパス、新入生ガイダンスなどで周知している。

表 3-2-1 大学のカリキュラム・ポリシー

##### 【カリキュラム・ポリシー】

岐阜女子大学は、豊かな教養と高い専門的知識・技術を育み、地域社会で主体的に活動できる人間力の育成をめざして、多様な授業形態を組合せた教育課程を体系的に編成し、それを実践・評価する。

1 教育課程の編成

- ① 教養教育では、大学での学びと将来に向けての学びに主体的に取り組む自律性を育むため、学修の基礎となる全学共通教育科目を配置する。
- ② 専門教育では、高い専門性を身につけるため、主要科目と関連する履修科目の到達目標を明確にして体系的に配置する。
- ③ 学識の実践力を高めるため、実習・演習科目を効果的に配置する。

2 教育内容・方法

- ① 教育目標・教育課程に応じた効果的な教育を推進する。
- ② 基礎・専門教育課程では、カリキュラム・マップを編成し、学生の主体的な受講と学修を推進する。
- ③ 学修の効果を高めるため、主体的、協働的、課題解決型の実践的学修を取入れる。
- ④ 本学教育の総仕上げとして、卒業研究を必修とする。

3 学修成果の評価

- ① 2年終了時には、進学課程に必要な単位の修得と卒業研究等の履修に必要な基礎学力の修得を評価する。
- ② 学修状況を調査し、学修の状態と学修の方法を把握して指導と評価に活用する。
- ③ 卒業研究と関連学修について総合的な学びを評価し、卒業の適否を判断する。

大学院の各研究科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともに、大学院便覧、大学院案内、学生募集要項、ホームページ等で広く公開し周知している。また、年度初めの研究科別ガイダンス等において周知している。【資料 F-2】【資料 F-4】【資料 F-13】

表 3-2-2 大学院の各研究科のカリキュラム・ポリシー

【カリキュラム・ポリシー】文化創造学研究科

文化創造学研究科は、文化創造学・デジタルアーカイブ・初等教育学の三つの専攻において、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、多様化する現代の諸課題に対応できる実践力と専門分野における高度な研究力の修得をめざして、体系的なカリキュラムを編成する。

1 教育課程の編成

- ① 文化創造学専攻では、日本文化、英語文化（通信教育課程は除く）の2つの分野に共通する授業科目と分野に応じて、それぞれ、書道・国語、英語（通信教育課程は除く）に関する専修科目を配置する。
- ② デジタルアーカイブ専攻では、上級デジタル・アーキビスト育成に関する実践的な教育・研究科目を配置する。
- ③ 初等教育学専攻では、幼稚園児及び小学生の育成に関する実践的な教育・研究科目を配置する。
- ④ 三つの専攻について、通信教育課程を編成する。
- ⑤ 研究能力の育成のため、修士論文特別研究を配置する。

2 教育内容・方法

- ① 文化創造学研究科は、文化創造学と初等教育学を実践的に学修し、それぞれにおいて、高等学校教諭専修免許（国語・英語（通信教育課程は除く）・書道）・中学校教諭専修免許（国語・

英語（通信教育課程は除く）及び小学校教諭専修免許・幼稚園教諭専修免許の取得可能な能力を養成する。

- ② 文化創造学研究科は、情報社会が求める上級デジタル・アーキビストの養成を行う。
- ③ 入学時点で学生の指導教員を決め、実験・実習等に付随する諸問題に対して個別に細やかな研究指導を行う。
- ④ 通信教育課程の学生には、スクーリングを土曜日・日曜日・祝日等を実施する。

### 3 学修成果の評価

- ① 履修科目の学修評価は主にレポートで行い、研究能力の修得評価は実技などの取り組み状況、学内外の研究報告・発表（口頭、論文）で行う。
- ② 修士論文特別研究では、作成した論文と口頭発表について複数教員で評価する。
- ③ 以上の評価を総合して、修了の適否を判断する。

#### 【カリキュラム・ポリシー】生活科学研究科

生活科学研究科は、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を踏まえ、衣食住を中心とする人間生活の質の向上を図る生活科学分野と食べ物と健康との関わりを探究する応用栄養学分野について、「健康・安全」、「快適・利便」、「ゆとり・豊かさ」、「自己表現」などの視点から、以下のカリキュラムを体系的に編成する。

#### 1 教育課程の編成

- ① 生活科学研究は、生活科学分野と応用栄養学分野で講成し、両者に共通する授業内容を研究科の必修科目として配置する。
- ② 生活科学分野は、高度な家庭科教材の開発や実践的な食育などの教育・研究科目を配置する。
- ③ 応用栄養学分野は、管理栄養学の高度な知識と実験力を養成する教育・研究科目を配置する。
- ④ 研究能力の育成のため、修士論文特別研究を配置する。

#### 2 教育内務・方法

- ① 生活科学研究科は、生活科学分野と応用栄養学分野を実践的に学修する。
- ② 生活科学分野は、高度な専門知識を修めた家庭科教員（高等学校・中学校）の養成を図る。
- ③ 応用科学分野は、EBN(evidence-based-nursing:実証に基づく看護ケア)に関する栄養研究に力を入れて、管理栄養士・栄養教諭専修免許が取得できる力を養成する。
- ④ 入学時点で学生の指導教員を決め、実験・実習等に付随する諸問題に対して個別に細やかな研究指導を行う。
- ⑤ 社会人教育を実施するため、土曜日・日曜日に集中講義を開講する。

#### 3 学修成果の評価

- ① 履修科目の学習評価は主にレポートで行い、研究能力の修得評価は実技などの取り組み状況、学内外の研究報告・発表（口頭、論文）で行う。
- ② 修士論文特別研究では、作成した論文と口頭発表について複数教員で評価する。
- ③ 以上の評価を総合して、修了の適否を判断する。

### 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学は建学の精神「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」に基づいて「教養ある専門性を持つ職業人養成を重視した教育を施す」を教育目標として掲げている。

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を受け、「広く豊かな教養と高い専門知識・技術を育み、地域社会で主体的に活動できる人材を育成する。」と定めている。一方、カリキュラム・ポリシーは、「豊かな教養と高い専門的知識・技術を育み、地域社会で主体的に活動できる人間力の育成をめざして、多様な授業形態を組み合わせた教育課程を体系的に編成し、それを実践・評価する。」と冒頭で定め、具体的に教育課程の編成、教育内容、学修成果の評価の 3 つの項目について方針を定めている。前述の通り三つのポリシーは、平成 25 (2013) 年度に策定・運用を開始したが、平成 28 (2016) 年 3 月の中央教育審議会大学教育部会答申を受け、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーについて、大幅な見直しと、内容の再確認と一貫性の検証を行ったものであり、確実にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は保たれていると判断している。

### 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、両学部（家政学部・文化創造学部）とも、大学設置基準を遵守しながら、大学全体のカリキュラム・ポリシーを受け、学部毎にカリキュラム・ポリシーを策定している。更には、両学部とも、学びの専門領域の異なる各学科・専攻等毎に学部の方針を受け、個別のカリキュラム・ポリシーを策定している（令和 2 (2020) 年 3 月に見直し、改定した。）

#### 【資料 3-2-1】

各学科・専攻等のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーを達成するため、学部共通科目、専門科目、発展的科目、卒業研究、実践的教育を体系的に編成・開講するよう冒頭で定め、更には全学で統一した前述の 3 項目（教育課程の編成、教育内容・方法、学修成果の評価）で、より具体性を持たせている。一方学生には、カリキュラム・フロー（マップ）とナンバリングにより、卒業までの教育課程をより認識しやすい工夫と指導を行っている。更に本学では、学科・専攻等毎に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと開講する授業科目（特にコア・カリキュラム）との対応関係について検証している。【資料 3-2-2】

シラバスについては、平成 30 (2018) 年度から、「準備学修の具体的内容」（予習の内容と時間、復習の内容と時間）、「アクティブ・ラーニングの要素」、実務家教員の関連事項として「実務経験」、「実務経験の内容」、「実務経験と授業との関係」の項目を追加してシラバス記載の内容の充実を図ってきた。また令和 2 (2020) 年度には、「臨時休業に伴う遠隔授業の対応について」の欄を追加、適宜改定を加えながら内容の充実を図っている。

#### 【資料 F-12】

シラバスは、平成 27 (2015) 年度以降、紙媒体を止め、本学グループウェアサイボウズで公開しており、あわせて履修登録、履修登録の変更などにも活用し、学生の利便性の向上に努めている。

### 3-2-④ 教養教育の実施

本学では、カリキュラム・ポリシーに定めているように、「大学での学びと将来に向けての学びに主体的に取り組む自律性を育むため、学修の基礎となる全学共通教育科目を学生便覧【資料 F-5】に記載し、教養教育としている。特に現代社会の変革は激しく、求めら

れる専門知識・技術も高度化しており、地域社会で主体的に活動できる人材を育成するには、広く豊かな教養を身につけ、国際化、情報化、コミュニケーション力の向上も必須条件となることから、本学の全学共通教育科目は、教養基礎、情報、外国語の必修科目と、生涯学習論や日本国憲法、スポーツなどの選択科目で構成している。これらについては主に1・2年次に配当しており、26単位以上の取得を卒業要件と定めている。

### 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育・学修に関する諸活動は、文部科学省「学生支援プログラム」に採択された『社会ニーズに対応した学士力と高い就職率・定着率を目指す教育』（平成21年度～平成23年度）の取り組みをベースにして、毎年見直し、改善を加えながら10余年間取り組みを継続してきた。取り組みの重要ポイントは①入学前学修支援（高校授業とのスムーズな接続）、②大学4年間での教育・学修の充実、③就職支援の充実（社会へのソフトランディング）の3点である。ディプロマ・ポリシー実現のためのカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科・専攻等でコア・カリキュラムを設定し、初年次教育から専門基礎教育、専門教育へとつながる教育課程を編成している。これらの教育課程で使用する本学独自の各種テキスト（入学前学修テキスト、初年次テキスト、専門基礎テキスト、資格取得ガイドブック、資格取得のための手引き書等）を作成・活用している。また、長期休暇中の自律的学修を促進するため毎年度「基礎力のための年間履修計画表」【資料 3-2-1】を作成し、学生に配付して、前述の各種テキスト類などを活用した学修を行わせ、休み明けには学習到達状況の確認テストを実施している。これらの各種テキスト類は、概ね3年を目途に改定を行い、内容の充実を図っている。【資料 3-2-3】

授業内容・方法の工夫に関しては、アクティブ・ラーニングに積極的に取り組んでいる。授業は、講義、実習、実験などその実施形態は様々だが、全ての授業科目のシラバスにディスカッション、グループワーク、問題解決型学習、フィールドワークなど「アクティブ・ラーニングの要素」を選択明記し、学生にも分かるよう留意している。

教授方法の改善については、教員による「コア・カリキュラムの評価・改善」【資料 3-2-1】と「授業改善に関わる学生アンケート」を踏まえた授業改善の検討を毎年度実施し、改善を図っている。「コア・カリキュラムの評価・改善」は各学科・専攻等毎に自己点検・評価し、毎年度末の「外部評価委員会」で評価を受け、改善策を次年度につなぎ、改善に努めている。また、「授業改善に関わる学生アンケート」はその集計結果に対して授業担当教員が分析を行い、「授業改善報告書」【資料 3-2-4】を作成し、情報の共有と授業改善の参考にすることを目的に、学生・教職員が自由に閲覧できるよう、学内グループウェアサイボウズで公開している。

また、令和元（2019）年度より、ポートフォリオアプリを活用した学生による学修ポートフォリオを各学科・専攻等のコア・カリキュラム主要科目の授業で導入しており、学生の学修成果の可視化を図るとともに、学生と教員の間での学修成果の共有を図り、学修成果の適正な評価に活かしている。さらに、同年度より同授業科目において教員によるティーチングポートフォリオの導入も始めており、シラバスよりも詳細な授業情報を学生に提供することで、学生の学修を支援するとともに、教員による授業改善にも活かしている。

【資料 3-2-5】

### (3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って編成されており、時代と共に変わる「社会のニーズ」にマッチングするよう今後共、見直し改善を継続する。カリキュラム・ポリシーについては、大学ホームページでの公開や学生便覧、大学案内での記載などを通じて周知を図ってきたが、まだ学生の認知度は充分とは言えない。今後はガイダンスなどの機会を通じて、丁寧な説明で理解を深めカリキュラム・ポリシーをより身近なものとして感じ、生かせるよう工夫を重ねて行く。

シラバスについては継続的に改善・改良を加えてきたが、学生の主体的な学びの支援と言う観点から今後も継続して検討を加え改善を図る。アクティブ・ラーニングについては、相当実績が積み上がってきている。今後はこれらを詳細に分析・公表して共有化を計り、授業の内容と方法の充実を図る。また「授業改善に関わる学生アンケート」については各教員に分析・評価・改善方法が一任され、バラバラで、改善が十分図られているとは言えない。今後は、分析・評価の基準を作り、更には各学科・専攻等としての最終評価も加え、内容の充実した改善報告書になるよう PDCA サイクルをさらに充実していく。

【資料 F-2】 大学案内

【資料 F-5】 学生便覧

【資料 F-12】 2021 年度(令和 3 年度授業概要(シラバス)

【資料 F-13】 岐阜女子大学 全体・学部の三つのポリシー

【資料 3-2-1】 令和元（2019）年度外部評価委員会資料

【資料 3-2-2】 令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料

【資料 3-2-3】 各種テキスト類

【資料 3-2-4】 令和 2 年度授業改善に関わる学生アンケート報告書

【資料 3-2-5】 文部科学省私立大学研究ブランディング事業地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業成果報告書 2019 Vol.V No.1 学修支援資料デジタルアーカイブの共有化及び成果の公開と評価に関する研究 グランドデザイン 2040 をめざす岐阜女子大学の教学マネジメントの「今」-実践をとおして学びの質を追求する-

### 3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

### 1) ディプロマ・ポリシーとの関連性が明示されたシラバスの作成

現行のシラバスには、授業科目ごとに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」及び「シラバスの到達目標」の記載欄が設けられており、各授業科目の履修により期待される学修成果が学生にも分かるようになっている。【資料 F-12】

令和元（2019）年度からは、学生による学修ポートフォリオと教員によるティーチングポートフォリオの作成を各学科・専攻・専修のコア・カリキュラム主要科目から始めており、順次対象とする授業科目を増やしている。教員は、学修ポートフォリオで保管された学修成果の可視化を図り、ティーチングポートフォリオによりシラバスと連携したメタデータを作成、提供することで学生の学修指導、学修支援を行っている。【資料 3-3-1】

### 2) 各種アンケート調査による学生集団ごとの学修成果の点検・評価

「授業改善に関わる学生アンケート」により、授業科目受講集団ごとの学生の授業にのぞむ態度や予習・復習等の学修時間などを把握している。【資料 3-3-2】

「学生の状況把握アンケート」により、学部・学科・専攻等の学生集団ごとの、授業への出席状況、単位取得状況、必修科目の理解度、学修時間（講義期間中、長期休暇中）、長期休暇中の課題の理解度などを把握している。【資料 3-3-3】

### 3) クラスアドバイザー面談による学生個々の学修成果の把握

年3回の面談時に、「自助資源シート」、「学生の状況把握アンケート」（集計前に、クラスアドバイザー教員による評価事項をチェックする際に学生の記入内容を確認している）、成績表、聞き取り等により、学生個々の学修状況、単位取得状況などを把握している。【資料 3-3-4】 成績の把握、評価においては GPA の活用も行っている。

### 4) 資格取得の促進と取得状況の把握

学修成果の客観的な評価の一環として資格取得を促進している。全学的に複数資格の取得を奨めており、その対象は授業科目履修・単位取得により取得できる教育職員免許状などの資格はもちろん、取得支援講座などにより取得を促進している外部の国家資格、民間資格など多岐にわたる。【資料 F-2】

クラスアドバイザーを中心として、各学科・専攻等で学生の資格取得に対する希望を把握し、授業や講座などの受講状況、試験結果についても把握している。

### 5) 外部からの点検・評価

毎年度末（2月）に外部評価委員会を開催し、各学科・専攻等、各研究科の教育の実践状況や資格取得状況など学生の学修成果の自己点検の報告を行い、外部評価委員による評価を受けている。【資料 3-3-5】

### 6) 卒業後の進路内定状況の把握

4年生の進路内定状況についてはクラスアドバイザー（卒業研究指導教員）を中心に各学科・専攻等で把握するとともに、キャリア支援センターに集約され、教授会や学内グループウェアサイボウズ等で報告され、全教職員が共有している。

### 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 1) ティーチングポートフォリオによる教育内容・方法及び学修指導等の改善

授業実施にともなうティーチングポートフォリオは随時更新され、それがメタデータの更新、シラバスの更新につながり、次年度の授業の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活かしている。

#### 2) 各種アンケート調査による点検・評価結果のフィードバック

「授業改善に関わる学生アンケート」の集計・分析結果に基づいて、授業担当教員が自ら「授業改善報告書」として取りまとめ、学内グループウェアサイボウズで公表し、FDの一環として教員自身が授業の内容・方法の改善に努めている。

「学生の状況把握アンケート」の集計・分析結果は教授会等で報告され、その結果を受けて各学科・専攻等における学生への学修指導へ反映している。

#### 3) クラスアドバイザー面談で把握した学生個々の学修成果のフィードバック

クラスアドバイザーが面談記録として取りまとめ、各学科・専攻等の主任を通じて、必要ならば学科・専攻会議等で情報共有するとともに、関係する授業科目の教育内容・方法の改善や個々の学生への学修指導の改善につなげている。

#### 4) 資格取得状況のフィードバック

各学科・専攻等において経年的な取得状況を把握しており、その状況に応じて本学オリジナルの資格取得ガイドブック等の改訂、関連授業科目や資格取得支援講座の教育内容及び方法の改善に努めている。

#### 5) 外部評価委員会による評価のフィードバック

外部評価委員会での委員からの指摘事項については、各学科・専攻等が確実にPDCAサイクルに乗せ、改善に努めている。

#### 6) 卒業後の進路内定状況のフィードバック

過年度の進路内定状況を踏まえ、より学生が希望する進路への内定が得られる学修成果が達成されるよう、資格取得の支援や各種実習などの内容等の見直しを図っている。

#### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修成果を可視化し、継続的な教育内容・方法及び学修指導等の改善を図る上で学修ポートフォリオ及びティーチングポートフォリオの果たす役割は大きいですが、これらのポートフォリオシステムを導入してまだ日が浅く、導入している授業科目もまだ一部に過ぎないため、順次導入授業科目を拡大し、本格的な教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげていく。

【資料 F-2】 大学案内

【資料 F-12】 2021 年度（令和 3 年度）授業概要（シラバス）

【資料 3-3-1】 文部科学省私立大学研究ブランディング事業地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業成果報告書 2019 Vol.V No.1 学修支援資料デジタルアーカイブの共有化及び成果の公開と評価に関する研究 グラウンドデザイン 2040 をめざす岐阜女子大学の教学マネジメントの「今」-実践をとおして学びの質を追求する-

【資料 3-3-2】 授業改善に関わる学生アンケート調査票

【資料 3-3-3】 学生の状況把握アンケート調査票

【資料 3-3-4】 自助資源シート

【資料 3-3-5】 令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会報告書

### 【基準 3 の自己評価】

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、各研究科、学部・学科・専攻等が定めた学力及び能力、人間力を身につけた者に対して、学位を授与している。そのために、単位認定及び進級・卒業・修了認定の基準を学生に明示し、厳正に運用している。

また、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーをディプロマ・ポリシーとの一貫性を持って策定しており、カリキュラム・マップやナンバリングによって学生にとって分かりやすい教育課程の編成に努めている。

この教育課程での学生の学修成果を点検・評価するための具体的かつ客観的な手段を整備しており、学位認定や資格取得など結果としての学修成果だけでなく、ポートフォリオシステムによって学修プロセスの点検・評価も行えるよう工夫している。

これらの学修成果の点検・評価の結果は、外部からの評価を受けながら、確実に PDCA サイクルにのせて改善が図られる仕組みができています。

以上の事実から、基準 3「教育課程」の基準を満たしている。

## 基準 4. 教員・職員

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学は、学長選考規程第 4 条で「学長は理事会の推薦により、理事長がこれを任命する。」【資料 4-1-1】と規定し、第 5 条において「学長は本学の教育・研究及び管理を統括する。」と定めるとともに、組織規程第 3 条第 4 項で「学長は大学の校務を掌り、大学を代表する。」【資料 4-1-2】と定め、学長の選考方法、所掌範囲と権限及び責任について明記している。学長が職責を果たすためのリーダーシップを支えるため、以下のような体制をとっている。

現在、「学長を補佐し、学長に事故ある時はこれを代理する」副学長（組織規程第 3 条第 2 項）1 人を令和元（2019）年度第 2 回常任理事会【資料 4-1-3】において選任している。また、「事務局の事務を統括し所属職員を指揮監督する」事務局長（組織規程第 3 条第 3 項及び第 13 項）を配置するとともに、「本学の教育・研究及び管理運営に関する学長の指示事項について企画・立案し学長を補佐する。」学長補佐【資料 4-1-4】3 人を配置している。

構成組織の長である研究科長、学部長、図書館長、研究センター長（組織規程第 3 条第 5 項）は「学長の命により所掌組織の諸事項を統括し、所属教職員を指揮監督する。」と定め、学長の推薦により理事長が任命している。また、学生部長（組織規程第 3 条第 5 項）は、「学長の命を受け、学生指導に関する事項を統括する。」と定めている。

さらに、部長会規程【資料 4-1-5】の第 1 条で「学長補佐機関として、大学の将来構想の企画・審議・重要課題等の対処等行うことを目的として」部長会を設置している。会議の組織は、学長、学部長、図書館長、付置研究所長（1 人）、学生部長、事務局長、その他学長が必要と認めた者とし、学長が招集し議長を務める。会議は第 7 条で「学長が必要と認めたときに召集する。」としているが、現在は毎月 1 回（原則第 1 月曜日）の定例とし、この他随時に開催し、大学運営の重要・緊急案件を定例及び緊急に審議・対応できる体制としている。

部長会議は、理事会（常任理事会）からの諮問事項や理事会に上申するための事項の他、全学的課題・事項を審議するため、理事長が「その他学長が必要と認めた者」として審議に参加し、学校法人と大学の意思疎通を図る重要な会議となっている。

学長の意思決定のための諮問機関である教授会は大学内の広範な業務の事項等を審議するため、教授会議事運営規則第 7 条【資料 4-1-6】により委員会等を置くとし、「教員資格審査委員会」、「主任会議」、「入試委員会」などの委員会を設置し予備審議や委託審議を可

能としている。重要事項を審議する「教員資格審査委員会」【資料 4-1-7】は「部長会」と構成員を同じくし審議される。これらの審議の内容は教授会で報告され学長が最終決定している。

なお、学生委員会【資料 4-1-8】の審議事項である学生の懲戒については、岐阜女子大学学生懲戒規程【資料 4-1-9】第 10 条により、「学長が、学部長等からの懲戒処分申請に基づき、教授会の議を経て懲戒処分を決定する」と規定している。

大学院については、学長が議長を務め大学院全体の運営を統括する大学院委員会【資料 4-1-10】と研究科長が議長を務め研究科個別の案件について審議する研究科委員会【資料 4-1-11】で構成され、学長が最終決定している。また、内容によっては部長会を経て、理事会（常任理事会）に上程され、審議決定される。

また、方針決定に関係する調査をするため IR 室【資料 4-1-12】を設置している。

なお、学長は学校法人の理事であり、理事会、常任理事会、評議員会の構成員である。

#### 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学に関係する主たる審議機関は、学長が招集し議長を務める部長会、主任会議、教授会である。

学長は、本学の教育・研究及び管理をスムーズに行うため「教授会」を活用している。教授会は学長の諮問機関であり、構成員も学長が必要と認めるときは、准教授その他の教育職員を加えることができることから、本学の教授会は全ての常勤教員が参加する会議となっており、教育現場の意見の吸い上げや決定事項の周知・徹底の場としている。

また、広範な業務の事項等を審議する教授会は、教授会議事運営規則第 7 条において「教授会は、その審議すべき事項を予備審議若しくは委託審議させるため、必要により委員会等を置く。」と規定し、教員資格審査委員会、主任会議、入試委員会、教務委員会、学生委員会、広報委員会、情報教育委員会、以上のほか必要により設置する委員会等を運用し、全体把握とリーダーシップを支える体制としている。

教授会審議事項に関する学長権限については、教授会規程【資料 4-1-13】第 2 条で「学長は、次に掲げる事項について教授会に諮問し、その意見を聴いたうえで、最終決定をするものとする。」と規定している。大学運営に係る学長権限は、大学組織規程第 3 条第 4 項で「学長は大学の校務を掌り、大学を代表する。」と明記している。

なお、教授会規程第 2 条第 1 項第 6 号に規定している「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことを必要なものとして学長が定めるもの」については、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規」【資料 4-1-14】において、「1. 中期計画及び年度計画のうち教育研究に関する事項、2. 教員人事に関する事項、3. 教育課程編成の方針、4. 学生に対する援助、5. 教育面での自己評価」と定め周知している。

学長支援の職制である副学長、事務局長、学長補佐の職務についても、大学組織規程でそれぞれ「副学長は学長を補佐し、学長に事故ある時はこれを代理する。」「事務局長は理事長の命を受け、事務局の事務を統括し所属職員を指揮監督する。」と規定し、学長補佐に関する規則第 2 条で「学長補佐は、本学の教育・研究及び管理運営に関し、学長が指示する事項について、企画・立案し、全学的立場から学長を補佐することを任務とする。」と責

務分担を明記している。

なお、本学の事務局長は法人事務局と大学事務局の業務を統括するため、学長と事務局長の関係については大学組織規程第3条13項で「学長は校務執行上必要ある事項については、事務局長及び部長に指示命令することができる。」と整理し運用している。

また、副学長は現在1人が令和元(2019)年度第2回常任理事会において「大学間競争が激化するなか、大学改革と円滑な運営を図るため、広い視野と幅広い人脈を持つ」教員を副学長候補者として学長が推薦し審議の結果、選任され学長業務を補佐している。

さらに、教授会議事運営規則第7条第1項の規定で「教授会はその審議すべき事項を予備審査若しくは委託審議させるため必要により委員会等を置く」として設置された「主任会議」は、その審議事項について「①教育職員の人事に関する事項、②研究生、科目等履修生及び研究員等の受け入れに関する事項、③特定研究、共同研究及び受託研究等に関する事項、④学会、国際交流、公開情報等の開催に関する事項、⑤教育職員の海外研究及び研修に関する事項、⑥教育職員の表彰に関する事項、⑦教育研究予算に関する事項、⑧教養教育の基本方針、運営全般について必要な事項、⑨教育及び研究内容等の改善に関して教員が行なう自主的研修活動(FD)を支援するために必要な事項、⑩他の委員会に属しない事項に関する事項」と定め審議権限を分散している。【資料4-1-15】

大学院については、大学院学則第7条で規定し学長が招集し議長を務める「大学院委員会」と同第6条で規定し研究科長が招集し議長を務める「研究科委員会」を設置し、業務を分担して大学院の運営を行っている。

学長のリーダーシップの下での教学マネジメントのPDCAは、前述の部長会、主任会議、教授会を中心に、自己点検・評価委員会、内部質保証推進会議、外部評価委員会等の組織とのチェックと指導を相互に連携しながら実践することにより確保している。

それらのチェック・指導をする組織の構成員は、学部長、研究科長、図書館長、研究センター長、学生部長、研究科専攻主任等の任命された職制の教育職員の他、必ず委員会に配置されている事務職員との協働により、それぞれの決められた職務範囲において活動している。(【資料】4-1-16 各種委員会委員等一覧)(【資料】4-1-17 委員会等関係図)(【資料】4-1-18 主な委員会体系図)

#### 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の教育・研究及び関連する事項の管理を効果的に運営するため、部長会、主任会議、教授会を中心に、役割分担された委員会に教育職員と事務職員のバランスよく配置し運営している。

教学を支える事務組織として、総務部、財務部、学事部(教育支援センターを含む)、企画広報部、キャリア支援センターを設置している。また、それらの組織には必要に応じ次長、課長を配置している。【資料4-1-19】その担当業務や構成員である委員会の審議内容についても大学組織規程及び個別の委員会規程等で定めている。

特に学事については、大学組織規程第3条第14項で「大学の学生部長と事務局の学事部長は、その所管事項につき連絡を密にし業務を行うものとする。」と明記し教職協働の重要性を強調するとともに実践している。

また、機能性においても学長をトップとする職制人員配置や委員会組織を配置しており、

それぞれの責務をそれぞれの担当領域で達成し、その状況・情報を共有・連携することで教学マネジメントのPDCAサイクルを構成し機能している。

### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長は、自らも構成員である理事会の決定方針に沿って大学運営を行っている。学長は補佐機関である部長会を活用して目的達成のための懸案事項を整理し、教授会、主任会議を主導し構成員の意見を吸い上げるとともに、大学の決定事項・学長の意向の周知に機能しており、この体制を推進する。

今後も各構成組織において、それぞれの役割を果たすとともに、教職協働を強化する。しかし、限られた人材による業務執行は効率化が必要であり、情報の共有や委員会等の見直しを図る。また、個人的資質の向上を図るための学外研修の機会を増加し、知見のフィードバックを図る。

【資料 4-1-1】岐阜女子大学学長選考規程

【資料 4-1-2】学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程

【資料 4-1-3】令和元（2019）年度第2回常任理事会議事録

【資料 4-1-4】岐阜女子大学学長補佐に関する規則

【資料 4-1-5】部長会規程

【資料 4-1-6】岐阜女子大学教授会議事運営規則

【資料 4-1-7】岐阜女子大学教員資格審査委員会規程

【資料 4-1-8】岐阜女子大学学生委員会規程

【資料 4-1-9】岐阜女子大学学生懲戒規程

【資料 4-1-10】岐阜女子大学大学院委員会

【資料 4-1-11】岐阜女子大学研究科委員会

【資料 4-1-12】学校法人華陽学園 IR 室規則

【資料 4-1-13】岐阜女子大学教授会規程

【資料 4-1-14】教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規

【資料 4-1-15】岐阜女子大学主任会議規程

【資料 4-1-16】各種委員会委員等一覧

【資料 4-1-17】委員会等関係図

【資料 4-1-18】主な委員会体系図

【資料 4-1-19】職員配置図

## 4-2. 教員の配置・職能開発等

### 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

### 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

#### (1) 4-2の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置**

本学は、2 学部・3 学科の体制である。

本学の専任教員及び教授数については、大学設置基準を踏まえ、適正に配置している。

教育課程を適切に運営するために、大学においては大学設置基準第 13 条の規定に基づき必要な専任教員を配置しており、大学院においても大学院設置基準第 9 条の規定に基づき必要な研究指導教員を配置している。大学の教員組織（大学院）【資料 4-2-1】及び大学の教員組織（学部）【資料 4-2-2】を参照し、家政学部の設置基準上必要専任教員数と現在の専任教員数を比較すると、必要教員数を 14 人上回る教員が確保されている。内訳は教授 15 人、准教授 2 人、講師 11 人、助教 1 人であり、教授が多い配置となっている。また、文化創造学部では、必要教員数を 37 人上回る教員が確保されている。内訳は、教授 27 人、准教授 12 人、講師 7 人、助教 1 人であり、教授が多い配置となっている。本学は、学生が希望する上級資格の取得を支援するため、資格取得に必要な専門領域及び実践教育に必要な専任教員や非常勤講師を多く配置している。

大学院各研究科の「設置基準上必要研究指導教員数」と現在の「研究指導教員数」を比較すると、どの研究科においても必要数を上回る教員が確保されている。教員配置については、各研究科の規模が小さく、教育研究上の支障がないため専任教員数は 2 人であり、多くは学部の教員がこれを兼ねている。

本学の特色として免許・資格取得を推進しており、学生便覧の免許・資格取得要項で必要単位、必要授業科目等を提示し、担当する教員を適切に配置している。

学生便覧の免許・資格取得要項に示す免許・資格は以下のとおりである。【資料 F-5】

1 教育職員免許状（教職課程）

- (1) 中学校教諭一種免許状(家庭)、高等学校教諭一種免許状(家庭)
- (2) 中学校教諭一種免許状(国語・英語)、高等学校教諭一種免許状(国語・英語・書道・情報)
- (3) 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状
- (4) 栄養教諭一種免許状

2 保育士課程

3 衣料管理士

4 建築士課程

5 栄養士課程

6 管理栄養士課程

7 食品衛生管理者及び食品衛生管監視員任用資格

8 健康運動実践指導者

9 日本語教員

10 学芸員課程

11 司書課程・学校司書

12 学校図書館司書教諭課程

13 デジタル・アーキビスト

14 上級情報処理士

教員の年齢構成は、61歳以上が多いため、若手教員の採用を継続的に行っている。(2017年7人、2018年3人、2019年3人、2020年4人、2021年2人)

教員の採用・昇任は、「岐阜女子大学専任教員の採用・昇任審査に関する規則」に基づき、「岐阜女子大学専任教員の採用・昇任審査に関する内規」に従い、学部長が学長に候補者を推薦し、教員資格審査委員会（理事長、学長、学生部長、学部長、図書館長、事務局長等により構成）において資格審査を行っている。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】【資料 4-2-5】

なお、本学は平成 27（2015）年度に岐阜大学が申請機関、岐阜薬科大学、アピ株式会社と岐阜女子大が共同実施機関として採択され「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型）」事業が昨年度で 6 年間の取組を終えた。この事業は、女性教員の各職階における比率や採用について数値目標を掲げて、女性の登用率の向上を目指したもので、本学はそれを他の参加大学、企業を上回り、表 4-2-1 のとおり、すべての数値目標をクリアした。現在も連携を継続し、ダイバーシティ事業に取り組んでいる。

表 4-2-1 ダイバーシティ事業数値目標の達成状況

	実績(令和 2 年度)	最終目標値(令和 2 年度)
女性研究者在職比率	52.3%	50.5%
女性研究者採用比率	83.3%	50.0%
女性研究者上位職(講師以上)比率	45.6%	34.8%

**4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施**

本学では、FD 活動を推進している。FD 活動は、FD 委員会において、学部及び大学院における教育研究内容及び教育方法の改善、向上を図っている。【資料 4-2-6】

**【授業改善に関わる学生アンケート】**

「授業改善に関わる学生アンケート」は、毎年度 1 回実施している。結果及び学生からの指摘内容について次年度に向けて改善点などを検討し、教員による授業改善報告書の提出を行っている。アンケート集計結果は、報告書にまとめると共に、学内グループウェアサイボウズで公開している。【資料 4-2-7】

**【ティーチングポートフォリオ】**

ティーチングポートフォリオは、令和元（2019）年度より各学科・専攻のコア・カリキュラムを中心に実施されている。シラバスを基本に、15 回分の授業内容、課題や評価から構成している。

授業実施に伴ってティーチングポートフォリオを更新し、それによってメタデータやシラバスを更新し、次年度の授業内容・方法等の改善につなげている。【資料 4-2-8】

【FD・SD 研修会】

FD 委員会の主催により、年に 1 回以上、外部講師を招いての講演等を開催している。

過去学内で実施された FD・SD 研修会は、表 4-2-1 に示すとおりである。併せて、平成 27 (2015) 年度より文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ (連携型)」などの様々な角度の研修への教職員の参加を促している。こうした活動により、教育研究活動の改善及び個人の能力開発等に取り組んでいる。

表 4-2-1 FD・SD 研修会一覧

年度	テーマ	講師/ゲスト	実施日
平成 30 (2018)	教員研修 (FD) 平成 30 年度教職員・クラスアドバイザー対応等について	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2018. 4. 2
	研究倫理研修 人はなぜ、不正をしてしまうのかー研究・事業活動を通してー	岐阜大学研究推進・社会連携機構研究推進本部特任教授 (プログラム・オフィサー) 小林雅典	2018. 9. 13
	ポートフォリオシステム説明会	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2018. 9. 13
	学生の学修時間の状況 (学生の状況把握アンケートから)	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2018. 11. 7
令和 1 (2019)	岐阜女子大学のビジョンと課題	岐阜女子大学顧問 後藤忠彦	2019. 4. 1
	教員研修 (FD) 平成 31 年度教職員・クラスアドバイザー対応等について	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2019. 4. 1
	教職員会議 学校法人華陽学園岐阜女子大学の中期目標・中期計画 (第 2 期) について	岐阜女子大学事務局長 山口秀郎	2019. 7. 11
	教員研修 (FD) 学生の学修平均時間等について (定例調査を基に)	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2019. 7. 11
	グランドデザイン 2040 をめざす岐阜女子大学の教学マネジメントの「今」-実践をとおして学びの質を追求する-	文部科学省私学行政課 川村課長補佐	2019. 8. 21
	研究倫理研修 「行動には理由がある？」 ～不正をする時～	岐阜大学研究推進・社会連携機構研究推進本部特任教授 (リサーチアドミニストレーター) 小林雅典	2019. 9. 12
	大学入試改革の方向性とその評価	関西学院大学 アドミッション・オフィサー 尾木義久	2019. 10. 30
	学生の学修時間の状況 (学生の状況把握アンケートから)	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2019. 12. 12
	大学入試改革の方向性とその評価 大学入学者選抜の改革～知識重視から、学力 3 要素が求められる入試へ～	C R E T 教育テスト研究センター理事長ベネッセ教育総合研究所理事長 新井健一	2020. 2. 14
令和 2 (2020)	教員研修 (FD) 令和 2 年度教職員・クラスアドバイザー対応等について	岐阜女子大学学生部長 富士霸王	2020. 4. 1
	教員研修 (FD) e-Learning を用いた遠隔教育	岐阜女子大学文化創造学部長 横山 隆光	2020. 7. 9

大学職員に必要な能力と専門性 (Zoom 研修)	愛媛大学SD統括コーディネーター ／能力開発室長 吉田一恵	2020.7.10
研究倫理研修 コンプライアンスはつまらない!?	東海国立大学機構岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部特任教授(リサーチアドミニストレーター) 小林雅典	2020.9.10
IR (沖縄・初等)、研究の教育・社会への還元	岐阜女子大学顧問 後藤忠彦	2020.11.12

### (3) 4-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は、教育目的及び教育課程に即した教員を配置しており、大学設置基準や関連法令の定めを遵守している。教員の年齢構成は、61歳以上が多いことが課題だと認識しており、助手から助教への昇任候補者の検討、若手教員の採用等を継続し、改善を図っていく。

「授業改善に関わる学生アンケート」を実施し、「授業改善報告書」を提出することとしている。授業に対する改善や工夫を促す効果を高めるため、授業評価アンケートの設問項目を見直し、その効果を検証しながら改善する。

FD 委員会は、FD 活動を継続し、各教員の教育力向上発展に繋がるような機会を設けるとともに、教員間の相互授業参観等について検討し、教授方法の共有と改善を図る。

【資料 F-5】 学生便覧 (免許・資格取得要項)

【資料 4-2-1】 大学院設置基準上の教員と実人数

【資料 4-2-2】 大学設置基準上の教員と実人数

【資料 4-2-3】 岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則

【資料 4-2-4】 岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規

【資料 4-2-5】 岐阜女子大学教員資格審査委員会規程

【資料 4-2-6】 岐阜女子大学 FD 委員会規程

【資料 4-2-7】 授業改善に関わる学生アンケート報告書

【資料 4-2-8】 岐阜女子大学 カリキュラム開発研究 2019 Vol.4 No.1

## 4-3. 職員の研修

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

#### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

#### (2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SD 委員会規程に基づき、大学運営に関する職員全体の資質向上を推進している。【資料 4-3-1】

小規模大学である本学の特長は、学生一人ひとりに細やかに接し、その学生の持つ力を最大限に引き出すところにある。このためには、教職員全員が先ずは良き相談役として、学生の声を正しく「傾聴」し、的確な「共感」と「助力」ができるスキルの向上が必須と考えている。その最前提は、明るい挨拶であることから、若手教職員をキャンパスに配置して、登校してきた学生に率先して挨拶をする「挨拶運動」を行うとともに、事務局朝礼においても、常に明るい挨拶の大切さを徹底している。また、本学には学生の県人会組織があり、各地区県人会には、日頃学生との接触が身近である用務職員に至るまで、全教職員を分散配置して、学生とのコミュニケーション能力の向上を図っている。【資料 4-3-2】

#### 【資料 4-3-3】

事務局の朝礼は、原則として毎週月曜日に開催し、理事長も出席する。ここでは、先ず、事務局長から、前週の業務活動の確認、問題点の抽出とその対策について、及び今週の業務活動の確認と留意点について指示・周知がなされ、引き続き、自らも精力的に高校訪問を行い、また各種進学セミナーにも積極的に参加している理事長から、直接肌で感じた受験生や高等学校の現況を踏まえた学生募集活動の方針・実施方法のほか、学生への対応等について細かな指示が下される。【資料 4-3-4】

研修機会としては、上記の朝礼を基に OJT (On the Job Training) 方式で職員の質向上のための研鑽を実施しているほか、文部科学省、日本私立大学協会、岐阜県私立大学協会等が主催する研修会やネットワーク大学コンソーシアム岐阜が開催する人材育成プログラムへの参加、また学園の中・長期計画、財務状況の共有等を目的に、教員・職員合同の教職員会議を開催している。【資料 4-3-5】 【資料 4-3-6】

### (3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力の向上のための研修の機会の確保に努め、PDCA サイクルを今後も継続する。また他機関での研修成果のフィードバックなどを活用し高度化・複雑化する大学運営をめぐる課題に対応できる職員の育成を推進する。

【資料 4-3-1】 岐阜女子大学 SD 委員会規程

【資料 4-3-2】 「挨拶運動」(写真)

【資料 4-3-3】 県人会の組織

【資料 4-3-4】 事務局職員の朝礼の様子 (写真)

【資料 4-3-5】 岐阜県私立大学協会教職員研修会

【資料 4-3-6】 教職員会議の次第・資料

## 4-4. 研究支援

### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

#### (1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理**

**1) 研究環境に対する意見・要望の把握と改善**

本学は、家政学部と文化創造学部の2学部からなる女子大学であり、栄養学、生活科学、住居学、教育学、文学、観光、デジタルアーカイブ等の基礎と専門性を培う教育機関である。研究は教育の基礎であり、教育効果を高めるため、研究活動を充実させる必要があり、研究環境の整備と適切な運営・管理を進めている。

全学の教員研究環境として、専任教員には、研究室が整備され、冷暖房も完備されており、学内グループウェアサイボウズでインターネット接続が可能であり、机、椅子、書架、更衣ロッカー、電話機、水道等が装備されている。また、共同研究室、共同学習室を設置しており、少人数のゼミや教員同士の協議、打合せ等に使用している。本館、及び共同研究室には、複合機、輪転機、裁断機等を配した印刷室が整備されており、随時使用できる。施設の維持管理に関しては定期点検に加え清掃業者が保全し、必要に応じて職員が点検・補修等を行って、教員の研究活動環境を保持している。

研究環境の整備は、各学科・専攻等の会議などで挙げられる教員の意見を踏まえ、計画的に施設・設備の充実を図っている。また、「授業改善に関わる学生アンケート」等【資料 4-4-1】により施設・設備等に対する学生からの意見・要望を吸い上げており、以下に示すような研究環境の整備を行っている。

**2) デジタルアーカイブを基盤とした研究環境整備**

本学は、デジタルアーカイブ専攻の教員をはじめ、学内外の教員が参加し、デジタルアーカイブ学会等とも連携して、デジタルアーカイブの研究【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】を進めている。デジタルアーカイブの研究では、デジタル・アーキビスト養成を含むデジタルアーカイブの研究、e-Learning システムの研究、ドローンによる教材作成の研究等を進めている。これらの研究は、文部科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型）」（2015-2016）、「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」（2016-2017）、私立大学研究ブランディング事業「岐阜女子大学地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」（2017-2020）と連携【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】して進められており、研究会等の実施、論文等による成果の公表への支援を行っている。

平成 30（2018）年度には、開学 50 周年を記念して、学内外の教員や学生が利用できる岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブの整備を始めた。教員や学生が利用できる研究資料、地域資料などが整備され、岐阜女子大学デジタルミュージアムの資料とも連携して、研究支援、学生指導の支援に役立っている。

**3) 遠隔教育に関する研究環境の整備**

遠隔授業に対応したテレビ会議システム等の導入を進めており、平成 30（2018）年度までに 4 教室にテレビ会議システムを導入するとともに、学内の視聴覚機器等の更新を進

めている。令和 2 (2020) 年度は、遠隔授業への対応として、zoom 等による授業を可能とするための遠隔授業システム (大型テレビとパソコン等のセット) を 20 か所増設した。これらは、授業はもとよりリモートによる研究会や学会などで利用されている。さらに、令和 2 (2020) 年度には e-Learning システムの研究成果を生かして、e-Learning システムを追加整備し、遠隔授業のスムーズな運用を図るとともに、e-Learning システムの研究【資料 4-4-10】をさらに進めている。

#### 4) 女性研究者の研究環境整備

本学は女性教員が 4 割を占め、女性研究者の支援を計画的に進めている。ダイバーシティ研究環境整備のための取り組み、女性研究者の研究力向上のための取り組み、女性研究者の上位職への積極登用に向けた取り組みを実施している。本学は、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ (連携型)「清流の国 輝くギフジョ 支援プロジェクト」参加機関として、岐阜大学・岐阜薬科大学・アピ株式会社と連携し、共同研究を通じて女性研究者の研究力を強化するとともに、地域内での女性研究者の流動性を高めつつ、安定した活躍の場を確保することによって、地方創生にも繋げるプログラムを実施している。平成 27 (2015) 年より 3 人の女性教員が「清流の国 輝くギフジョ 支援プロジェクト」より研究助成を受けている。【資料 4-4-4】

#### 5) 研究成果の発表の場の確保

これらの研究は、本学の衣食住生活研究センター、南アジア研究センター、長寿健康栄養学センター、文化情報研究センターとともに、新たに設置された岐阜女子大学デジタルアーカイブ研究所 (平成 27 (2015) 年設立)、岐阜女子大学カリキュラム開発研究所 (平成 28 (2016) 年設立) との活動とも連携し、これらの研究センターが発行する報告書などへの論文投稿、共同研究の機会を提供して研究支援を行っている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-3】【資料 4-4-10】

#### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

国が示している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (平成 19 (2007) 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、平成 26 (2014) 年 2 月 18 日改正)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成 26 (2014) 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)」に基づいて、「公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針」を策定し、「岐阜女子大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する規程」、「岐阜女子大学研究者行動規範」、「岐阜女子大学科学研究費補助金事務取扱規程」、「納品検収体制」、「学校法人華陽学園公益通報等に関する規程」を定めている。また、本学の学術研究が、科学的及び社会的規範に照らし、社会からの信頼を確保することを目指し、本学の研究に従事するすべての研究者が遵守すべき「行動規範」も定めている。【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】【資料 4-4-17】【資料 4-4-18】【資料 4-4-19】【資料 4-4-20】【資料 4-4-21】【資料 4-4-22】【資料 4-4-23】【資料 4-4-24】

ヒトを対象とした研究・調査については、「岐阜女子大学研究倫理委員会規程」に基づいた、人権への配慮を行った体制を設けている。これは、本学で行われるヒトを対象とした

教育、研究、地域活動等がヘルシンキ宣言、疫学研究に関する倫理指針、臨床研究に関する倫理指針の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるよう定めたものである。倫理委員会や倫理委員会ワーキンググループは、研究倫理に係る審査申請書の審査を行い、さらに、全学への研究倫理の徹底を図っている。研究倫理の徹底の一環として、外部から研究倫理の専門家を招き、年に1回、FD・SD活動として、「科学研究費補助金公募要領等説明会」、「研究倫理研修」を実施し、研究倫理の確立と周知に努めている。【資料 4-4-19】 【資料 4-4-20】 【資料 4-4-21】 【資料 4-4-22】

動物実験については、文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18（2006）年6月）」、動物愛護法、飼養保管基準、を踏まえ、動物実験、組換えDNA実験を適正に実施する際の規定を定めた。動物実験は、実験計画を動物実験委員会に提出し審査され、学長の承認を受けたものについて実施されている。実施にあたっては、動物実験を実施する教員、「解剖生理学実験」などの授業を履修する学生全員に対して規定などの理解を図り、演習を実施している。【資料 4-4-25】 【資料 4-4-26】 【資料 4-4-27】 【資料 4-4-28】 【資料 4-4-29】

#### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

教育研究経費については、教育目的を達成するために必要な額を「学校法人華陽学園寄附行為」及び「学校法人華陽学園経理規程」により決定される予算に基づき、適切に配分している。予算編成については各学科・専攻からの要求額による積み上げ方式を採用している。教育研究経費予算配分基準に基づき一般研究費と教育費、活性化費に分かれ申請され、理事会の決議を経て決定され、配分される。教育費は学科・専攻毎に学生養成目標、授業内容を検討しその計画に基づいて予算化するが、学生数が基になる。活性化費は魅力ある学科・専攻、大学院にするためにはどうすればよいか検討して具体的に計画書を作成・申請され審議を経て決定される。

一般研究費については、各教員の研究目的に基づき、備品、図書、消耗品、謝金、通信費等に使用される。国内研究旅費については、「出張及び旅費規程」に基づく国内で開催される学会、講演会、研修会、研究会等に出張するための旅費等を用途としている。【資料 F-1】 【資料 4.4.20】 【資料 4.4.30】 【資料 4.4.31】

研究についての人的支援については、特に公的研究費の執行等の事務処理については規程を整備するとともに、情報収集や教員への説明会の実施を行い、担当事務職員が適切に管理している。研究活動のための外部資金の導入については、科学研究費、受託研究の獲得に努めている。科研費獲得に関して外部講師を招いて申請支援を行っており、申請内容（表現・表示方法等）の相談を可能としている。過去4年間の科学研究費採択状況は表4-4-1に示すとおりである。

表 4-4-1 過去4年間の科学研究費採択状況

採択年度	研究代表者 (教員名)	研究課題	研究期間 (年度)	研究 種目	研究 分野

岐阜女子大学

平成 29	谷 里佐	オーラル・ヒストリーに関する伝統・文化教育の効果を高めるデジタルアーカイブの研究	平成 29～令和 1	基盤研究(C)	教科教育学
平成 29	木村 涼	五代目市川海老蔵の東海地域における芝居興行に関する調査・研究	平成 29～令和 1	基盤研究(C)	日本文学
平成 30	生田 孝至	授業認知の位相転換に基づく授業技術の向上を支援する VR 映像プラットフォームの構築	平成 30～令和 3	基盤研究(B)	教育工学
令和 1	佐々木恵理	教員養成段階に特化したレジリエンス育成プログラムの開発	令和 1～令和 4	若手研究	教育学関連
令和 2	加治工尚子	沖縄戦体験の記録と継承へ向けて一戦中・戦後の子どもの視点による口述記録を中心に一	令和 2～令和 4	基盤研究(C)	教科教育学
令和 2	木村 涼	近世後期における歌舞伎役者の東海地域興行に関する調査・研究	令和 2～令和 4	基盤研究(C)	日本文学

平成 29 (2017) 年以降の受託研究は、表 4-4-2 で示すとおりである。これらの取り組みは、地方自治体における地域の課題解決の一端を担っている。以上のとおり、研究活動のための外部資金導入の努力を継続的に行っていると判断しており、ホームページでも情報公表を行っている。

表 4-4-2 過去 5 年間の受託研究

年度	研究課題	受託事業費 (単位：千円)	委託先	研究代表者
平成 29	地域食材を活かしたレシピ創作コラボレーション事業	100.000	(株)美濃にわか茶屋	笠井恵里
	デジタルアーカイブに関する指導及び助言	1,558.418	ヤマハ発動機(株)	井上透
	平成 29 年度現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業	1,962.752	文部科学省	文化創造学科
	四国山香りの森公園内改修等助言	1,000.000	山口市	黒見敏丈
	山口市空家等リノベーションデザイン提案	1,000.000	山口市	黒見敏丈
平成 30	地域食材を活かしたレシピ創作コラボレーション事業	100.000	(株)美濃にわか茶屋	笠井恵里
	山口市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査業務	261.579	山口市	三輪聖子
	平成 29 年度現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業	1,764.770	文部科学省	文化創造学科
	山岡細寒天の新しい調理方法の検討	30.000	岐阜県寒天水産工業組合	水野幸子
	野菜ペーストに関する研究	130.000	(株)サダコスモ	笠井恵里
	米粉商品開発	50.000	一般社団法人よみがえる岐阜	土屋ひろ子

令和元	地域食材を活かしたレシピ創作コラボレーション事業	100,000	(株)美濃にわか茶屋	笠井恵里
	令和元年度から改善プロジェクトモニター事業	100,000	美濃市	笠井恵里
	山岡細寒天摂取による便秘の変化	30,000	岐阜県寒天水産工業組合	水野幸子
令和2	地域食材を活かしたレシピ創作コラボレーション事業	100,000	(株)美濃にわか茶屋	笠井恵里
令和3	令和3年度幼稚園教諭の人材確保・キャリアアップ支援事業（幼稚園教諭免許法認定講習等在り方に関する調査研究）	2,488,735	文部科学省	松川禮子

### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究は教育の基礎であり、教育効果を高めるため、研究活動を充実させる必要がある。大学教育では、Society 5.0 で求められる人材として、リテラシー、論理的思考力、規範的判断力、課題発見・解決力、未来社会の構想・設計力などを総合的に育成することが求められている。研究環境の整備と適切な運営・管理においても、これらに配慮した取り組みが必要であり、教育・研究・地域資料等のデジタルアーカイブと活用、学内外の研究成果や資料の共有と各センターによる研究成果の発表と議論の機会の提供をさらに進める。また、引き続き、研究活動のための外部資金の導入については、特徴的研究の推進・広報や産官との協定締結により、科学研究費、受託研究の獲得を推進する。

【資料 F-1】 学校法人華陽学園寄附行為

【資料 4-4-1】 授業改善に関わる学生アンケート

【資料 4-4-2】 デジタルアーカイブ学会誌

【資料 4-4-3】 デジタルアーカイブ研究誌

【資料 4-4-4】 文部科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型）」報告書

【資料 4-4-5】 岐阜女子大学紀要

【資料 4-4-6】 文化情報研究誌

【資料 4-4-7】 岐阜女子大学リポジトリ <https://gijodai.repo.nii.ac.jp/>

【資料 4-4-8】 「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」報告書

【資料 4-4-9】 私立大学研究ブランディング事業「岐阜女子大学地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」報告書

【資料 4-4-10】 カリキュラム開発研究誌

【資料 4-4-11】 岐阜女子大学科学研究費補助金事務取扱規程

【資料 4-4-12】 学校法人華陽学園物品管理規程

【資料 4-4-13】 公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針

【資料 4-4-14】 公的研究費の不正防止に関する規程

- 【資料 4-4-15】 岐阜女子大学公的研究費不正防止管理規程
- 【資料 4-4-16】 岐阜女子大学における公的研究費の内部監査マニュアル
- 【資料 4-4-17】 岐阜女子大学における研究活動規範
- 【資料 4-4-18】 岐阜女子大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 【資料 4-4-19】 岐阜女子大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-4-20】 岐阜女子大学科学研究費補助金事務取扱規程
- 【資料 4-4-21】 岐阜女子大学 FD 委員会規程
- 【資料 4-4-22】 岐阜女子大学 SD 委員会規程
- 【資料 4-4-23】 学校法人華陽学園岐阜女子大学利益相反ポリシー
- 【資料 4-4-24】 岐阜女子大学産学官連携ポリシー
- 【資料 4-4-25】 岐阜女子大学動物実験委員会規程
- 【資料 4-4-26】 岐阜女子大学動物実験室使用細則
- 【資料 4-4-27】 岐阜女子大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則
- 【資料 4-4-28】 岐阜女子大学組換えDNA実験室設置基準
- 【資料 4-4-29】 岐阜女子大学動物実験規程
- 【資料 4-4-30】 学校法人華陽学園経理規程
- 【資料 4-4-31】 学校法人華陽学園経理規程施行細則

#### 【基準 4 の自己評価】

本学では、大学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう規程等が整備されている。学長はその下に、自らも構成員である理事会での決定方針を具現化するため、副学長、学長補佐を置くとともに、補佐機関として部長会を置き、機動的に懸案事項を整理し、教授会、主任会議を主導して自らの意向の周知を行っている。

教職員組織については、適切な人材の確保と配置により体制整備を行っており、計画的・継続的な FD、SD の取り組みが実践され、教職員の職能開発が図られている。

研究環境については、デジタルアーカイブを基盤とした研究のための施設やシステム、ダイバーシティ研究環境の整備など本学の教育上の特色につながる研究の環境整備を中心に、全般的な研究環境整備に努めている。

また、研究費については、規程等に基づいて適正に配分されており、科学研究費や受託研究費の受け入れにも積極的に取り組んでいる。

以上の事実から、基準 4「教員・職員」の基準を満たしている。

## **基準 5. 経営・管理と財務**

### **5-1. 経営の規律と誠実性**

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

#### **5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮**

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### **5-1-① 経営の規律と誠実性の維持**

本学は、「学校法人華陽学園寄附行為」に掲げる「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神を体し、幅広い教養と高度な専門能力を身につけ、社会に貢献できる前途有為な人材を育成する」を目的として昭和 40（1965）年に設立され、教育基本法及び学校教育法を遵守して運営している。

私立大学として、自主性と公共性を重んじ、社会に通用する人材輩出のため、諸規程に基づいた経営・教育組織を構築して高等教育機関として社会の要請に応えるため規律性を保ちながら、健全な経営を行い、中期目標・中期計画及び長期計画を制定し、大学の維持・向上に努めている。【資料 5-1-1】

#### **5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力**

本学は、「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて「教養ある高度な専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げている。それは、慈しみの心を育み（人らしく）、きめ細やかな感性を発揚し（女らしく）、自我を確立させ（あなたらしく）、責任ある個性が発揮できる（あなたならではの）人材を養成する（教養ある高度な専門職）という教育理念をもとに、社会に貢献できる人材の養成が本学の使命である。

この使命・目的を実現するため、「理事会」を本学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するための機関として設置している。また、「評議員会」は、本学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関として設置され、それぞれ目的に基づいた任務を果たしている。

一方、学校法人・大学の管理・運営に当たる機関として事務局（法人事務局と兼任）を設置し、使命・目的の実現のため継続的に業務を遂行しているが、厳しさを増す社会情勢の変化と動向に対応するため、大学の諸活動に関する情報収集と分析、情報システムの運用と活用を効果的に行うことで、大学経営の意思決定に役立てる意図から、平成 25（2013）年度には常任理事会の下に「IR 室」を創設した。【資料 5-1-2】

学長のリーダーシップの下、各部局の課題や意見等を取り入れ、IR 室が中心となって中期目標・中期計画、長期計画を取りまとめるとともに、各部局ではこの中期・長期計画に沿って目的を実現するため継続的に努力しており、中期目標・中期計画進捗状況報告書を毎年度作成し、ホームページで公表している。【資料 5-1-3】

### 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

#### 1) 環境保全への配慮

山際に位置している本学(太郎丸キャンパス)は、枯れ葉などが大量に舞い落ちるため、環境美化(環境保全)に万全を期する観点から、総務部庶務課に整備班を置き、7人体制で毎日清掃等に努めている。

CO<sub>2</sub>削減と健全な経営(経費削減)という観点から、平成25(2013)年度から令和元(2019)年8月にかけて暖房用重油ボイラーを廃止して、2~8号館すべてを電気空調機に切り替え、暖房用ボイラー(ガス)を活用しているのは図書館のみとなっている。また可燃ごみの処分を焼却炉で行っていたが、事業ごみとして外部業者への委託排出処分とした。

なお、用水については、キャンパスが豊富な地下水に恵まれている場所にあることから、井戸水を使用し経費削減の一助としている。

#### 2) 人権への配慮

学園におけるハラスメント防止のため、学生と教職員が良好な関係を保持するために、「岐阜女子大学ハラスメント防止等に関する規程」【資料5-1-4】を規定し、教職員に高い倫理性と責任ある行動を促し、基本的人権を守り個人の尊厳を守ることに努めている。

#### 3) 安全への配慮

防災管理規程に基づき、火災、地震への予防・防災対策として、毎年12月の火災予防週間直前の時期に、消防署の立会い指導の下で全学防火防災訓練を、合わせて、当日早朝には、本学学生寮「いずみ寮」でも実施し、災害時の安全行動を培っている。

太郎丸キャンパスは、岐阜市郊外に立地するため、休日の昼間は事務局に日直者を配置し、夜間は宿直用務職員による校内の巡回を行うとともに、地元の岐阜北警察署三輪派出所に本学学生と近隣地域(岐阜市三輪南小学校校下)の安全のため、定期的な巡回を依頼して学生の安全確保に努めている。また、緊急時に対応するためにAEDを設置している。

なお、教職員による学内の緊急連絡網を整備し、不測の災害・事故に備えている。【資料5-1-5】

太郎丸キャンパスにある体育館は、岐阜市広域の退避場所(三輪南地域)に指定されている。【資料5-1-6】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策は学長が招集する「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、状況に応じて迅速に開催され、学生・教職員への注意喚起、学生に事象が発生した時はクラスアドバイザーからの報告を基に状況把握して対応方法を指導し、対策を講じて、学内での感染者の発生を抑えてきている。【資料5-1-7】

#### (3) 5-1の改善・向上方策(将来計画)

長年にわたる少子化現象により18歳人口が減少を続け、大学進学希望者の数も低位横ばい状態であるなかで学生の確保に努めるとともに、私学法改正を受けての寄附行為改正事項を遵守し、社会への説明責任を果たして行く。そして、大学の自立性・公益性・安定性・継続性が担保される運営と経営を推進する。

【資料5-1-1】中期目標・中期計画、長期計画

【資料 5-1-2】 学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程

【資料 5-1-3】 <http://gijodai.jp/about/disclosure/other.html>

岐阜女子大学ホームページ→大学について→情報公開→6.その他

【資料 5-1-4】 学校法人華陽学園岐阜女子大学ハラスメント防止等に関する規程

【資料 5-1-5】 ①岐阜女子大学緊急連絡網、②危機管理等連絡表

【資料 5-1-6】 災害時における施設開放に関する覚書

【資料 5-1-7】 新型コロナウイルス接触情報整理表

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学校法人の最高意思決定機関である「理事会」は、理事・評議員の選任、予算、決算、財産の管理・運営、事業計画、寄附行為・規程の改廃、学部・学科・専攻等の改組、授業料等のほか、その他法人の業務に関する重要事項について審議・決定している。

理事会は、学園の管理運営の体制強化を図り、又、社会で活躍する理事の意見を広く取り入れるべく、5・8・10・3月の年4回を定例開催月とし、必要に応じ臨時開催しており機能性を高めている。令和2年度は6回開催した。

また、ガバナンス、コンプライアンスの強化を図るべく、理事会には必ず監事が出席している。【資料 5-2-1】

#### (3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、理事・監事・評議員は、特に岐阜地域の幅広い分野から社会経験が豊かで高い見識を持たれた方々を選任し、多様な意見を取り入れることができるよう構成されており、良好な出席率を得て円滑に機能している。今後も多様化・迅速化する社会に対応していくために、理事会、常任理事会及び評議員会を有効に機能させていく。

【資料 5-2-1】 令和2年度理事会議事録

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### (1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

#### (2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は、理事会・常任理事会の議長として、学園の重要な方針を示し、決定して学園の運営を行い適切なリーダーシップを発揮している。学長は、部長会、主任会議、教授会の議長を務め、大学の責任者として教学関係を主導し、リーダーシップを発揮している。

#### 1) 法人組織・学園

理事会の下に「常任理事会」【資料 5-3-1】を置き、理事会決定事項の執行と日常の運営の中で発生する決定すべき事項を迅速且つ確実に執行している。なお、構成は常任理事であるが、監事の代表、学部長、学生部長、キャリア支援センター長が陪席している。審議事項は、承認後、法人関係事項については事務局長から、教学関係事項は学長から、部長会、主任会議、教授会で報告・周知され各部署での円滑な展開を図っている。この常任理事会は、毎月 1 回必ず開催し、令和 2 年度も 12 回開催した。

常任理事会において次の事項が審議・承認されている。

(ア) 諸規程の制定改廃、(イ) 職員の任免、休職、異動、(ウ) 管理職の選任及び解任、(エ) 非常勤講師の委嘱及び解職、(オ) 職員の賞罰、(カ) 予算内における主な資産の取得及び処分、(キ) 月次資金収支計画及び短期借入金、(ク) 学園諸行事、(ケ) その他重要な業務に関する事項 等

#### 2) 教学組織・大学

学長の補佐機関として大学の将来構想の企画・審議・重要事項の対処等について審議決定するため「部長会」【資料 5-3-2】が置かれている。部長会は常任理事会の終了後、監事を除く常任理事会の出席者に、生活科学研究科長、文化情報研究センター長、教育支援センター長、学長補佐 3 人を加えて開催し、学長が議長を務める。

理事会・常任理事会の決定事項は、上述のとおり、「部長会」、「主任会議」【資料 5-3-3】に報告され、その後「教授会」に報告されるとともに、事務局員には、事務局長から朝礼を通じて報告し周知徹底を図っている。

部長会において審議する事項は次のとおり。

(ア) 理事長の諮問に関する事項、(イ) 関係官庁の諮問に関する事項、(ウ) 本学の運営、教育研究方針の全学的視野での企画、執行に関する事項、(エ) 全学部の将来構想委員会案(カリキュラムも含む。)を担当学部長から提出し、全学的課題として検討する事項、(オ) 人事の立案に関する事項 等

また、学長補佐 3 人が任命され、学長の特命に迅速に対応する体制を整えている。

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

私立学校法第 41 条の規定に基づき、評議員会を置き審議するとともに、公認会計士による会計監査と監事による監査を行っている。

評議員会は、私立学校法及び寄附行為第 19 条の規定に基づき 24 人の評議員で構成されている。予算及び事業計画、中期計画、役員に対する報酬等の支給基準、寄附行為の変更等、寄附行為で定める諮問事項はもちろん、本学校法人の重要事項について理事会の諮問機関として審議している。

公認会計士による会計監査は、「E Y 新日本有限責任監査法人」に委嘱している。理事会議事録や総勘定元帳等を開示し、取引内容や会計帳簿、証拠書類などの監査を受けてい

る。又、監査法人の独立性確保のため、理事長とのディスカッションを行い、運営方針、将来構想、法人及び大学の状況等について監査が行われている。毎年度の監査終了後、公認会計士から監事等に対して監査状況の詳細な説明が行われている。公認会計士、監事、法人責任者との意見交換があり、監査は適正に行われている。

監事は、理事会・評議員会及び毎月開催する常任理事会に毎回参加して、学校法人の会計及び業務執行が適正に行われているかを監査している。また、5月には「監事監査報告書」を作成して理事会に付議している。監査業務にかかわる職務の重要性や専門性を高めるため文部科学省主催の学校法人監事研修会にも出席している。

教学関係の外部チェック機関として、外部から委員を委嘱し外部評価委員会を開催して外部の意見の聞き取りを行い、学科・専攻等の取り組みの改善を図っている。【資料 5-3-4】  
【資料 5-3-5】

### (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学校法人及び本学の意思決定の仕組みとして、「理事会」、「評議員会」、及び「教授会」が設置され、理事長は学長職を兼務していない。このため、本学の独自の体制として理事長、学長、学部長、学生部長、研究科長等で構成する「部長会」が設置され、部長会において法人と大学の運営方針が整合される。その後、教授会の予備審議・委託機関としての学長、学部長、学生部長、研究科長、学科長、学科・専攻・専修主任、事務局長等で構成する「主任会議」において各学科・専攻等の状況と問題点の把握とその対策が整理され全学に展開するため教授会で確認が行われており、法人の意思決定と対応が的確かつ迅速に行われている現状を継続する。

また、理事長、学長の良好な相互信頼関係を維持し、意思疎通の促進をさらに図り、それぞれのリーダーシップを発揮しながら業務を推進する。

本学校法人では、社会環境の変化に迅速・的確に対応できる人材が必要不可欠と認識しており、このような観点から、理事・監事・評議員は、寄附行為の規定に基づき、地元の産・官・学の各界、本学卒業生、学内教職員からバランスを図りながら選任している。年々社会環境の変化が早まっており、必要に応じて、人心の一新も図ってゆく。

各会議において承認された事項は、その趣旨・目的を全教職員が理解し、共通認識をもって、学園・大学・学生の発展を目指し、運命共同体の中で、一人ひとりが自らの責任を明確に自覚することによって具現化できることを肝に銘じ、その実現を図る。

【資料 5-3-1】 学校法人華陽学園常任理事会規程

【資料 5-3-2】 岐阜女子大学部長会規程

【資料 5-3-3】 岐阜女子大学主任会議規程

【資料 5-3-4】 理事会、評議員会の開催状況

【資料 5-3-5】 岐阜女子大学外部評価委員会規程

## 5-4. 財務基盤と収支

### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

## 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確立

### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、平成 26（2014）年 1 月に平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度の 5 ヶ年に対して、財政の健全化を柱とした「第 1 期中期目標・中期計画」を作成し理事会で議決した後、教職員に説明を行っている。「第 2 期中期目標・中期計画」は、平成 30（2018）年 1 月に令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度の 5 ヶ年に対する計画を作成し、同様理事会で決議した後、教職員に説明を行っている。中長期計画を踏まえて毎年度事業計画を策定し、これらの計画に基づき予算を編成して業務を遂行している。第 1 期中期計画は概ね計画どおり進捗し、適切な財務運営が確立され、続く第 2 期計画に取り組んでいる。財務目標の達成に向け財務の現状把握、財務情報の開示、財務計画、財務方針の点検見直し、年度予算編成、予算管理の点検見直しを行っている。

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確立

本学全体の財政状況は昭和 43（1968）年の開学当初は資金の余裕のない状態が続いたが平成元（1989）年度には単年度消費収支はプラスに転じ、以降資金状況は安定している。帰属収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度まで安定した状態が続いたが平成 29（2017）年度から令和元（2019）年度までマイナスとなった。その主要因は、急激な学生数の減少である。

収支バランスの安定化を図る為、学生の確保に重点を置き、教育研究費、管理経費、人件費等の教育管理経費の縮減を行ってきた。令和 2（2020）年度は、教員免許状更新講習料収入の大幅な増を達成することができ黒字を回復した。

令和 2（2020）年度からの基本金組入前当年度収支差額の黒字化に続き、「中期計画の最終年度における事業収支差額 10%を目標」とする財務基盤の確立に取り組む。以下は本学の学生数等の推移を示したものである。

表 5-4-1 学生数の推移（大学院含む）

（各年度 5 月 1 日現在 単位：人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
定員	1,412	1,412	1,412	1,422	1,432
学生数	1,058	1,029	969	968	983

表 5-4-2 事業活動収支差額

（単位：千円）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
基本金組入前 収支差額	77,015	△3,411	△63,595	△89,792	78,868

表 5-4-3 事業活動収支比率

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年
1 人件費比率 (人件費/経常収入)	本 学	53.1%	55.0%	55.5%	58.3%	49.9%
	全国平均	49.9%	49.8%	49.5%	49.0%	
2 教育研究費比率 (教育研究経費/経常収入)	本 学	29.9%	32.4%	34.1%	33.0%	33.4%
	全国平均	39.0%	39.0%	30.6%	40.0%	
3 管理経費比率 (管理経費/経常収入)	本 学	12.5%	13.4%	15.0%	14.9%	12.0%
	全国平均	7.3%	7.1%	6.9%	6.9%	
4 学生生徒納付金収入 (納付金/経常収入)	本学	75.7%	77.0%	76.6%	78.3%	70.4%
	全国平均	51.9%	51.8%	51.5%	51.5%	
5 補助金比率 (補助金/事業活動収入)	本学	16.6%	13.6%	15.1%	12.5%	13.6%
	全国平均	9.9%	9.7%	9.6%	9.5%	
6 事業活動収支差額比率 (基本金組入前当年度収支差額/事業活動収入)	本学	5.0%	△0.2%	△4.8%	△6.8%	5.2%
	全国平均	4.4%	4.7%	4.6%	4.0%	
7 固定資産構成比率 (固定資産/総資産)	本学	63.8%	61.3%	59.8%	58.6%	55.5%
	全国平均	85.8%	85.9%	85.8%	86.0%	

表 5-4-4 経営判断指標

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
判 定	A3 正常状態	A3 正常状態	B0 イエローゾーン の予備的段階	B0 イエローゾーン の予備的段階	B0 イエローゾーン の予備的段階

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確立のためには、最も大きな収入となる「学生生徒等納付金収入」を安定して確保することが課題である。

そのためには、教育力の向上、教育環境の充実、学生募集力の強化を図り、学生定員を充足させる必要がある。また、国庫補助金等の外部資金の獲得を目指し、各種補助金事業の他、科学研究費等の競争的補助金獲得にも取り組む。また、経費削減について、教職員の理解のもと具体的な数値目標を設定し、経費支出の抑制に取り組む。

## 5 - 5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### (1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5 - 5 を満たしている。」

## (2) 5 - 5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については学校法人会計基準に基づき、本学が定める「学校法人華陽学園経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人華陽学園経理規程施行規則」【資料 5-5-2】、「学校法人華陽学園資金運用規程」【5-5-3】等を遵守し適正な処理に努めている。また、適正な会計処理を維持継続するために、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、私立大学協会等の研修会には担当者が積極的に参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常の事務処理で不明な点があれば本学が契約している公認会計士等に指導を仰いでいる。

予算編成については、「学校法人華陽学園経理規程施行細則」のほか「教育研究経費予算配分基準」【資料 5-5-4】に基づき実施しており、各部署からの要求額による積み上げ方式を採用している。予算執行責任者の指示のもと、各部署間の調整やヒアリング等を行い、財務部が予算原案を取りまとめ、その後、評議員会に諮問し、理事会の決議を経て予算が成立する。

予算執行については「学校法人華陽学園経理規程施行細則」のほか「予算実行要領」【資料 5-5-5】に基づき、適切な会計処理並びに予算の残高管理を行う体制としている。

また、やむを得ない事由により予算の追加、その他変更を必要とするときは、決算額・予算額が著しい齟齬を来さないよう、「学校法人華陽学園経理規程」に基づき補正予算を編成し、評議員会に諮問し理事会の決議を得ている。

会計年度終了後 2 か月以内に決算案【資料 5-5-6】を作成し、監事による監査を受け事業報告書とともに理事会で審議・決定した後、評議員会に報告している。

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については本学が定める「学校法人華陽学園寄附行為」【資料 5-5-7】及び「学校法人華陽学園監事監査規程」【資料 5-5-8】に基づき監事及び監査人を置き、厳正に実施している。学校法人会計基準及び関連法規、また本学が定める規程に基づき適正な会計処理が行われているかを監事と外部監査人が監査している。

公認会計士による外部監査についてはE Y新日本監査法人に委嘱し、監査予定時間数を年間 350 時間で契約している。監査内容としては理事会議事録や総勘定元帳などを基に、取引内容や会計帳簿、証拠書類などの財務面を通じた監査を期中並びに期末に受けている。また公認会計士は独立性を確保しつつ、理事長等と毎年 1 回ディスカッションを開催し、経営環境、経営目標、経営方針等について聞き取りを行い監査の充実を図っている。

年度監査終了後、公認会計士は監事に対して監査結果の説明【資料 5-5-9】を行い、法人本部の責任者も同席し意見交換が実施されている。

監事は非常勤監事 3 人で、評議員会及び理事会に毎回出席して、本学の会計及び業務執行が適正に行われているか監査を行い、毎年 5 月には「監査報告書」を作成し理事会に付議している。また、監事業務に係る職務の重要性や専門性を高めるために、文部科学省主催の監事研修会に出席している。

外部監査人の監査及び監事の監査は適切に行われており、「独立監査人の監査報告書」【資料 5-5-10】及び「監事監査報告書」【資料 5-5-11】でも明らかなどおり、本学の計算書類

及び財産目録は財政状況及び経営状況を正しく示している。会計処理は適切になされ、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

### (3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学校法人会計基準に則り適切な会計処理に努めるとともに、公認会計士による会計監査並びに監事による業務監査及び会計監査を行い、引き続き、会計処理の適正な実施及び会計監査の厳正な実施体制を維持していくとともに、財務担当者の知識の習得と処理能力向上を図る。

【資料 5-5-1】 学校法人華陽学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人華陽学園経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 学校法人華陽学園資金運用規程

【資料 5-5-4】 令和 3 年度教育研究経費予算配分基準

【資料 5-5-5】 予算実行要領

【資料 5-5-6】 決算報告書（令和 2 年度第 56 期）

【資料 5-5-7】 学校法人華陽学園寄附行為

【資料 5-5-8】 学校法人華陽学園監事監査規程

【資料 5-5-9】 令和 2 年度監査結果説明書

【資料 5-5-10】 独立監査人の監査報告書（令和 2 年度）

【資料 5-5-11】 監査報告書（令和 2 年度）

### 〔基準 5 の自己評価〕

法人組織で学園の経営方針を定める理事会と、教学組織で大学の教育方針を決める教授会は、その持分を歴史と慣行の積み重ねにより明確にしており、教授会の意思は十分に理事会に伝達され、かつ尊重されて整合され双方協力して学園は運営され機能している。

繰越収支額は支出超過となっているが、入学定員を満たすための工夫や熱心な学生募集活動や、外部資金の獲得・増加、人件費・管理経費比率の引き下げにより、収支の改善を図っている。一方、借入金はなく、貸借対照表の「運用資産－外部負債」はプラスを確保するなど、潤沢な正味資産を確保している。内部監査体制の強化や中長期計画に則った事業展開により、更なる収入の増、支出の減に向け努力し健全経営に努めている。

また、学内外の環境の変化、学生の要望や社会的ニーズを踏まえ、新たな取組の検討や管理運営体制の見直しを図り、学生中心のサービスに徹した管理運営を目指している。

以上の事実から、基準 5「経営・管理と財務」の基準を満たしている。

## 基準 6. 内部質保証

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は学則第 1 条第 2 項で「本学は、教育水準の向上を図り、前項の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と規定し、大学院においても大学院学則第 1 条第 2 項で「大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前項の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定めている。

内部質保証は、①大学の理念・目的を実現するため、②大学としての設置基準等を遵守し、③学士力の状況などについて教育研究活動状況の点検・評価を行うことが重要である。

自己点検・評価は、学校教育法 109 条や学校教育法施行規則第 166 条の定めにより実施されるもので、主任会議と同じメンバーで構成される「自己点検・評価委員会」【資料 6-1-1】が担当している。この委員会審議事項は、自己点検・評価委員会規程第 5 条で「実施計画の基本方針、実施体制及び点検・評価結果の活用に関する事項」と定め、本学の活動全般に及んでいる。委員会は学長を委員長とし、構成員は事務局を含む各部局の長のほか、教学の現場の責任者である学科・専攻等の主任が構成員となっている。この主任は、所属組織において実際に自己点検・評価を実施する「自己点検・評価チーム」【資料 6-1-2】のリーダーとなり実質的な点検・評価を担当するとともに、大学から示された指導・助言を実施・改善に努める任務を負っている。

本学は、令和 2 年度に内部質保証推進会議規程【資料 6-1-3】を定め、その第 1 条で、「自律的取り組みとして自己点検評価活動を循環機能させ、教育の質と学生の学修成果の向上を図るため、内部質保証の水準を見定め点検・評価を実施する責任組織として内部質保証推進会議を置く。」と規定し、責任組織を明確にした。また、本会議は担当任務の重要性から構成員は議長を務める学長、副学長及び学長補佐、学生部長、図書館長、学部長、事務局局長等とし部長会と同じメンバーで構成している。

点検評価は、①組織内自己点検・評価チームは主任をチームリーダーとして示された方針等に沿って自己点検・評価をエビデンスに基づき行い、自己点検・評価委員会に報告する。②自己点検・評価委員会は報告内容を大学全体項目と三つのポリシーの関係項目とに分類する。③内部質保証推進会議は三つのポリシーの関係する報告項目の自己点検・評価についてエビデンスと共に引き取り検証を行うこととなる。現在、学長への報告は、自己点検・評価委員会は中期目標・中期計画の進捗状況【資料 6-1-4】として、内部質保証推進会議は外部評価委員会資料及び報告書【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】として学長に報告されている。④学長は必要に応じ関係する委員会等への諮問等を行い、次なる高みを目指すための改善や伸長の方針として教授会等に示し、新たな取り組み着手することとしている。自己点検評価・内部質保証システムの PDCA サイクルは適切に機能している。【資料 6-1-7】

この PDCA サイクルには、第三者の立場から評価し本学の教育・研究水準の向上及び組織の活性化に資する提言を受けるため毎年実施している「外部評価委員会」【資料 6-1-8】が機能している。この外部評価委員会からの提言は、翌年度に実施される同委員会で実施・実績状況等が報告され確認を受けており、検証と改善・改革のための提言を受ける場となっている。

## (2) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価及び内部質保証システムの確立に努め、質保証を検証するための評価項目の数値化を検討し、構成員の意識向上を図る。

【資料 6-1-1】 自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-2】 組織内自己点検・評価チームに関する内規

【資料 6-1-3】 内部質保証推進会議規程

【資料 6-1-4】 中期目標・中期計画の進捗状況

【資料 6-1-5】 令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価資料

【資料 6-1-6】 令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価報告書

【資料 6-1-7】 自己点検評価・内部質保証システム運用要項

【資料 6-1-8】 外部評委委員会規程

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の内部質保証は、「自己点検・評価委員会」・「内部質保証推進会議」・「組織内自己点検・評価チーム」の活動を中心に、関係する委員会との連携により実施される。

例えば、毎年開催している外部評価委員会では、当該年度の状況を昨年の指摘事項への対応も含み委員会資料【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】として作成し説明し、講評を受けている。外部評価委員会では大学全般について意見交換も行われ、その内容や新たな提言等は議事要録として報告書【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】にまとめて、教授会で周知するとともに、ホームページで公表している。

令和元（2019）年度での外部評価に資した内容は、①本学教育の実施状況、②ポートフォリオを活用した教育実践と三つのポリシーの改善状況、③各学科・専攻学修状況報告と三つのポリシー及び各学科・専攻等の学びの観点（見直した三つのポリシー）、前年の外部評価委員会での指摘事項対応状況についても説明している。新たな提言としていただいたインターンシップの充実や資格取得のさらなる支援、卒業生との連携の強化については、

その実現に努めている。

また、令和2(2020)年度の外部評価委員会においては、コロナ禍で顕在化した大学教育の在り方について、本学の強みである遠隔教育とその学びの実現に対する本学の方針・方向性について説明し、貴重な提言を得た。

このほか、所属組織・委員会等で検討・実施した自己点検・評価の内容は、例えば学生目線での授業評価する「授業改善に関わる学生アンケート」【資料 6-2-5】の教授会での報告や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響による遠隔教育のためのFD資料【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】など、適時機会を得て学内での情報を共有・周知するほか、本学の活動状況として社会への説明が必要な内容はホームページの「大学について」の項目で、下表の内容を情報として公開している。

表 6-2-1 「大学について」の項目

項 目	内 容
教育理念	
沿革	
学歌	
プライバシーポリシー	
公的研究費の管理・監査体制	関係する規程等
研究活動上の不正行為の防止及び対応	規程と相談・通報窓口
大学機関別認証評価	平成26年受審時の自己点検評価書・評価報告書・認定証
情報公開	
1. 学校法人の概要	1. 学校法人 2. 役員及び教職員
2. 教育の目的	建学の精神・教育理念、3ポリシー 教育目的、全学的なカリキュラム編成・改善のための組織
3. 教育・研究の概要	1. 教員組織並びに業績 2. 学生数 3. 就職者数及び卒業後の進路 4. カリキュラム及び単位 (単位認定・成績評価基準・GPA・進級要件・シラバス) 5. 卒業資格並びに学位 6. キャンパスについて 7. 奨学金について 8. ガバナンス 9. 自己点検・評価 10. 情報公開 11. 施設設備整備 12. 教育力向上の取り組み 13. 国際交流の概要 14. 社会貢献・連携活動の概要

4. 財務の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 財産目録</li> <li>2. 貸借対照表</li> <li>3. 収支計算書</li> <li>4. 事業報告書</li> <li>5. 監査報告書</li> </ol>
5. 学則	
6. その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外部評価委員会 報告書</li> <li>2. 中期目標・中期計画</li> <li>3. 中期目標・中期計画進捗状況</li> <li>4. 動物実験に関する情報</li> <li>5. 一般事業主行動計画</li> <li>6. 公益通報等に関する規程</li> <li>7. 耐震補強工事に関する公表</li> <li>8. 設置計画履行状況報告書</li> <li>9. 寄附行為</li> <li>10. 役員報酬等支給規程</li> <li>11. 外部資金の獲得実績状況</li> <li>12. オープンアクセス方針</li> </ol>

なお、中期目標・中期計画についても毎年度検証し、進捗状況として公表している。

監査については、法人本部に置かれている非常勤監事3人が監事監査規程第2条【資料6-2-8】の業務監査及び会計監査を必要に応じ実施する権限を有し、監事監査の一環として理事会・常任理事会及び評議員会に陪席している。【資料6-2-9】

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学のIR(Institutional Research)室は、平成26(2014)年に設置【資料6-2-10】されデータの収集と分析に努めている。しかし、IR室が関与すべき情報は膨大であるため、従来から構成組織との連携により関係資料を収集、分析することで大学のIR機能を維持している。

本学の学生確保状況は非常に厳しい。全学的に喫緊の対応課題として認識し、企画広報部を中心に社会の動向と現状分析など関係部署が調査・検討しているデータを基に「本学の研究活動と入学者数の傾向分析」や「地域貢献と研究活動や学生生活の関係」について検証し、学生確保(経営改善)のためのIR資料として作成し、常任理事会ばかりでなく、部長会、教授会のFD・SD研修資料として提示している。本学の現状と課題に対する理解、改善・改革の必要性について構成員との情報共有、意識改革に使用するなどの取り組みを実施している。【資料6-2-11】

令和2(2020)年度のIR資料活用例は、2月開催の外部評価委員会資料【資料6-2-12】がある。これは、学部学生確保の改善施策として文化創造学部において自己分析を行い、文化創造学部の強みを活かした構想の提案があり、教授会でのFD・SD資料【資料6-2-13】として提示・説明が行われ学内コンセンサスを得て、外部評価委員会資料としている。こ

の構想は3月開催の理事会に上程されその方向性について審議・決定【資料 6-2-14】されたところである。

このように、関係する組織との協力により収集した IR データは、関係者の分析を経て大学運営の基礎資料として提示され、大学の意思決定に活用されている。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、説明責任の観点からエビデンスを重視している。構築した「自己点検・評価及び内部質保証システム」のさらなる確立を目指し、IR を重視し今後も内部質保証、特に学生確保、運営経費確保など安定した経営に資するためのデータ、例えば高大連携に繋がる入学前・在学時・卒業後までの学生情報や高等教育に対する学生や社会ニーズへの対応など、方針と具体化を関係委員会との連携・協働で推進する。

【資料 6-2-1】 令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料

【資料 6-2-2】 令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料

【資料 6-2-3】 令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会報告書

【資料 6-2-4】 令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会報告書

【資料 6-2-5】 授業改善に関する学生アンケート

【資料 6-2-6】 e-Learning を用いた遠隔教育

【資料 6-2-7】 遠隔授業に関する調査結果

【資料 6-2-8】 学校法人華陽学園監事監査規程

【資料 6-2-9】 監事監査（理事会等参加状況）

【資料 6-2-10】 学校法人華陽学園 IR 室規則

【資料 6-2-11】 広報部会資料

【資料 6-2-12】 岐阜女子大学外部評価資料（令和 2 年度）大学の研究の社会への還元と社会からの還元

【資料 6-2-13】 IR（沖縄・初等）研究の教育・社会への還元

【資料 6-2-14】 第 10 回常任理事会議事録

## 6-3. 内部質保証の機能性

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

#### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、内部質保証を着実に推進するためには、現場に近いポジションで責任を負うところの自己点検・評価をしっかりと行い、その状況を認識することが大切との観点から、各

組織に主任をチームリーダーとする「自己点検・評価チーム」【資料 6-3-1】を設置している。このほか、大学活動全体の自己点検・評価を担当する「自己点検・評価委員会」(【資料 6-3-2】、及び教育内容の質の水準の向上のための点検・評価を担当する「内部質保証推進会議」【資料 6-3-3】)を設置している。これらの委員会等が学長のリーダーシップの下で機能する「自己点検評価・内部質保証システム」【資料 6-3-4】としている。大学院も、各組織の一つとしてこのサイクルに組み込まれている。

このシステムは、次のように運用している。

- ①主任をチームリーダーとする部局の「自己点検・評価チーム」が学長の方針に沿って点検・評価を行い、その結果を判断根拠としたエビデンスとともに自己点検・評価委員会に報告する。
- ②大学全体を把握する自己点検・評価委員会は、教育内容の質に関する自己点検・評価の報告内容をエビデンスと共に内部質保証推進会議の検証を委ねる。
- ③その後、自己点検・評価委員会は自己点検・評価チームからの点検・評価結果を大学として確認・検証し、学長への報告書(中期計画の進捗状況)を作成する。
- ④②により検証を委ねられた内部質保証推進会議は、内部質保証の観点から自己点検・評価委員会と連携し、教育内容の質に関する内容を確認・検証する。その後、大学としての学長への報告書(外部評価委員会報告書)を作成する。
- ⑤③及び④の会議・委員会がまとめた報告書は学長に提出される。
- ⑥学長は、報告書に基づき、必要に応じ教授会等に諮問し、状況を共有し改善・伸長等の方針を定め、内部質保証推進会議あるいは自己点検・評価委員会をとおして部局の自己点検・評価チームに提示される。
- ⑦内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会は自己点検・評価チームからの報告により進捗管理を継続するとともに、連携して新たな点検・評価項目を設定し次の段階の点検・評価サイクルに移っていく。

このシステムにより行われる自己点検・評価の内容は、毎年開催する外部評価委員会の資料としてまとめられる。令和元(2019)年度での外部評価に資した内容は、①本学教育の実施状況、②全学的教学マネジメントとして、平成 21(2009)年からのポートフォリオを活用した教育実践と三つのポリシーの改善、③各学科・専攻学修状況報告と三つのポリシー及び各学科・専攻等の学びの観点(見直した三つのポリシー)、前年の外部評価委員会での指摘事項への対応も含め現況報告をしている。令和元(2019)年度の提言であるインターンシップの充実や資格取得のさらなる支援、卒業生との連携の強化については、職場訪問やアンケート項目を変更し実施している。

また、自己点検・評価委員会は組織内での自己評価結果を中期計画の進捗状況としてとりまとめ、ホームページで公表している。このほか社会への説明が必要と考える活動状況については、ホームページの「大学について」の項目において、建学の精神・教育理念、三つのポリシー、大学機関別認証評価、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画など、広範な項目について公開している。

### (3) 6—3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の大学全体の内部質保証の体制と PDCA サイクルは形成されていると考える。今後

は「自己点検・評価委員会」と「内部質保証推進会議」の所掌範囲を検証・明確化しつつ、牽制的協働によりさらに機能性を高める。

【資料 6-3-1】 岐阜女子大学構成組織内自己点検・評価チームに関する内規

【資料 6-3-2】 岐阜女子大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-3-3】 岐阜女子大学内部質保証推進会議規程

【資料 6-3-4】 岐阜女子大学自己点検評価・内部質保証システムの運用要項

### **[基準 6 の自己評価]**

内部質保証は法人全体の経営の質と教育内容の質を保証する必要がある。本学の学生確保の厳しさは教職員全員が共有する課題である。

本学の現状は、外部評価委員会報告や社会への説明として必要な教育活動等は数値等で大学ホームページに公開している。

また、内部質保証の体制と PDCA サイクルは、従来の教学マネジメントの考え方に責任体制を明確にするため、令和 2（2020）年に内部質保証推進会議を規定し岐阜女子大学自己点検評価・内部質保証システムを整備、学内に周知・運用するとともに実質化を目指している。

以上の事実から、基準 6「内部質保証」の基準を満たしている。

#### Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

##### 基準 A. 地域連携・地域貢献

##### A-1. 全学的な地域連携・地域貢献への取り組み

##### A-1-① 各学科専攻の特色を生かした全学的な地域連携・地域貢献への取り組み

##### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

##### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、平成 26（2014）年に岐阜県山県市と包括協定、平成 27（2015）年 2 月に岐阜県大野郡白川村と包括連携協定、令和 2 年 2 月に岐阜市と地域活性化に関する包括連携協定、令和 2（2020）年 11 月に岐阜県本巣郡北方町と地域活性化に関する包括連携協定を締結し、様々な取り組みを実施している。さらに、近隣市町村と連携し、各学科専攻の特色を生かした取り組みを実施し、地域に貢献できる人材育成を目指している。

平成 28（2016）年度以降の取り組みを表 A-1-1 及び表 A-1-2 に示した。

令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度の各学科専攻の特色を生かした取り組みは、次のとおりである。

##### 【家政学部生活科学専攻】

##### ・山県市とのコラボレーション事業

山県市との包括連携協定に従い、令和元（2019）年度は、山県市とのコラボレーション「機能的なワーキングウェアの提案Ⅱ & 防災力を身につけるために」を実施した。子どもげんきはうす（児童館）職員用ワーキングウェアについて、前年度製作した 3 作品の課題を確認、聞き取り調査結果、エプロンシアタータイプと日常着用できるタイプのウェア 3 点の企画・製作を行い提案した。さらに、「初めての小物作り講習会」を開催した。

##### 【家政学部住居学専攻】

##### ・地方創生「空き家リノベーション事業」

各務原市との地方創生「空き家リノベーション事業」に係る連携協定に従い、平成 28（2016）年度より継続して行っている活動である。地方創生に向けて空き家問題を解消し、移住・定住を促進させるために、モデル空き家を対象として、建築・インテリアを学ぶ女子大生の視点からリノベーション・デザインを提案した。

また、平成 30（2018）年度～令和元（2019）年度には、実際の空き家のリノベーション工事にも参画している。

##### 【家政学部健康栄養学科】

##### ・岐阜女子大学・山県市コラボ事業

山県市との包括連携協定に従い、平成 28（2016）年度より継続して行っている活動である。学生が山県市の特徴を探り、高血圧予防のための減塩方法や、食塩の吸収遅延・排

排泄促進を期待できる野菜摂取量増加を目指したメニューを提案した。

- ・からだ改善プロジェクト

美濃市との連携協定に従い、平成 30 (2019) 年度より継続して行っている活動である。美濃市は、健康日本一を目指した「元気なまちづくり」を施政方針の柱に掲げ、その一環としてからだ改善プロジェクトを実施している。このプロジェクトに参画し、新型コロナウイルスの状況下で可能な食事指導、レシピ提案、個別相談を実施した。

【文化創造学部文化創造学専攻】

- ・ビアホール「ながら」・「ながらバー」 & 郡上八幡駅前おどり

長良川鉄道株式会社との連携協定に従い、令和元 (2019) 年度は、8月8日に行われた郡上八幡駅前おどりに合わせて、観光列車を臨時運行し、ツアーの企画や子ども向けの駅前イベントを実施した。

- ・書き初め指導

令和 2 (2020) 年度は、岐阜市徹明さくら小学校 5、6 年生を対象とした書き初め指導を行った。

【文化創造学部デジタルアーカイブ専攻】

- ・飛騨高山匠の技デジタルアーカイブ

平成 28 (2016) 年度より、継続して行っている活動である。伝統文化産業（飛騨春慶・一位一刀彫等）を多視点でデジタルアーカイブし、歴史的な視点を総合的にまとめ、匠の "こころ" をオーラル・ヒストリー等により「知の増殖型サイクル」を構成し、これらの一部を海外へ発信することにより伝統文化産業の振興を図っている。

【文化創造学部初等教育学専攻】

- ・白川郷学園サマースクール

岐阜県白川村と本学が締結した包括協定に従い、令和元 (2019) 年度は、白川村立白川郷学園が抱える課題である学力向上に貢献する活動として、夏休みを利用して集中的な学習を行うサマースクールにおいて、教育サポーターとして、本専攻学生が子供の学習サポートを行った。

- ・放課後学びの部屋教育活動サポーター

平成 20 (2008) 年度より継続して行っている活動である。令和 2 (2020) 年度は、三輪北小学校において初等教育学専攻学生が、放課後学びの部屋で活動する子供たちのサポートを行った。

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学では、平成 26 (2014) 年度に山県市と包括協定を締結、それ以降、大野郡白川村、岐阜市、本巣郡北方町とも地域活性化に関する包括連携協定を締結しており、相互の発展、連携地域への貢献活動に取り組んでいる。今後も継続的に各学科専攻の特色を活かし、地域に根差した取り組みを実践していくことで、地域の課題解決に繋げていく。

岐阜女子大学

表 A-1-1 地方公共団体等との連携協定一覧

協定先	協定書の名称及び締結日
岐阜市	地域活性化に関する包括連携協定書 令和2年2月3日
山県市	山形市と岐阜女子大学との連携に関する包括協定書 平成26年7月8日
各務原市	地方創生「空き家リノベーション事業」に係る連携協定書 平成24年5月28日
美濃市	岐阜女子大学、美濃市及び美濃にわか茶屋の連携に関する協定書 平成24年11月21日
大野郡白川村	包括連携協定書 平成27年2月17日
長良川鉄道（株）	岐阜女子大学と長良川鉄道株式会社の連携協定書 令和元年5月17日
北方町	地域活性化に関する包括連携協定書 令和2年11月10日

表 A-1-2 地域連携・地域貢献の取り組み一覧

家政学部

連携先	事業名	事業実施年度	活動内容
山県市 (健康介護課)	岐阜女子大学・山県市コラボ事業	令和2年度	平成28年度から継続して行っている活動である。 山県市は県内でも高齢化率が高く、食塩摂取量が多い地域であるため、高血圧患者が多い。学生が山県市の特徴を探り、高血圧予防のための減塩方法や、食塩の吸収遅延・排泄促進を期待できる野菜摂取量増加を目指したメニューを提案し、健康長寿に貢献する。
美濃市	令和2年からだ改善プロジェクト	令和2年度	平成30年度から継続して行っている活動である。 美濃市は、健康日本一を目指した「元気なまちづくり」を施政方針の柱に掲げ、その一環としてからだ改善プロジェクトを実施している。平成30年度のプロジェクトで食事や運動といった生活習慣を見直した結果、体重減少、腹囲周りの減少がみられている。今年度も継続し、市民の皆さんが健康を維持できるよう、更に内容を充実させ、参加者のみならず、市民全体の健康意識向上につなげていく事業にしたいと考えている。令和2度は、新型コロナウイルスの状況下で可能な食事指導、個別相談を学生が主体となり提案、実施し、末永く「健康でいたい！」をサポートする。

岐阜女子大学

株式会社美濃にわか茶屋(美濃市の道の駅)	地域食材を活かしたレシピ創作コラボレーション事業	令和2年度	平成24年度から継続して行っている活動である。 美濃市の道の駅美濃にわか茶屋は、農産物販売所があり、多くの方が農産物を求めて訪れる。そのため、利用客やスタッフから農産物を使ったレシピの要望が多い。そこで、今年度は、販売所で扱っている農産物のレシピ、その特徴を記載し、配布できるようにする。また、観光客も訪れる施設であるため、昨年度に引き続き、地域食材を活用した菓子の考案を学生が行い、業者の意見も得ながら、商品化を目指す。
各務原市	地方創生「空き家リノベーション事業」	令和2年度	平成28年度より継続して行っている活動である。 地方創生に向けて空き家問題を解消し、移住・定住を促進させるために、モデル空き家を対象として、建築・インテリアを学ぶ女子大生の視点からリノベーションデザインを提案するものである。
岐阜市(健康部健康増進課)	コープぎふ・岐阜市役所健康部健康増進課・岐阜女子大学のコラボ事業	令和2年度	令和元年度より継続して行っている活動である。平成25年度から開始している健康日本21(第2次)において、栄養・食生活にあげられている目標を達成にそった内容の弁当レシピを学生が考案し、販売時にフレイル予防弁当の工夫点を説明することで、市民の健康的な食習慣の確立に繋げる活動を生活協同組合コープぎふ・岐阜市役所健康部健康増進課・岐阜女子大学が連携しておこなった。令和2年度は、新型コロナウイルスの状況下でできるリーフレット作成を学生が主体となりすすめた。地域の人たちに食事からのフレイル予防を提案する。
山口市(子育て支援課)	山口市とのコラボレーション機能的なワーキングウェアの提案Ⅱ&防災力を身につけるために	令和元年度	子どもげんきはうす(児童館)職員用ワーキングウェアについて、前年度製作した3作品の課題を確認、聞き取り調査結果、エプロンシアタータイプと日常着用できるタイプのウェア3点の企画・製作を行い提案する。会場:げんきはうすにおいて研究会主催で、初めての小物作り講習会を開催。山口市の防災士による講座「災害時の自助と共助について考える」を、本学において開催し、学生の意識・実践力の向上を図ると同時に、今後の地域連携の可能性を研究する。
山口市(子育て支援課)	山口市とのコラボレーションⅡ-機能的+デザイン性を考えたワーキングウェアの提案-	平成30年度	こどもげんきハウスの職員用ワーキングウェアについて、前年度製作した3作品の課題を確認、聞き取り調査を行い、エプロンシアタータイプと日常着用できるタイプのウェアの企画・製作を行う。
山口市(子育て支援課)	山口市子ども・子育て支援事業計画第2期策定に関するニーズ調査	平成30年度	山口市子ども・子育て支援事業計画(2020年度~)構築のための基礎資料とするためのアンケート調査を実施し、集計分析を行いデータの整備を行った。
山口市(まちづくり企業支援課)	山口市とのコラボレーション-地域の伝統工芸を取り入れたワーキング	平成29年度	山口市のこどもげんきハウスと図書館の機能的なワーキングウェア(エプロン)のデザイン提案をする。特に図書館のエプロンは山口市の伝統工芸「伊自良大実柿の柿渋染」を行い、その布地を使用して製作を行った。

岐阜女子大学

	ウェアの提案ー		
山口市 (まちづくり企業支援課)	山口市空き家等リノベーションデザイン提案事業	平成29年度	平成28年度より継続して行っている活動である。 「山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で「空き家トリアージ発展加速化事業」の構成事業のひとつである。空き家の貸し手の発掘（子育ての移住、多世代居住）、貸し手にインセンティブを与える実績をつくるために、モデル改修空き家をピックアップし、女子大生の視点からリノベーションデザイン案を山口市関係者に提案した。
山口市 (福祉課)	「山口市の結婚に係わる事業」	平成28年度	山口市の結婚支援事業として、出会いの場の提供やマリッジサポートセンター事業を効果的に実施するための実情把握・調査研究を行う。その結果を反映させ結婚支援情報等の発信事業などを実施した。
山口市 (町づくり支援課)	「山口市との伝統産業コラボレーション-伊自良大実柿の柿渋を用いた商品開発-」	平成28年度	山口市伊自良地区で生産される柿「伊自良大実」の歴史や特徴をまとめ、柿渋を用いたインテリア小物やエプロン等学生のアイデアを生かした作品を製作して、山口市の特産品への提案につなげていく。
山口市	山口市空き家等モデル改修提案	平成28年度	「山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で「空き家トリアージ発展加速化事業」の構成事業に位置づけられた事業で、モデル空き家を対象として、建築・インテリアを学ぶ女子大生の視点からリノベーションデザインを提案した。
山口市	山口市観光拠点等リノベーション事業提案	平成28年度	「山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」で「観光フロンティア市場化事業」の構成事業に位置づけられた事業で、伊自良湖周辺及びび香りの森公園を対象に、女子大生の視点から潜在的魅力と問題点を探り、改善整備の方向性を提起した。

文化創造学部

連携先	事業名	事業実施年度	活動内容
山口市	山口市立高富小学校「新型コロナウイルス対策消毒ボランティア」	令和2年度	新型コロナウイルス感染予防対策として、放課後に児童が活用した教室、備品を消毒する活動を行っている。
岐阜市	岐阜市デジタルアーカイブ	令和2年度	令和元年度より継続して行っている活動である。 ○岐阜市の文化財および伝統文化産業等の地域資源を対象としたデジタルアーカイブを行い、岐阜市の地域資源データとして、教育や観光、文化等への利活用に供する。 ○岐阜市におけるデジタルアーカイブクリエイター資格取得講座並びに準デジタル・アーキビスト資格取得講座の開催による人材育成を行う。

岐阜女子大学

岐阜市立三輪北小学校	放課後学びの部屋 教育活動サポータ	令和2 年度	平成20年度より継続して行っている活動である。 三輪北小学校において初等教育学専攻学生が、放課後学びの部屋で活動する子供たちのサポートを行った。
岐阜市徹明さくら小学校	書き初め指導	令和2 年度	学生4人が参加し、徹明さくら小学校5、6年生を対象とした書き初め指導を実施した(2021/1/13)。 本学学生による大字揮毫、徹明さくら小の児童の代表者による揮毫体験を行った。また、書き初め課題について本学学生が揮毫、解説を行い児童揮毫のサポートを行った。
岐阜商工会議所	岐阜商工会議所創立120周年式典書道パフォーマンス	令和2 年度	本学学生7人による書道パフォーマンスを行い、森春濤の漢詩、岐阜の金華山などの山々、景色、岐阜の名産となっている鮎など岐阜を詠った『岐阜竹枝』を揮毫した。
郡上市	郡上白山文化遺産デジタルアーカイブ	令和2 年度	平成29年度より継続して行っている活動である。 ○郡上白山文化遺産のデジタルアーカイブ（文化遺産の収集と調査、建造物・建築物群の歴史的な価値の調査、白山信仰の三馬場の調査）において「知の増殖型サイクル」を構成し、世界遺産への登録を支援する。○郡上白山の文化遺産の調査、建造物、建築物群の歴史的・文化的価値の調査並びに白山信仰の三馬場の調査を綿密に行い、デジタルアーカイブ研究により、新たな観光資源の発掘を支援できる。○デジタルアーカイブクリエイター資格取得講座並びに準デジタル・アーキビスト資格取得講座を開催した。
高山市	飛騨高山匠の技デジタルアーカイブ	令和2 年度	平成28年度より継続して行っている活動である。 ○伝統文化産業（飛騨春慶・一位一刀彫等）を多視点でデジタルアーカイブし、歴史的な視点を総合的にまとめ、匠の“こころ”をオーラルヒストリー等により「知の増殖型サイクル」を構成し、これらの一部を海外へ発信することにより伝統文化産業の振興を図る。○伝統文化産業における匠の技とその歴史的な背景をまとめてデジタルアーカイブ化することで、伝統文化産業の理解と継承が容易になる。さらに、継承の過程で生まれた新しい知見を「知の増殖型サイクル」で取り込み、その利活用によって地域社会の振興を支援できる。
国指定重要文化財 和田家、白川村観光振興課、白川村教育委員会、白川村立白川郷学園、越中五箇山菅沼集落保存顕彰会	世界遺産白川郷合掌造り集落での観光調査活動	令和2 年度	平成30年度より継続して行っている活動である。 科目名「観光地理Ⅲ」のなかで、学生個々の調査テーマに基づき現地調査を行う。令和2年度はコロナ感染防止のため遠隔端末を使つての聞き取り調査を実施した。

岐阜女子大学

ひだホテル プラザ、平野 屋本陣	観光ホスピタリテ ィ実習	令和2 年度	平成23年度よりひだホテルプラザ、平成26年度より平野屋本陣と継続して行っている活動である。 観光業界のおもてなしを学ぶ観光・英語専修の学生らが、旅館、ホテルの施設見学やチェックイン、チェックアウト等の実践研修を行った。
岐阜市	岐阜市立三輪北小 学校放課後まなび の部屋教育サポー タ	令和 元年 度	岐阜市立三輪北小学校の3年生の児童を対象とした「放課後学びの部屋」における教育サポート活動。三輪北小学校において課題となっている学力向上と放課後の児童の安全な生活保障の課題を解決するために実施している取り組みである。そこに本専攻学生が教育サポータとして、学習支援を行なっている。
岐阜市	岐阜市立三輪南小 学校学校運営協議 会委員として本学 教員の参加	令和 元年 度	岐阜市立三輪南小学校学校運営協議会の委員として、部会も含めて3人の本学初等教育学専攻の教員が任命され、三輪南小学校及びその学区と大学との連携の在り方や事業を協議している。本年度は、本専攻の学生を教育サポータとして派遣している。小学校教員を目指す学生にとって実践的な力量形成の場ともなっている。
岐阜市	岐阜市立三輪南小 学校学力向上支援 プロジェクト	令和 元年 度	本学が小学校区となっている岐阜市立三輪南小学校は、これまでも児童の学力向上を課題としており、それに関わる取り組みを岐阜市教育委員会と共に行ってきた。今年度は、小学校単独で、本学初等教育学専攻と連携して、土曜日授業における学力向上を目指した取り組みを実施している。本学初等教育学専攻学生が、土曜日授業において教育してサポータとして学習支援を行なっている。
美濃市	美濃市立中有知小 学校宿泊研修教育 サポータ	令和 元年 度	美濃市立中有知小学校における第5学年児童の宿泊研修におけるレクリエーション活動への幅を拡げたい学校側の依頼を受けて、本専攻学生が教育サポータとして、子どもに対してレクリエーション活動を指導者として実施した。
白川村	白川郷学園サマー スクール	令和 元年 度	岐阜県白川村と本学が締結した包括協定に従って、白川村立白川郷学園が抱える課題である学力向上に貢献する活動を実施した。夏休みを利用して集中的な学習を行うサマースクールにおいて、教育サポータとして、本専攻学生が子どもの学習サポートを行った。
岐阜市立三 輪南小学校	書写授業	令和 元年 度	平成26年度より継続して行っている活動である。 毎週木曜日本学IV限「書写教育」時に、学生10人前後が訪問し、3~4人一組のチームを3~4クラスそれぞれに配属し、「書写」授業実習を行っている。3年生から始まる毛筆学習に苦手意識を持っている児童も多いが、沢山声をかけ手を取り指導することにより、筆を持つことの負担低減がみられている。学生は現場での指導を体験することにより、実態に応じた指導を考えていく。
岐阜市教育 委員会	岐阜市展「少年部」 (書写の部) 審査	令和 元年 度	平成28年度より継続して行っている活動である。 ぎふメディアコスモスにて審査を担当。【小学校の部】と【中学校の部】を審査し、岐阜市の子どもたちの自信や誇りに繋げていくために、全ての出品作品を「入選」とする。特に優れている作品は「特選」として選出し、

岐阜女子大学

			岐阜市の芸術振興に寄与する。
山県市教育委員会	山県市こどもの市展【書道部門】審査	令和元年度	平成 24 年度より継続して行っている活動である。 山県市教育センターで審査を担当。そして審査終了後には、講評および小中学校の先生と質疑応答があり、指導法の助言をしている。
長良川鉄道(株)	ピアホール「ながら」・「ながらバー」&郡上八幡駅前おどり	令和元年度	令和元年度より継続して行っている活動である。 令和元年 5 月 17 日に本学と長良川鉄道株式会社は連携協定を結んだ。これまで数々の企画列車を企画・運営してきたが、通年を通した誘客プロジェクトの企画から実施までを観光・英語専修で担うこととなった。今年度は、8 月 8 日に行われた郡上八幡駅前おどりに合わせて、観光列車を臨時運行し、ツアーの企画や子ども向けの駅前イベントを実施した。
長良川鉄道(株)	観光列車「ながら」を利用した商品企画	令和元年度	令和元年度より継続して行っている活動である。 長良川鉄道(株)は、地域沿線住民の移動という生活の基本を守る公共交通機関である一方、持続可能な発展のため「観光誘客」にも力を入れている。観光列車「ながら」を導入したが、実際の所思ったような誘客にはつなげていないのが現状である。そこで、観光・英語専修で学ぶ女学生の知識とアイデアを取り入れ、学生が自主的、主体的に企画運営をすることによって沿線市町周辺地域の活性化を目指す。令和元年度に引き続き 2 年度は、ハロウィンの季節に合わせたイベントや沿線周遊ツアーを企画予定していたものの新型コロナウイルス感染拡大を受け実施まで至っていない。終息後、改めてイベント及びツアーを運営する見込みである。
長良川鉄道(株)	観光列車を利用した新たな観光企画	令和元年度	平成 30 年度より継続して行っている活動である。 長良川鉄道から依頼を受けて、観光列車「ながら」を利用した観光イベントやツアー企画、及び長良川鉄道沿線地域の活性化に向けた新たな事業開発に取り組む。2019 年度より、「お花見トレイン」をキーワードにプロジェクトを開始する。
三輪南小学校、三輪南地区	三輪南地区連携事業	令和元年度	平成 28 年度より継続して行っている活動である。 コミュニティ・スクール事業の一環として本学の教員が学校運営協議会や学校支援部会に参加し、大学と小学校との連携を図っている。また、学生が小学校の教育活動のサポートや田植えの出前講座等を行った。
独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立乗鞍青少年交流の家	教員免許状更新講習会「教科・特別活動に活かせる体験活動」	令和元年度	平成 26 年度より継続して行っている活動である。 国立乗鞍青少年交流の家と連携し、学習指導要領において推奨される体験活動の意義について理解するとともに、児童・生徒の集団宿泊活動を効果的に実施するための基本的な指導技術習得を、2 日間日帰りで行っている。 1 日目 WEB 研修(自宅・学校等可)、2 日目国立乗鞍青少年交流の家にて実地研修を行う。本学の特色である遠隔教育とデジタルアーカイブを前提にした、エビデンスに基づく安全管理、情報発信における児童生徒の著作権、肖像権、個人情報等権利処理をカリキュラムに含んでいる。

## 岐阜女子大学

岐阜市教育委員会	土曜日等の教育活動の実施における教育サポーター	平成30年度	平成26年度より継続して行っている活動である。 岐阜市小中学校における土曜日等の教育活動時に、児童生徒の学習補充等を目的とした教育サポートを行った。
郡上市	郡上市「白山ユネスコエコパーク」学術研究	平成30年度	郡上白山文化遺産の地域資源デジタルアーカイブを構築し、その地域資源デジタルアーカイブのオープン化と共にそのデータを有効的に活用し、新たな知を創造する本学独自の「知の増殖型サイクル」を生かして地域課題を探求し、深化させ課題の本質を探り実践的な解決方法を導き出す手法を研究する。
白川村教育委員会	包括連携協定	令和2年度	平成26年度より継続して協定を結んでいる。 白川村と岐阜女子大学が相互に協力し、互いに寄与し合うことを目的に夏休みの中学校生徒の学習の促進の手伝いを行った。また白川小中学校において、遠地教育実習校として教育現場等を学ぶ活動を行った。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施していないが、定期的に活動
高山市教育委員会	教育実践協力	令和2年度	平成19年度より継続して協力している。 4年生が高山市立宮小学校での遠地体験活動を行った。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施していないが、定期的に活動
山県市教育委員会	連携協力協定	令和2年度	平成18年度より継続して協定を結んでいる。 山県市との教育実習等の連携協定を結び、本学の1・2年は学校体験学習、3年は教育実習を所定の期間行い現場の教師の指導や子どもから多くのことを学んだ。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施していないが、定期的に活動
サニーサイドインターナショナル幼稚園	連携協力協定	令和2年度	平成16年度より継続して協定を結んでいる。 幼児とのふれあい活動として1年生が幼稚園体験学習を行った。また、幼稚園教育実習の実習園として、3年生が教育実習を行った。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により実施していないが、定期的に活動

### A-2. 地域資源デジタルアーカイブによる本学独自の地域貢献

#### A-2-① 地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業

#### A-2-② 地域資源デジタルアーカイブの社会への提供

##### (1) A-2の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

##### (2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### A-2-① 地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業

知識循環型社会の基盤として、デジタルアーカイブは重要視されているが、本学では、そうした社会的な動きに先駆け、平成 12 (2000) 年よりデジタルアーカイブの教育、研究活動を行い、デジタル・アーキビスト資格認定機構やデジタルアーカイブ学会の発足に寄与するなど、多くの成果をあげてきた。

平成 29 (2017) 年度より採択された私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」(平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度) では、本学独自で育んできたデジタルアーカイブの教育、研究を活用し、地域資源のデジタルアーカイブ化を地域と連携し進めることにより、地域と大学が緊密に連携してデジタルアーカイブ研究を推進し、地域で新たな価値を創造できる人材の養成に取り組んだ。【資料 A-2-1】

#### 事業成果

- ①飛騨高山匠の技デジタルアーカイブの構築
- ②郡上白山文化遺産デジタルアーカイブの構築
- ③岐阜市文化遺産デジタルアーカイブの構築
- ④準デジタル・アーキビスト資格取得講座の開催
- ⑤高校生のためのデジタルアーカイブクリエイター資格取得講座の開催
- ⑥各務原市空き家リノベーション事業

地域資源デジタルアーカイブの構築は、いずれも、地域の教育委員会をはじめ、地域の博物館、新聞社などと連携(岐阜市は包括連携協定を結んでいる)して実施しており、メタデータを付与した形で、ウェブサイト (<http://digitalarchiveproject.jp/>) で公開しているほか、冊子としても提供している。【資料 A-2-2】

さらに、地域資源デジタルアーカイブを利用し、新たな教材テキストの作成も行い、市販テキストやデジタル・アーキビスト資格取得講座のテキストなどとして提供している。

#### 【資料 A-2-3】

本事業終了後も、継続的にデジタルアーカイブの記録、構築を行っており、令和 2 年度には、郡上の高等学校など関係機関と本学デジタルアーカイブ専攻、大学院デジタルアーカイブ専攻の協働により、構築した地域資源デジタルアーカイブから、郡上市の観光資源を高校生の視点で抽出、まとめた『郡上であそぼ』の作成、公開などを行っている。【資料 A-2-4】。また、全学的な取り組みとして、各学科専攻が行っている地域連携活動について、その活動状況を記録した写真や冊子などの各種資料に説明情報としてメタデータを付与し、保管している。

#### 【資料 A-2-1】私立大学研究ブランディング事業リーフレット

【資料 A-2-2】・『飛騨高山匠の技とところ』・『白山文化はいいもんだ』・『報道記事から見る岐阜の偉人たち』・『岐阜市デジタルアーカイブ資料集 2019』・『各務原市空き家リノベーション事業』

【資料 A-2-3】・『地域文化とデジタルアーカイブ』・『高校生、大学生のためのデジタルアーカイブ入門～知の活用～』・『沖縄デジタルアーカイブセミナー デジタル・アーキビスト資格取得講座』

【資料 A-2-4】『郡上であそぼ』

**A-2-② 地域資源デジタルアーカイブの社会への提供**

本学の地域資源デジタルアーカイブは、北海道から沖縄までを対象に記録し、各種のテキスト、教材への利活用、及び資料データの提供を行っている。

とくに、沖縄全域の地域資源デジタルアーカイブは、世界遺産の歴史的建造物、エイサー、ハーリーなど伝統芸能など有形・無形の種々の資料データがあり、これらの一部を『沖縄おうらい』として、ウェブサイトと冊子で提供している。『沖縄おうらい』は、修学旅行で沖縄を訪れる高校生の学修資料として、毎年1万数千人が利用している。

また、人の話のデジタルアーカイブであるオーラル・ヒストリーアーカイブとして、元文部事務次官木田宏氏や世界遺産白川郷和田家ご当主をはじめ、白山文化や沖縄戦など戦争体験者のオーラル・ヒストリーの記録と保管、一部のウェブサイトへの提供を行っている。

これらの地域資源デジタルアーカイブの整備は、学生がデジタルアーカイブの学びの一環として、地域の関係者たちとの交流や、撮影記録、データ化を行っている。成果物は、教員免許状更新講習の教材や博物館の映像展示の一つとしての提供などを行うほか、学生・院生のデジタルアーカイブ実習の教材や、社会人のデジタル・アーキビスト資格取得講座の教材として活用している。

**(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）**

平成12（2000）年から継続的に実施してきた地域資源デジタルアーカイブの活動は、平成29（2017）年度より採択された私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」により、地域連携を軸にしたデジタルアーカイブ構築、それを元にした各種テキスト、教材の作成、提供など、教育、研究活動の強化がなされ、多くの成果をあげた。今後の改善・向上方策としては、岐阜県内の市町村との連携において、各学科・専攻ごとの研究の特色を活かした継続的な活動内容、成果物などの資料を地域連携デジタルアーカイブとして継続的に蓄積し、利用に供する仕組み作りが必要であり、学内研究施設である文化情報研究センター、デジタルアーカイブ研究所とより連携し、役割分担を明確にした上での施設と研究体制の整備を進めていく。

**【基準Aの自己評価】**

本学では、地域社会で主体的に活動できる人材育成を卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の一つとして掲げている。地域に対して、各学科・専攻の専門性を活かした活動をそれぞれ展開しており、地域貢献するとともに学生の実践的な学びの場ともなっている。また、本学が早くから取り組んできた地域資源デジタルアーカイブの教育、研究は、さまざまな地域のデータを蓄積し、提供を行うことで、そのデータを利用した新たなコンテンツの開発や利活用の効果も出ている。

以上の事実から、基準A「地域連携・地域貢献」の基準を満たしていると判断する。

## 基準 B. デジタルアーカイブを活用した学修支援

### B-1. 学生学修支援デジタルアーカイブの整備と運用

#### B-1-① 学生学修支援デジタルアーカイブの整備

#### B-1-② 学生学修支援デジタルアーカイブの活用

##### (1) B-1 の自己判定

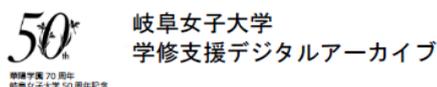
「基準項目 B-1 を満たしている。」

##### (2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### B-1-① 学生学修支援デジタルアーカイブの整備

本学は、平成 30（2018）年度に開学 50 周年を迎え、これを記念して「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」の整備を始めた。本アーカイブは①授業科目資料、②資格関連科目資料、③就職・教員採用・公務員試験など教育支援資料、④授業観察・実習資料、⑤論文の書き方、⑥入学前・基礎学習課題、⑦長期休暇課題、⑧学修資料（地域・専攻資料）、⑨研究資料で構成しており、カリキュラム・ポリシー達成に向けて学生が普段の授業科目のための自主学修や資格取得のための自主学修を支援する資料、夏期及び春期の長期休暇中の学修課題などを提供するとともに、アドミッション・ポリシー実現を補完するためのリメディアル学修を支援する資料なども提供している。また、ディプロマ・ポリシー実現に向け、学修の集大成となる卒業研究をより高いレベルで進めるための研究資料や就職試験等のための学修資料も提供している。これら「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」は学内グループウェアサイボウズから学生及び教職員がアクセスできるようになっている。【資料 B-1-1】

「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」は本学ホームページで公開している「岐阜女子大学デジタルミュージアム」とも連携しており、学生の卒業研究等の研究活動における地域資料として活用できるようになっている。【資料 B-1-2】



本サイトは、学校教育利用を目的としたデータを使用しています。  
利用の際は、文化庁で示されている「学校教育での自由利用」を守って利用してください。  
Copyright(C) 2020 Gifu Women's University. All rights reserved.

【資料 B-1-1】 学生学習支援デジタルアーカイブ

### B-1-② 学生学修支援デジタルアーカイブの活用

“② 資格関連科目資料”に関連する各種資格取得のための学修に際しては、冊子として学生に提供している資格取得ガイドブックをデジタルコンテンツとして参照することが可能であり、タブレットやスマートフォンで、いつでもどこでも資格取得のための学修ができるようになっている。

“③ 教職・教員採用・公務員試験など教育支援資料”に関連する教員採用試験や就職試験のための学修、準備に際しても同様で、冊子等でも学生に提供している各種資料をデジタルコンテンツとして参照することが可能であり、タブレットやスマートフォンで、いつでもどこでも資格取得のための学修ができるようになっている。

“⑤ 論文の書き方”の項目を発展させるものとして、「卒論デジタルアーカイブ」の取り組みを行っている。「卒論デジタルアーカイブ」は毎年度新たなアーカイブ資料が蓄積されており、学生は卒業研究に着手する際に先行研究として先輩の卒業研究デジタルアーカイブを参照し、活用している。【資料 B-1-3】

【資料 B-1-1】 <https://dagwu.com/gwuDL/index.html>

【資料 B-1-2】 <http://dac.gijodai.jp/>

【資料 B-1-3】 卒論デジタルアーカイブを活用しよう

#### (3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」の活用をより活性化するためには、アーカイブとしてのコンテンツの充実が何よりも大切である。学生が三つのポリシーを達成し、社会に羽ばたいていけるよう、蓄積すべきデータは着実に蓄積し、更新すべきデータはタイムリーに更新する体制づくりを進め、当該デジタルアーカイブの充実を図っていく。

また、今後の遠隔教育を視野に入れた新たな教育方法の検討に合わせ、e-Learning 等のコンテンツとも連携を図るなど、学生にとって使い勝手が良く、学修効果が高いシステムの構築を図る。

#### 【基準 B の自己評価】

本学では、三つのポリシー実現に向け、デジタルアーカイブ研究・教育の先進性を活かした学生の学修支援システムとして「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」を整備し、発展的に活用を進めている。

また、今後の遠隔教育を視野に入れた新たな教育方法への発展においても重要なシステムとなる可能性を有している。

以上の事実から、基準 B「デジタルアーカイブを活用した学修支援」の基準を満たしていると判断する。

## V. 特記事項

### 1. 学生の力を伸ばす教育

「大学探しランキングブック」(学生通信)によれば、本学は、全国高等学校の進路指導教諭が評価する「入学後、生徒を伸ばしてくれる女子大学」として全国一位(2020年、2017年)にランクインし、また「教育力が高い女子大学」としても全国5位(2019年)と評価されている。

この高評価の要因として、例えば家政学部健康栄養学科の管理栄養士試験での高い合格実績(令和2(2020)年度の合格者104人(合格率92.0%))をはじめ、住居学専攻卒業者の建築士取得者の輩出実績(一級建築士114人、二級建築士185人)、生活科学専攻卒業者の岐阜県内高等学校家庭科教員の輩出実績、文化創造学部初等教育学専攻の小学校教員採用試験での高い合格実績(2020年度の一次試験合格率73%、二次試験合格率100%)、文化創造学専攻での旅行業務取扱管理者試験合格率100%(全国平均11%)、書道・国語専修の学生の日展入選や全日本高校・大学生書道展での高成績(大学の部5位、大賞受賞者2人)、デジタル・アーキビスト資格合格率100%など、資格取得等における高い実績があげられる。

また、文化創造学部では、主専門だけでなく、興味のある副専門と自由に組み合わせ、多様な個性を育み、教職だけでなく司書や学芸員の養成など複数の資格取得による学生の知識・技術、人間力のつける教育を実践している。家政学部でも各学科・専攻において複数資格の取得を積極的に支援している。令和2(2020)年には岐阜女子大学ドローンカレッジと連携し、JUIDA無人航空機操縦技能やJUIDA安全運航管理者の資格取得を推進し、女性が活躍する新分野へのチャレンジ機会を充実させている。

入学前の学修支援にはじまり、入学後の在学4年間は勉学に集中し、資格取得など確実に力をつける教育と学修支援を展開し、ディプロマ・ポリシーに示す学士力をしっかりと身につけさせている。

### 2. 本当に面倒見が良い大学

しっかり学生の力を伸ばす基盤となっているのが、少人数教育とクラスアドバイザー制を柱とした学生個々への面倒見の良い教育である。やはり「大学探しランキング」(学生通信)で「面倒見がいい大学」として令和元(2019)年1位、令和2(2020)年3位と高評価されている。学力を伸ばすためのきめ細かい指導は、そのまま、社会人としての人格や教養を育成し、地域社会において、自分の望む仕事に着き、貢献できる人間力を育むことに直結している。「面倒見の良さ」は、就職率の高さとなって現れている。

令和2(2020)年度東洋経済オンラインによる「本当に就職に強い女子大ランキング」において、本学の実就職率は全国の女子大の中で2位(就職率は96.9%)であった。これは、一年次から、学生一人ひとりに専任のクラスアドバイザーがつき、年3回以上の面談を基に、カリキュラムの履修のし方から、取得する資格やそのための学修指導、就活の進め方に至るまできめ細かな指導を行っている賜物でもある。また、クラスアドバイザーは学生の生活に関する相談にもり、学生の不安を払拭できていることが、学生が学修に集中できる環境を整えているとも言える。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的は、岐阜女子大学学則第 1 条に明記し遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部は、岐阜女子大学学則第 2 条に明記し遵守している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は、岐阜女子大学学則第 4 条に明記し遵守している。	3-1
第 88 条	○	修業年限の通算は、岐阜女子大学学則第 4 条に明記し遵守している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 90 条	○	入学資格は、岐阜女子大学学則第 23 条に明記し遵守している。	2-1
第 92 条	○	職員は、岐阜女子大学学則第 52 条、岐阜女子大学組織規程第 3 条に明記し遵守している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会は、岐阜女子大学学則第 54 条、第 55 条に明記し遵守している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与は、岐阜女子大学学則第 21 条に明記し遵守している。	3-1
第 105 条	○	履修証明書の交付は、岐阜女子大学学則第 58 条に明記し遵守している。	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学を設置していない。）	2-1
第 109 条	○	自己評価、認証評価は、岐阜女子大学自己点検・評価委員会規程に明記し遵守している。	6-2
第 113 条	○	紀要「岐阜女子大学紀要」を発行し、ホームページでも公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員は、岐阜女子大学学則第 52 条、岐阜女子大学組織規程に明記し運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高専卒業者の大学編入学は、岐阜女子大学学則第 27 条、第 28 条、第 29 条に明記し遵守している。	2-1
第 132 条	○	専修学校専門課程卒業者の大学編入学は、岐阜女子大学学則第 27 条、第 28 条、第 29 条に明記し遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に記載しなければならない学校教育法施行規則第 4 条の一から九までの事項は、全て岐阜女子大学学則に明記し遵守している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし（附属小・中・高等学校を設置していない。）	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒は、岐阜女子大学学則第 47 条に明記し遵守している。	4-1
第 28 条	○	学校において備えなければならない表簿は、岐阜女子大学組織規程等に定めた各所管部署で保管している。	3-2
第 143 条	—	該当なし（代議員会等を設置していない。）	4-1

岐阜女子大学

第 146 条	○	修業年限の通算は、岐阜女子大学学則第 4 条に明記し遵守している。	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 148 条	—	該当なし（特別の専門事項を教授研究する学部、夜間において授業を行う学部の設置なし。）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 150 条	○	大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、岐阜女子大学学則第 23 条に明記し遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当なし（飛び入学制度なし）	2-1
第 152 条	—	該当なし（飛び入学制度なし）	2-1
第 153 条	—	該当なし（飛び入学制度なし）	2-1
第 154 条	—	該当なし（飛び入学制度なし）	2-1
第 161 条	○	短期大学卒業者の大学編入学は、岐阜女子大学学則第 27 条、第 28 条、第 29 条に明記し遵守している。	2-1
第 162 条	○	外国の課程を有する教育施設の学生の転学は、規定されていないが、実例が生じた際は、岐阜女子大学学則第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条の「編入学」についての規定において、「大学」に相当するものとして適用する。	2-1
第 163 条	○	大学の始期及び終期は、岐阜女子大学学則第 5 条に明記し遵守している。	3-2
第 163 条の 2	○	学修証明書（履修証明書制度）は、岐阜女子大学学則第 58 条に明記し遵守している。	3-1
第 164 条	○	本学学生以外を対象とした特別の課程の編成は、岐阜女子大学学則第 48 条に明記し遵守している。	3-1
第 165 条の 2	○	「一 卒業の認定に関する方針、二 教育課程の編成及び実施に関する方針、三 入学者の受入れに関する方針」は、教育目的を踏まえて 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を策定し、学生便覧、大学案内、大学ホームページに掲載している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	岐阜女子大学自己点検・評価委員会規程に明記し遵守している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で定められた 9 項目を踏まえ、大学ホームページにおいて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位の授与は、岐阜女子大学学則第 21 条に明記し遵守している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の大学編入学は、岐阜女子大学学則第 27 条、第 28 条、第 29 条に明記し遵守している。	2-1

岐阜女子大学

第 186 条	○	専修学校専門課程卒業者の大学編入学は、岐阜女子大学学則第 27 条、第 28 条、第 29 条に明記し遵守している。	2-1
---------	---	--	-----

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法、大学設置基準、その他の法令等に定める大学に必要な基準以上により運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的は、岐阜女子大学学則第 2 条の 2 に 明記し目的達成に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜は、岐阜女子大学学則第 25 条、岐阜女子大学入学試験規程に基づき適切に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	教員と事務職員等の連携及び協働は、岐阜女子大学組織規程第 3 条に明記し遵守している。	2-2
第 3 条	○	学部は、岐阜女子大学学則第 2 条・3 条、岐阜女子大学組織規程第 3 条に明記している。	1-2
第 4 条	○	学科は、岐阜女子大学学則第 2 条・3 条、岐阜女子大学組織規程第 3 条に明記している。	1-2
第 5 条	—	該当なし（学科に代えて課程を設けていない。）	1-2
第 6 条	—	該当なし（学部以外の基本組織は設けていない。）	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織は、岐阜女子大学学則第 52 条、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規により整備し、教育に従事している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当は、この基準及び教員養成課程が求める要件を満たす授業担当者を適切に配置している。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	教育職員は、全て本学のみ専任教員として、教育課程の編成について責任を担っている。	3-2
第 11 条	○	授業を担当しない教員は、配置している。	3-2 4-2
第 12 条	○	教育職員は、華陽学園就業規則及び教育職員の出勤、学園外兼務に関する内規に基づき、全て本学のみ専任教員として教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	○大学設置基準上の必要専任教員数 ・学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（別表 1） 生活科学科 6 人、健康栄養学科 9 人、文化創造学科 10 人 ・大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（別表 2） $12 + \{(1320 - 800) \div 400 \times 3\} = 16$ 人	3-2 4-2

岐阜女子大学

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・合計 : 41 人</li> <li>○本学の専任教員数は以下のとおりであり、大学設置基準上の必要数以上の人数を配置している。</li> <li>・生活科学科 11 人、健康栄養学科 18 人、文化創造学科 47 人</li> <li>・大学全体合計 76 人</li> </ul>	
第 13 条の 2	○	学長の資格は、岐阜女子大学学長選考規程に明記し遵守している。	4-1
第 14 条	○	教授の資格は、岐阜女子大学教員資格審査委員会規程、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規に明記し遵守している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格は、岐阜女子大学教員資格審査委員会規程、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規に明記し遵守している。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格は、岐阜女子大学教員資格審査委員会規程、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規に明記し遵守している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格は、岐阜女子大学教員資格審査委員会規程、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規に明記し遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格は、岐阜女子大学教員資格審査委員会規程、岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則に明記し遵守している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は、岐阜女子大学学則第 3 条に明記し遵守している。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成方針は、カリキュラム・ポリシーを定め、学生便覧等に明記し遵守している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目を開講していない。）	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は、岐阜女子大学学則第 8 条、岐阜女子大学履修規則第 3 条に明記し遵守している。	3-2
第 21 条	○	単位数は、岐阜女子大学学則第 12 条、岐阜女子大学学則別表第 2 に明記し遵守している。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業期間は、岐阜女子大学学則第 13 条に明記し遵守している。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間は、毎年次策定する学年暦において、各学期間に 15 週をくだらない授業時数を確保している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、履修登録された科目に応じて教育効果を考慮して適切に対応している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は、岐阜女子大学学則第 10 条に明記し遵守している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法、内容、一年間の授業の計画、学修の成果の評価及び	3-1

岐阜女子大学

		基準は、シラバス（授業概要）を作成し、学内システムを使用して、学生等に明示している。 卒業の認定基準は、岐阜女子大学学則第 20 条に明記し遵守している。	
第 25 条の 3	○	教育内容の改善のための組織的な研修等は、岐阜女子大学 FD 委員会規程に明記し遵守している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	－	該当なし（昼夜開講制なし）	3-2
第 27 条	○	単位の授与は、岐阜女子大学学則第 14 条に明記し遵守している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限は、岐阜女子大学科目履修要項第 3 条に明記し遵守している。	3-2
第 27 条の 3	－	該当なし（連携開設科目を開講していない。）	3-1
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等は、岐阜女子大学学則第 16 条に明記し遵守している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修は、岐阜女子大学学則第 17 条に明記し遵守している。	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定は、岐阜女子大学学則第 18 条に明記し遵守している。	3-1
第 30 条の 2	－	該当なし（長期履修制度なし）	3-2
第 31 条	○	科目等履修生は、岐阜女子大学学則第 49 条に明記し遵守している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件は、岐阜女子大学学則第 20 条に明記し遵守している。	3-1
第 33 条	－	該当なし（授業時間制の適用なし）	3-1
第 34 条	○	校地は、太郎丸キャンパスを岐阜市太郎丸 80 番地に設置しており、教育にふさわしい環境を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は、設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は、設置基準に示されている専用の施設を設けている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は 129,203 m <sup>2</sup> であり、設置基準 13,200 m <sup>2</sup> (1,320×10) を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は 29,473 m <sup>2</sup> であり、設置基準 9,917 m <sup>2</sup> ((800-400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958 + 2,975) を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館は、岐阜女子大学附属図書館規則に則り整備し、運用している。	2-5
第 39 条	－	該当なし（附属施設の必要な学部の設置なし）	2-5
第 39 条の 2	－	該当なし（薬学に関する学部又は学科の設置なし）	2-5
第 40 条	○	行う各授業科目に必要な機械、器具等は整備している。	2-5
第 40 条の 2	－	該当なし（教育研究を行う二以上の校地なし）	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境は、毎年度、教育研究費を予算化し、整備に努めている。	2-5 4-4

岐阜女子大学

第 40 条の 4	○	大学名、学部名、学科名は、本学の教育研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第 41 条	○	事務組織は、岐阜女子大学組織規程に明記し業務に従事している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織は、岐阜女子大学組織規程第 4 条に基づき適切に運用されている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業定自立を図るために必要な能力を培うための体制は、岐阜女子大学組織規程に基づき適切に運営されている。	2-3
第 42 条の 3	○	研修の機会等は、岐阜女子大学 FD 委員会規程、岐阜女子大学 SD 委員会規程に基づき教職員の資質向上の取組を行っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし（学部等連係課程実施基本組織なし）	3-2
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程の編成なし）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程の編成なし）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科の設置なし）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部の設置なし）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部の設置なし）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部の設置なし）	4-2
第 57 条	—	該当なし（外国に設けた組織の設置なし）	1-2
第 58 条	—	該当なし（大学院大学の設置なし）	2-5
第 60 条	—	該当なし（新たな大学の設置、又は薬学を履修する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備なし）	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件は、岐阜女子大学学則第 20 条、第 21 条に明記し遵守している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称は、岐阜女子大学学則第 21 条に明記し遵守している。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程の編成なし）	3-1
第 13 条	○	学位に関する事項の処理は、岐阜女子大学学則第 20 条、第 21 条に明記し、学則変更を行った際には、文部科学省に届出を行っている。	3-1

岐阜女子大学

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務は、華陽学園寄附行為第 3 条に明記し遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人の関係者に対する特別の利益供与の禁止は、華陽学園寄附行為第 8 条に明記し遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為は、本学ホームページで公開し、閲覧に供している。	5-1
第 35 条	○	役員は、華陽学園寄附行為第 5 条に基づき理事 11 人、監事 3 人を選任している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、華陽学園寄附行為第 6 条～9 条に明記し遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会は、華陽学園寄附行為第 16 条に基づき理事長が招集し理事会を運営している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務は、華陽学園寄附行為第 12 条～第 15 条に明記し遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任は、華陽学園寄附行為第 6 条、第 8 条、第 11 条に明記し遵守している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止は、華陽学園寄附行為第 8 条に明記し遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充は、華陽学園寄附行為第 10 条に明記し遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会は、華陽学園寄附行為第 19 条に基づき、評議員 24 人をもって構成し、評議員会は理事長が招集し運営している。	5-3
第 42 条	○	理事長が評議員会に意見を求めることは、華陽学園寄附行為第 21 条に明記し遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会は役員に対して意見を述べ報告を受けること等は、華陽学園寄附行為第 22 条に明記し遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任は、華陽学園寄附行為第 23 条に明記し遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任は、華陽学園寄附行為第 44 条、45 条に明記し遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任は、華陽学園寄附行為第 44 条、45 条に明記し遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任は、華陽学園寄附行為第 44 条、45 条に明記し遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用は、華陽学園寄附行為第 44 条、45 条に明記し遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等は、華陽学園寄附行為第 43 条に明記し遵守している。	5-1

岐阜女子大学

第 45 条の 2	○	認証評価の結果を踏まえ、毎会計年度の事業計画、予算および中期計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算及び実績の報告は、華陽学園寄附行為第 34 条に明記し遵守している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の作成及び閲覧は、華陽学園寄附行為第 35 条に明記し遵守している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬等は、華陽学園役員報酬等支給規程に定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は、華陽学園寄附行為第 39 条に明記し遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表は、華陽学園寄附行為第 36 条に明記し遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院の目的は、岐阜女子大学大学院学則第 1 条に明記し遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院の研究科等は、岐阜女子大学大学院学則第 3 条に明記し遵守している。	1-2
第 102 条	○	大学院の入学資格は、岐阜女子大学大学院学則第 15 条に明記し遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者の入学は、岐阜女子大学大学院学則第 15 条に明記し遵守している。	2-1
第 156 条	—	該当なし（修士等の学位と同等の学力ある者の入学の規定なし）	2-1
第 157 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度なし）	2-1
第 158 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度なし）	2-1
第 159 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度なし）	2-1
第 160 条	—	該当なし（大学院への飛び入学制度なし）	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	趣旨は、岐阜女子大学大学院研究科規則第 1 条に明記し遵守している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	専攻ごとの人材養成の目的は、岐阜女子大学大学院研究科規則第 2	1-1

岐阜女子大学

		条に明記し遵守している。	1-2
第1条の3	○	入学者の選抜は、岐阜女子大学大学院学則第17条に明記し遵守している。	2-1
第1条の4	○	教員と事務職員等の連携及び協働は、岐阜女子大学組織規程第3条に明記し遵守している。	2-2
第2条	○	大学院の課程は、岐阜女子大学大学院学則第2条に明記し遵守している。	1-2
第2条の2	－	該当なし（専ら夜間において教育を行う大学院の課程なし）	1-2
第3条	○	修士課程は、岐阜女子大学大学院学則第2条、第8条に明記し遵守している。	1-2
第4条	－	該当なし（博士課程なし）	1-2
第5条	○	研究科は、岐阜女子大学大学院学則第3条に明記し遵守している。	1-2
第6条	○	専攻は、岐阜女子大学大学院学則第4条に明記し遵守している。	1-2
第7条	○	各研究科（生活科学研究科、文化創造学研究科）は、各学部（家政学部、文化創造学部）に基礎をおき適切に連携している。	1-2
第7条の2	－	該当なし（複数の大学が協力して教育研究を行う研究科なし）	1-2 3-2 4-2
第7条の3	－	該当なし（研究科以外の基本組織なし）	1-2 3-2 4-2
第8条	○	教員組織は、岐阜女子大学大学院学則第60条に明記し、必要数以上の教員を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	教員の選考は、岐阜女子大学大学院研究科担当教員選考に関する規則に明記し、必要数以上の教員を配置している。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は、岐阜女子大学大学院学則第10条に明記し遵守している。	2-1
第11条	○	教育課程の編成方針は、カリキュラム・ポリシーを定め、大学院便覧等に明記し遵守している。	3-2
第12条	○	授業及び研究指導は、岐阜女子大学大学院学則第22条、第25条に明記し遵守している。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、岐阜女子大学大学院学則第23条、第24条に明記し遵守している。	2-2 3-2
第14条	○	教育方法の特例は、岐阜女子大学大学院学則第37条に明記し遵守している。	3-2
第14条の2	○	授業及び研究指導の方法、内容、一年間の授業の計画、学修の成果の評価及び基準は、シラバス（授業概要）を作成し、学内システムを使用して、学生等に明示している。 学位の授与、学位論文等の取扱いは、岐阜女子大学大学院学則第	3-1

岐阜女子大学

		46条、第47条に明記し遵守している。	
第14条の3	○	教育内容の改善のための組織的な研修等は、岐阜女子大学FD委員会規程に明記し遵守している。	3-3 4-2
第15条	○	大学設置基準の準用規定に基づき、岐阜女子大学大学院学則第26条、第29条、第31条、第34条、第35条、第36条、第52条に明記し遵守している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	修士課程の修了要件は、岐阜女子大学大学院学則第8条、第46条に明記し遵守している。	3-1
第17条	—	該当なし（博士課程なし）	3-1
第19条	○	講義室等の必要な設備は設置している。	2-5
第20条	○	行う各授業科目に必要な機械、器具等は整備している。	2-5
第21条	○	研究に必要な図書等の資料は整備している。	2-5
第22条	○	学部の施設及び施設の共用は、岐阜女子大学大学院学則第56条に明記し遵守している。	2-5
第22条の2	—	該当なし（教育研究を行う二以上の校地なし）	2-5
第22条の3	○	教育研究環境は、毎年度、教育研究費を予算化し、整備に努めている。	2-5 4-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、本学の教育研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第23条	—	該当なし（独立大学院なし）	1-1 1-2
第24条	—	該当なし（独立大学院なし）	2-5
第25条	○	通信教育を行う修士課程は、岐阜女子大学大学院学則第2条～第4条に明記し遵守している。	3-2
第26条	○	通信教育は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻について行っている。	3-2
第27条	○	通信教育を併せ行う場合の教員組織は、専攻ごとに、必要数以上の教員を配置している。	3-2 4-2
第28条	○	通信教育を行う課程の授業の方法及び単位の計算方法等については、岐阜女子大学大学院学則第33条に明記し遵守している。	2-2 3-1 3-2
第29条	○	文化情報研究センターにおいて、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送をしている。	2-5
第30条	○	文化情報研究センターにおいて、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理している。	2-2 3-2
第30条の2	—	該当なし（研究科等連係課程実施基本組織なし）	3-2
第31条	—	該当なし（共同教育課程なし）	3-2
第32条	—	該当なし（共同教育課程なし）	3-1

岐阜女子大学

第 33 条	—	該当なし（共同教育課程なし）	3-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程なし）	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（工学を専攻する研究科なし）	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（工学を専攻する研究科なし）	4-2
第 42 条	○	大学院の事務組織は、岐阜女子大学組織規程に明記し遵守している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	—	該当なし（博士課程なし）	2-3
第 42 条の 3		授業料、入学料その他の費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する情報は、大学院便覧等に明示している。	2-4
第 43 条	○	研修の機会は、岐阜女子大学 FD 委員会規程、岐阜女子大学 SD 委員会規程に基づき教職員の資質向上の取組を行っている。	4-3
第 45 条	—	該当なし（外国に設けた組織の設置なし）	1-2
第 46 条	—	該当なし（新たな大学院、研究科等の設置に伴う教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的整備なし）	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 2 条	—		1-2
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-2 4-2
第 5 条	—		3-2 4-2
第 6 条	—		3-2
第 6 条の 2	—		3-2
第 6 条の 3	—		3-2
第 7 条	—		2-5
第 8 条	—		2-2 3-2
第 9 条	—		2-2 3-2
第 10 条	—		3-1
第 11 条	—		3-2 3-3 4-2
第 12 条	—		3-2

岐阜女子大学

第 12 条の 2	—		3-1
第 13 条	—		3-1
第 14 条	—		3-1
第 15 条	—		3-1
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		3-1
第 42 条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件は、岐阜女子大学大学院学則第 45 条、第 46	3-1

岐阜女子大学

		条に明記し遵守している。	
第4条	—	該当なし（博士課程なし）	3-1
第5条	○	学位授与の審査への他大学等の協力は、岐阜女子大学大学院学位規則第8条に明記し遵守している。	3-1
第12条	—	該当なし（博士課程なし）	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-5
第11条	—		2-5
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	「該当なし」
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 華陽学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	岐阜女子大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	①岐阜女子大学学則、②岐阜女子大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度（令和 4 年度）①学生募集要項（入試ガイド、出願資料）、②指定校制推薦入試 学生募集要項、③編入学試験 学生募集要項、④編入学（姉妹校）入試 学生募集要項、⑤留学生募集要項、⑥2021 年度大学院（通学） 学生募集要項、⑦2021 年度大学院入学試験（通信教育課程） 学生募集要項	

岐阜女子大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	①2021 年度（令和 3 年度）学生便覧、②2021 年度（令和 3 年度）大学院便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	2022 年度 大学案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人華陽学園 岐阜女子大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人華陽学園 理事・監事・評議員名簿 理事会、評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 28 年度～令和 2 年度 決算報告書 平成 28 年度～令和 2 年度 監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	①学生便覧、②2021 年度（令和 3 年度）授業概要（シラバス）	①は【資料 F-5①】に同じ
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・ <a href="http://gijodai.jp/policies/policy.html">http://gijodai.jp/policies/policy.html</a> 岐阜女子大学ホームページ→大学について→情報公開→2. 教育の目的→3 ポリシー ・ <a href="https://www.gijodai.jp/trait/home-economics.html">https://www.gijodai.jp/trait/home-economics.html</a> 岐阜女子大学ホームページ→学部案内→家政学部 ・ <a href="https://www.gijodai.jp/trait/cultural-creation.html">https://www.gijodai.jp/trait/cultural-creation.html</a> 岐阜女子大学ホームページ→学部案内→文化創造学部	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	「該当なし」	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	「該当なし」	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	教育の目的 <a href="https://gijodai.jp/about/disclosure/admission.html">https://gijodai.jp/about/disclosure/admission.html</a>	
【資料 1-1-2】	私立大学等研究ブランディング事業報告書	
【資料 1-1-3】	各種テキスト	
【資料 1-1-4】	岐阜女子大学大学院免許法認定公開講座実施要項	
【資料 1-1-5】	令和 2 年度外部評価資料	
【資料 1-1-6】	各研究所・センター報告書	
【資料 1-1-7】	文部科学省各種支援事業報告書等	
【資料 1-1-8】	中期計画進捗状況報告書	
【資料 1-1-9】	外部評価委員会報告書	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		

岐阜女子大学

【資料 1-2-1】	令和3年度新入生教育研修・ガイダンスについて	
【資料 1-2-2】	令和3年度前学期ガイダンス予定表	
【資料 1-2-3】	令和3年度入学式等の予定表（令和2年度第12回教授会資料）	
【資料 1-2-4】	令和2(2020)年度杉の実会定期総会資料	
【資料 1-2-5】	<a href="https://gijodai.jp/">https://gijodai.jp/</a> 及び <a href="https://gijodai.jp/policies/">https://gijodai.jp/policies/</a>	
【資料 1-2-6】	岐阜女子大学 学報 CAMPUS DAYS	
【資料 1-2-7】	令和3（2021）年度岐阜女子大学大学説明会資料	
【資料 1-2-8】	令和3年度広報（高校訪問担当者合同）委員会資料	
【資料 1-2-9】	長期計画	
【資料 1-2-10】	第2期中期目標・中期計画	
【資料 1-2-11】	<a href="https://gijodai.jp/policies/policy.html">https://gijodai.jp/policies/policy.html</a> <a href="https://gijodai.jp/trait/home-economics.html">https://gijodai.jp/trait/home-economics.html</a> <a href="https://gijodai.jp/trait/cultural-creation.html">https://gijodai.jp/trait/cultural-creation.html</a>	
【資料 1-2-12】	<a href="https://gijodai.jp/graduate/cultural-creation/3policy.html">https://gijodai.jp/graduate/cultural-creation/3policy.html</a> <a href="https://gijodai.jp/graduate/seikatsu/3policy.html">https://gijodai.jp/graduate/seikatsu/3policy.html</a>	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ホームページ <a href="https://gijodai.jp/policies/policy.html">https://gijodai.jp/policies/policy.html</a>	
【資料 2-1-2】	令和元（2019）年度第12回主任会議資料	
【資料 2-1-3】	令和元（2019）年度第12回教授会資料	
【資料 2-1-4】	令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料	
【資料 2-1-5】	令和2(2020)年度教授会議事録	
【資料 2-1-6】	令和4年度岐阜女子大学入学試験 出題者等名簿	
【資料 2-1-7】	<a href="https://gijodai.jp/entrance/">https://gijodai.jp/entrance/</a>	
【資料 2-1-8】	各種パンフレット	
【資料 2-1-9】	全国高校生書道展ポスター及び結果報告	
【資料 2-1-10】	<a href="https://www.cfctoday.org/introduce/gifujoshi/">https://www.cfctoday.org/introduce/gifujoshi/</a>	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	ガイダンス資料	
【資料 2-2-2】	グレードアップテスト資料	
【資料 2-2-3】	新入生教育研修資料	
【資料 2-2-4】	クラスアドバイザー一覧	
【資料 2-2-5】	クラスアドバイザー研修会資料	
【資料 2-2-6】	実験実習助手担当一覧	
【資料 2-2-7】	学修指導員資料	
【資料 2-2-8】	メンター資料	
【資料 2-2-9】	要支援学生相談数	
【資料 2-2-10】	健康相談室案内資料と相談数	
【資料 2-2-11】	遠隔学修に関するアンケート	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	令和元年度活動内容・進路決定状況	
【資料 2-3-2】	委員会組織並びに議事録	
【資料 2-3-3】	三つのポリシー	
【資料 2-3-4】	就職ガイダンス集中講座	

岐阜女子大学

【資料 2-3-5】	就職支援ガイドブック	
【資料 2-3-6】	資格取得支援講座	
【資料 2-3-7】	県人会の様子	
【資料 2-3-8】	訪問先卒業生など	
【資料 2-3-9】	やりたい仕事とやれる仕事探しのための講座	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	教育支援センター規程	
【資料 2-4-2】	教育支援センター委員会規程	
【資料 2-4-3】	2019 年度宿泊研修資料	
【資料 2-4-4】	学生委員会規程	
【資料 2-4-5】	クラスアドバイザー規程	
【資料 2-4-6】	岐阜女子大学特別奨学金給付に関する規定	
【資料 2-4-7】	岐阜女子大学災害罹災学生並びに入学生の授業料減免に関する規定	
【資料 2-4-8】	岐阜女子大学遠隔者特別奨学金に関する規定	
【資料 2-4-9】	いずみ寮規則	
2-5. 学修環境の整備		
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 2 年度授業改善に関わる学生アンケート・報告書	
【資料 2-6-2】	令和 2 年度学生の状況把握アンケート結果	
【資料 2-6-3】	2019 年度学生生活実態調査	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和元（2019）年度第 12 回主任会議資料	【資料 2-1-2】に同じ
【資料 3-1-2】	令和元（2019）年度第 12 回教授会資料	【資料 2-1-3】に同じ
【資料 3-1-3】	令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料	【資料 2-1-4】に同じ
【資料 3-1-4】	学生の状況把握アンケート調査票	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	令和元（2019）年度外部評価委員会資料	【資料 2-1-4】に同じ
【資料 3-2-2】	令和 2 年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 3-2-3】	各種テキスト類	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 3-2-4】	令和 2 年度授業改善に関わる学生アンケート報告書	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 3-2-5】	文部科学省私立大学研究ブランディング事業地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業成果報告書 2019 Vol. V No.1 学修支援資料デジタルアーカイブの共有化及び成果の公開と評価に関する研究 グランドデザイン 2040 をめざす岐阜女子大学の教学マネジメントの「今」-実践をとおして学びの質を追求する-	【資料 1-1-2】に同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	文部科学省私立大学研究ブランディング事業地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業成果報告書 2019 Vol. V No.1 学修支援資料デジタルアーカイブ	【資料 1-1-2】に同じ

岐阜女子大学

	ブの共有化および成果の公開と評価に関する研究 グランドデザイン 2040 をめざす岐阜女子大学の教学マネジメントの「今」-実践をととして学びの質を追求する-	
【資料 3-3-2】	授業改善に関する学生アンケート調査票	
【資料 3-3-3】	学生の状況把握アンケート調査票	
【資料 3-3-4】	自助資源シート	
【資料 3-3-5】	令和2年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会報告書	【資料 1-1-9】に同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	岐阜女子大学学長選考規程	
【資料 4-1-2】	学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程	
【資料 4-1-3】	令和元(2019)年度第2回常任理事会議事録	
【資料 4-1-4】	岐阜女子大学学長補佐に関する規則	
【資料 4-1-5】	部長会規程	
【資料 4-1-6】	岐阜女子大学教授会議事運営規則	
【資料 4-1-7】	岐阜女子大学教員資格審査委員会規程	
【資料 4-1-8】	岐阜女子大学学生委員会規程	
【資料 4-1-9】	岐阜女子大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-10】	岐阜女子大学大学院委員会規則	
【資料 4-1-11】	岐阜女子大学大学院研究科委員会規則	
【資料 4-1-12】	学校法人華陽学園 IR 室規則	
【資料 4-1-13】	岐阜女子大学教授会規程	
【資料 4-1-14】	教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに関する内規	
【資料 4-1-15】	岐阜女子大学主任会議規程	
【資料 4-1-16】	各種委員会委員等一覧	
【資料 4-1-17】	委員会等関係図	
【資料 4-1-18】	主な委員会体系図	
【資料 4-1-19】	職員配置図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学院設置基準上の教員と実人数	
【資料 4-2-2】	大学設置基準上の教員と実人数	
【資料 4-2-3】	岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する規則	
【資料 4-2-4】	岐阜女子大学専任教員の採用及び昇任審査に関する内規	
【資料 4-2-5】	岐阜女子大学教員資格審査委員会規程	
【資料 4-2-6】	岐阜女子大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-7】	授業改善に関わる学生アンケート報告書	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 4-2-8】	岐阜女子大学 カリキュラム開発研究 2019 Vol.4 No.1	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	岐阜女子大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	「挨拶運動」(写真)	
【資料 4-3-3】	県人会の組織	
【資料 4-3-4】	事務局職員の朝礼の様子(写真)	
【資料 4-3-5】	岐阜県私立大学協会教職員研修会	

岐阜女子大学

【資料 4-3-6】	教職員会議の次第・資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	授業改善に関わる学生アンケート	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 4-4-2】	デジタルアーカイブ学会誌	
【資料 4-4-3】	デジタルアーカイブ研究誌	
【資料 4-4-4】	文部科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（連携型）」報告書	
【資料 4-4-5】	岐阜女子大学紀要	
【資料 4-4-6】	文化情報研究誌	
【資料 4-4-7】	岐阜女子大学リポジトリ <a href="https://gijodai.repo.nii.ac.jp/">https://gijodai.repo.nii.ac.jp/</a>	
【資料 4-4-8】	「現職教員の新たな免許状取得を促進する講習等開発事業」報告書	
【資料 4-4-9】	私立大学研究ブランディング事業「岐阜女子大学地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」報告書	
【資料 4-4-10】	カリキュラム開発研究誌	
【資料 4-4-11】	岐阜女子大学科学研究費補助金事務取扱規程	
【資料 4-4-12】	学校法人華陽学園物品管理規程	
【資料 4-4-13】	公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針	
【資料 4-4-14】	公的研究費の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-15】	岐阜女子大学公的研究費不正防止管理規程	
【資料 4-4-16】	岐阜女子大学における公的研究費の内部監査マニュアル	
【資料 4-4-17】	岐阜女子大学における研究活動規範	
【資料 4-4-18】	岐阜女子大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-19】	岐阜女子大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-20】	岐阜女子大学科学研究費補助金事務取扱規程	【資料 4-4-11】に同じ
【資料 4-4-21】	岐阜女子大学 FD 委員会規程	
【資料 4-4-22】	岐阜女子大学 SD 委員会規程	
【資料 4-4-23】	学校法人華陽学園岐阜女子大学利益相反ポリシー	
【資料 4-4-24】	岐阜女子大学産学官連携ポリシー	
【資料 4-4-25】	岐阜女子大学動物実験委員会規程	
【資料 4-4-26】	岐阜女子大学動物実験室使用細則	
【資料 4-4-27】	岐阜女子大学遺伝子組換え生物等の使用等実施規則	
【資料 4-4-28】	岐阜女子大学組換え DNA 実験室設置基準	
【資料 4-4-29】	岐阜女子大学動物実験規程	
【資料 4-4-30】	学校法人華陽学園経理規程	
【資料 4-4-31】	学校法人華陽学園経理規程施行細則	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	中期目標・中期計画、長期計画	【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】に同じ
【資料 5-1-2】	学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程	
【資料 5-1-3】	<a href="http://gijodai.jp/about/disclosure/other.html">http://gijodai.jp/about/disclosure/other.html</a> 岐阜女子大学ホームページ→大学について→情報公開→6. その他	

岐阜女子大学

【資料 5-1-4】	学校法人華陽学園岐阜女子大学ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-5】	①岐阜女子大学緊急連絡網, ②危機管理等連絡表	
【資料 5-1-6】	災害時における施設開放に関する覚書	
【資料 5-1-7】	新型コロナウイルス接触情報整理表	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	令和2年度理事会議事録	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人華陽学園常任理事会規程	
【資料 5-3-2】	岐阜女子大学部長会規程	
【資料 5-3-3】	岐阜女子大学主任会議規程	
【資料 5-3-4】	理事会、評議員会の開催状況	
【資料 5-3-5】	岐阜女子大学外部評価委員会規程	
5-4. 財務基盤と収支		
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人華陽学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人華陽学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人華陽学園資金運用規程	
【資料 5-5-4】	令和3年度教育研究経費予算配分基準	
【資料 5-5-5】	予算実行要領	
【資料 5-5-6】	決算報告書(令和2年度第56期)	
【資料 5-5-7】	学校法人華陽学園寄附行為	
【資料 5-5-8】	学校法人華陽学園監事監査規程	
【資料 5-5-9】	令和2年度監査結果説明書	
【資料 5-5-10】	独立監査人の監査報告書(令和2年度)	
【資料 5-5-11】	監査報告書(令和2年度)	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-2】	組織内自己点検・評価チームに関する内規	
【資料 6-1-3】	内部質保証推進会議規程	
【資料 6-1-4】	中期目標・中期計画の進捗状況	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 6-1-5】	令和2年度岐阜女子大学・大学院外部評価資料	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 6-1-6】	令和2年度岐阜女子大学・大学院外部評価報告書	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 6-1-7】	自己点検評価・内部質保証システム運用要項	
【資料 6-1-8】	外部評価委員会規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料	【資料 2-1-4】に同じ
【資料 6-2-2】	令和2年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会資料	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 6-2-3】	令和元年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会報告書	

岐阜女子大学

【資料 6-2-4】	令和2年度岐阜女子大学・大学院外部評価委員会報告書	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 6-2-5】	授業改善に関する学生アンケート	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 6-2-6】	e-Learning を用いた遠隔教育	
【資料 6-2-7】	遠隔授業に関する調査結果	
【資料 6-2-8】	学校法人華陽学園監事監査規程	
【資料 6-2-9】	監事監査（理事会等参加状況）	
【資料 6-2-10】	学校法人華陽学園 IR 室規則	
【資料 6-2-11】	広報部会資料	
【資料 6-2-12】	岐阜女子大学外部評価資料（令和2年度）大学の研究の社会への還元と社会からの還元	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 6-2-13】	IR（沖縄・初等）研究の教育・社会への還元	
【資料 6-2-14】	第10回常任理事会議事録	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	岐阜女子大学構成組織内自己点検・評価チームに関する内規	【資料 6-1-2】に同じ
【資料 6-3-2】	岐阜女子大学自己点検・評価委員会規程	【資料 6-1-1】に同じ
【資料 6-3-3】	岐阜女子大学内部質保証推進会議規程	【資料 6-1-3】に同じ
【資料 6-3-4】	岐阜女子大学自己点検評価・内部質保証システムの運用要項	【資料 6-1-7】に同じ

基準 A. 地域連携・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 全学的な地域連携・地域貢献への取り組み		
A-2. 地域資源デジタルアーカイブによる本学独自の地域貢献		
【資料 A-2-1】	私立大学研究ブランディング事業リーフレット	
【資料 A-2-2】	・『飛騨高山匠の技とこころ』・『白山文化はいいもんだ』・『報道記事から見る岐阜の偉人たち』・『岐阜市デジタルアーカイブ資料集 2019』・『各務原市空き家リノベーション事業』)	
【資料 A-2-3】	・『地域文化とデジタルアーカイブ』・『高校生、大学生のためのデジタルアーカイブ入門～知の活用～』・『沖縄デジタルアーカイブセミナー デジタル・アーキビスト資格取得講座』)	
【資料 A-2-4】	『郡上であそぼ』	

基準 B. デジタルアーカイブを活用した学修支援

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 学生学修支援デジタルアーカイブの整備と運用		
【資料 B-1-1】	<a href="https://dagwu.com/gwuDL/index.html">https://dagwu.com/gwuDL/index.html</a>	
【資料 B-1-2】	<a href="http://dac.gijodai.jp/">http://dac.gijodai.jp/</a>	
【資料 B-1-3】	卒論デジタルアーカイブを活用しよう	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。